

原文 明治 14 年	テキスト
<p>統計院誌卷之一  明治十四年五月三十日始メテ統計院ヲ太政官中ニ置キ  職制及事務章程ヲ定メラル左ノ如シ</p> <p>職制  院長<small>參議之ニ兼任ス</small>（十五年三月改メテ二等官トス）  事務章程ニ掲ル諸件ヲ施行スルノ責ニ任ス  院中奏任以上ノ官員及ヒ統計委員ノ進退ヲ上請スルヲ得</p> <p>院中判任以下ノ官員ヲ任免スルヲ得</p> <p>院中ノ官員ヲ国内ニ派遣スルヲ得</p> <p>統計委員ノ全數或ハ其幾名ヲ招集シテ委員會ヲ開クヲ得</p> <p>幹事<small>四等官</small></p>	<p>統計院誌卷之一  0140530  明治十四年五月三十日始メテ統計院ヲ太政官中ニ置キ職制及事務章程ヲ定メラル左ノ如シ</p> <p>職制  院長<small>參議之ニ兼任ス</small>（十五年三月改メテ二等官トス）  事務章程ニ掲ル諸件ヲ施行スルノ責ニ任ス  院中奏任以上ノ官員及ヒ統計委員ノ進退ヲ上請スルヲ得</p> <p>院中判任以下ノ官員ヲ任免スルヲ得</p> <p>院中ノ官員ヲ国内ニ派遣スルヲ得</p> <p>統計委員ノ全數或ハ其幾名ヲ招集シテ委員會ヲ開クヲ得</p>
<p>院長ヲ輔テ事務ヲ施行シ院長事故アルトキハ其代理者タルヲ得</p> <p>大書記官</p> <p>權大書記官</p> <p>少書記官</p> <p>權少書記官</p> <p>院長ノ命ヲ受テ事務ノ一部ヲ幹理ス</p> <p>統計委員<small>專ラ統計ニ関スル官庁ノ奏任官ヲシテ之ヲ兼務セシム</small>  院長ノ尋問ニ對シテ意見ヲ述ヘ統計法ノ改良ヲ助クル者トス</p> <p>屬  上官ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス</p>	<p>幹事<small>四等官</small>  院長ヲ輔テ事務ヲ施行シ院長事故アルトキハ其代理者タルヲ得</p> <p>大書記官</p> <p>權大書記官</p> <p>少書記官</p> <p>權少書記官  院長ノ命ヲ受テ事務ノ一部ヲ幹理ス</p> <p>統計委員<small>專ラ統計ニ関スル官庁ノ奏任官ヲシテ之ヲ兼務セシム</small>  院長ノ尋問ニ對シテ意見ヲ述ヘ統計法ノ改良ヲ助クル者トス</p> <p>屬  上官ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス</p>

事務章程

第一條 政治上其他諸般ノ事務ニ関スル統計表ヲ編製公布スル事

第二條 統計表ニ拠テ政治上其他諸般事物ノ結果ヲ証明スル事

第三條 統計ノ様式ヲ定ムル事

第四條 統計表ヲ編制スルノ材料ヲ各官庁其他ヨリ徵集スル事

第五條 各官庁其他ヨリ徵集スル報告書ノ様式ヲ定ムル事

第六條 報告書及ヒ統計ノ材料ヲ徵集スルノ期限ヲ定ムル事

第七條 統計ニ関スル新古ノ書類ヲ集メテ之ヲ保管スル事

第八條 各官庁ニ於テ編製スル統計ノ区域ヲ定メ其統計表若シクハ統計ニ関スル書類ノ様式ヲ改良セシムル事

事務章程

- 第一条 政治上其他諸般ノ事務ニ関スル統計表ヲ編製公布スル事
- 第二条 統計表ニ拠テ政治上其他諸般事物ノ結果ヲ証明スル事
- 第三条 統計ノ様式ヲ定ムル事
- 第四条 統計表ヲ編制スルノ材料ヲ各官庁其他ヨリ徵集スル事
- 第五条 各官庁其他ヨリ徵集スル報告書ノ様式ヲ定ムル事
- 第六条 報告書及ヒ統計ノ材料ヲ徵集スルノ期限ヲ定ムル事
- 第七条 統計ニ関スル新古ノ書類ヲ集メテ之ヲ保管スル事
- 第八条 各官庁ニ於テ編製スル統計ノ区域ヲ定メ其統計表若シクハ統計ニ関スル書類ノ様式ヲ改良セシムル事

○六月廿一日 太政官権大書記官兼二等検査官 矢野文雄ヲ幹事ニ官職ヲ記スルモノハ皆統計院ニ係ル

兼太政官大書記官ニ太政官権大書記官 杉亨ニヲ大書記官ニ太政官准奏任御用掛 牛場卓蔵ヲ少書記官ニ任セラル是ニ於テ歐洲諸國ノ統計年報ノ体裁ヲ參酌シ三五年若クハ十數年ヲ叙列シ統計年鑑ヲ編纂センコトヲ決議シ其材料及様式ヲ調整ス

○廿八日 太政官一等属 世良太一同緒 方道平ヲ一等属ニ太政官二等属 相原重政ヲ二等属ニ太政官准判任御用掛 小野弥一ヲ四等属ニ太政官五等属 宇川盛三郎ヲ兼五等属ニ太政官六等属

140621

○六月廿一日 太政官権大書記官兼二等検査官 矢野文雄ヲ幹事ニ官職ヲ記スルモノハ皆統計院ニ係ル

兼太政官大書記官ニ太政官権大書記官 杉亨ニヲ大書記官ニ太政官准奏任御用掛 牛場卓蔵ヲ少書記官ニ任セラル是ニ於テ歐洲諸國ノ統計年報ノ体裁ヲ參酌シ三五年若クハ十數年ヲ叙列シ統計年鑑ヲ編纂センコトヲ決議シ其材料及様式ヲ調整ス

140628

○廿八日 太政官一等属 世良太一同緒 方道平ヲ一等属ニ太政官二等属 相原重政ヲ二等属ニ太政官准判任御用掛 小野弥一ヲ四等属ニ太政官五等属 宇川盛三郎ヲ兼五等属ニ太政官六等属



高橋二郎同柳壯藏同佐藤佳馬同寺田勇吉同小川為次郎ヲ六等属ニ太政官七等属鈴木敬治同倉持義山同杉山親同浅沢源八郎同岡松徑ヲ七等属ニ太政官八等属大町総策 佐藤信美ヲ八等属ニ任ス是日処務順序ヲ定ム

第一條 院中ノ事務ハ當分之ヲ九課ニ分チ毎課其長ヲ置キ之ヲ處弁セシム

第二條 各課受持ノ統計事務ハ當分別冊ノ区分ニ因ル

第三條 各課長ハ院長(或ハ代理幹事)ノ指命ニ從ヒ其事務ヲ整理ス

第四條 統計ノ様式編製及ヒ諸布達官省往復等本院ノ命ヲ用ユルモノハ凡テ各課ニ於テ之ヲ起草シテ院長(或ハ代理幹事)ノ決議ヲ經テ之ヲ施行ス

高橋二郎同柳壯藏同佐藤佳馬同寺田勇吉同小川為次郎ヲ六等属ニ太政官七等属鈴木敬治同倉持義山同杉山親同浅沢源八郎同岡松徑ヲ七等属ニ太政官八等属大町総策 佐藤信美ヲ八等属ニ任ス是日処務順序ヲ定ム

第一條 院中ノ事務ハ當分之ヲ九課ニ分チ毎課其長ヲ置キ之ヲ處弁セシム

第二條 各課受持ノ統計事務ハ當分別冊ノ区分ニ因ル

第三條 各課長ハ院長(或ハ代理幹事)ノ指命ニ從ヒ其事務ヲ整理ス

第四條 統計ノ様式編製及ヒ諸布達官省往復等本院ノ命ヲ用ユルモノハ凡テ各課ニ於テ之ヲ起草シテ院長(或ハ代理幹事)ノ決議ヲ經テ之ヲ施行ス

第一課  
土地  
○日本位置境界面積住地耕地其他ノ地種○地形山谷平地河川湖海港津等○氣候ノ寒暖燥湿雨積風力風向等○地質天然ノ物産地形上及ヒ天然物産上土地ノ區別等

東京  
東京ハ中央政府ノ存在シ百般事物ノ輻湊スル所ナルヲ以テ一般統計ノ他特ニ全都各般ノ事物ヲ統計シ以テ其狀況ヲ表章スルモノトス

北海道  
該道ハ新開植民ノ地ニシテ其狀況大ニ地ニ異ナルヲ以テ特ニ全道ノ統計ヲ作為シ以テ他ノ地方ニ區別ス

第一課

土地

○日本位置境界面積住地耕地其他ノ地種○地形山谷平地河川湖海港津等○氣候ノ寒暖燥湿雨積風力風向等○地質天然ノ物産地形上及ヒ天然物産上土地ノ區別等

東京

東京ハ中央政府ノ存在シ百般事物ノ輻湊スル所ナルヲ以テ一般統計ノ他特ニ全都各般ノ事物ヲ統計シ以テ其狀況ヲ表章スルモノトス

北海道

該道ハ新開植民ノ地ニシテ其狀況大ニ地ニ異ナルヲ以テ特ニ全道ノ統計ヲ作為シ以テ他ノ地方ニ區別ス

第三課

○教育院聾啞盲院贈遺物救助金等諸般ノ慈惠

慈惠

○宗教上ノ制度○各種宗教ノ宣教師信者ノ人員

宗教

○人口ノ統計即チ人民ノ數人口ノ分布家屋及家數男女ノ數年齡ノ別既婚者未婚者職業生國都市郡村ノ人口等○人口ノ變動即チ出生死亡公生私生死胎結婚離婚來住往住生命中數等

人口調査

別ス

第二課

人口調査

○人口ノ統計即チ人民ノ數人口ノ分布家屋及家數男女ノ數年齡ノ別既婚者未婚者職業生國都市郡村ノ人口等○人口ノ變動即チ出生死亡公生私生死胎結婚離婚來住往住生命中數等

宗教

○宗教上ノ制度 各種宗教ノ宣教師信者ノ人員○宗教學校教育社寺ノ數及ヒ財產等

慈惠

○教育院、聾啞盲院、贈遺物、救助金等諸般ノ慈惠

第二課

人口調査

○人口ノ統計即チ人民ノ數、人口ノ分布、家屋及家數男女ノ數年齡ノ別既婚者、未婚者、職業、生國、都市郡村ノ人口等

○人口ノ變動即チ出生、死亡、公生私生、死胎結婚離婚、來住往住生命中數等

宗教

○宗教上ノ制度 各種宗教ノ宣教師信者ノ人員○宗教學校教育社寺ノ數及ヒ財產等

慈惠

○教育院、聾啞盲院、贈遺物、救助金等諸般ノ慈惠

第四課

○海陸軍ノ組織○砲臺軍艦營所兵器等○徵兵兵員病院學校造兵所造船所等ノ設置○各項費用等

軍政

○財政ノ組織○歲出入○國稅及ヒ地方稅○國債及ヒ準備○貨幣等

財政

政治

○國憲立法行政司法ノ組織○府縣州郡町村學區軍管等國政上境界ノ區別○外交條約公使領事其他諸官員○立法院及府縣會議員撰舉人被撰人ノ權利人員等

司法

政治

○國憲立法行政司法ノ組織○府縣州郡町村學區軍管等國政上境界ノ區別○外交條約公使領事其他諸官員○立法院及府縣會議員撰舉人被撰人ノ權利人員等

財政

軍政

政治

○國憲立法行政司法ノ組織○府縣州郡町村學區軍管等國政上境界ノ區別○外交條約公使領事其他諸官員○立法院及府縣會議員撰舉人被撰人ノ權利人員等

第三課

政治

○國憲、立法行政司法ノ組織○府県、州郡、町村、学区軍管等國政上境界ノ區別

○外交條約、公使領事其他諸官員○立法院及府県會議員撰舉人被撰人ノ權利人員等

財政

○財政ノ組織○歲出入○國稅及ヒ地方稅○國債及ヒ準備○貨幣等

軍政

○海陸軍ノ組織○砲臺、軍艦、常所、兵器等○徵兵、兵員、病院、學校、造兵所、造船所等ノ設置○各項費用等



○司法ノ組織○各種裁判所○民事裁判○刑事裁判○各項費用等

警察

○警察ノ組織○警察ノ実績○違警罪犯○懲役監獄○各項費用等

教育

○教育管理ノ組織○各種大中小學○専門學○博物館、書籍館、博覽會等○著書、新聞、雜誌、書肆(しょし=書店)等

第五課

農業

○勸業ノ組織○農民ノ狀況○農業ニ属スル各種ノ土農○普通農業ノ物産及ヒ諸件○園芸ノ物産及ヒ諸件○牧畜ノ諸件及ヒ耕牛馬○漁業ノ物産及ヒ諸件

工業

及ヒ諸件

○勸工ノ組織○工業人ノ実績○金銀石鑛地及ヒ鑛山ノ諸物産○各種工業ノ物産及ヒ諸件

第六課

高業

○内國貿易即チ貨物ノ水陸運輸○貨物ノ各地集散○諸市場諸商會○諸相場○銀行諸為換貨幣ノ景況○外國貿易即チ物品輸出入○貨幣ノ輸出入○船舶ノ出入○燈臺浮標等設置等

通運

○各種ノ道路及ヒ鐵道○内國水運路○船車○郵便○電信等

第四課

司法

○司法ノ組織○各種裁判所○民事裁判○刑事裁判○各項費用等

警察

○警察ノ組織○警察ノ実績○違警罪犯○懲役監獄○各項費用等

教育

○教育管理ノ組織○各種大中小學○専門學○博物館、書籍館、博覽會等○著書、新聞、雜誌、書肆(しょし=書店)等

第五課

農業

○勸業ノ組織○農民ノ狀況○農業ニ属スル各種ノ土農○普通農業ノ物産及ヒ諸件○園芸ノ物産及ヒ諸件○牧畜ノ諸件及ヒ耕牛馬○漁業ノ物産及ヒ諸件

工業

○勸工ノ組織○工業人ノ実績○金銀石鑛地及ヒ鑛山ノ諸物産○各種工業ノ物産及ヒ諸件

第六課

商業

○内國貿易即チ貨物ノ水陸運輸○貨物ノ各地集散○諸市場諸商會○諸相場○銀行、諸為換(かわせ=為替)、貨幣ノ景況○外國貿易即チ物品輸出入○貨幣ノ輸出入○船舶ノ出入○灯台浮標等設置等

通運

○各種ノ道路及ヒ鐵道○内國水運路○船車○郵便○電信等

第七課  
 保險  
 ○海陸運送保險○生命保險○其他各種ノ保險  
 衛生  
 ○衛生ノ方法○病院及ヒ醫師○病者ノ種類、死亡ノ源、病者死亡人ノ年齢等  
 第八課  
 編纂及ヒ檢算ノ務ニ任ス  
 第九課  
 庶務及ヒ出納ノ務ニ任ス

是日各課ニ長一人ヲ置キ及ヒ課員ヲ定ム第一課及ヒ第八課長矢野文雄第二課長杉亨二第三課及ヒ第九課長牛場卓造第四課仮長相原重政第六課仮長緒方道平第七課

第七課  
 保險  
 ○海陸運送保險○生命保險○其他各種ノ保險  
 衛生  
 ○衛生ノ方法○病院及ヒ醫師○病者ノ種類、死亡ノ源、病者死亡人ノ年齢等  
 第八課  
 編纂及ヒ檢算ノ務ニ任ス  
 第九課  
 庶務及ヒ出納ノ務ニ任ス

140628

是日各課ニ長一人ヲ置キ及ヒ課員ヲ定ム第一課及ヒ第八課長矢野文雄第二課長杉亨二第三課及ヒ第九課長牛場卓造第四課仮長相原重政第六課仮長緒方道平第七課仮長世良太一ナリ

第九課  
 庶務掛  
 受附掛  
 書籍掛  
 院長幹事及ヒ本院ノ官印ヲ管守シテ文書ニ押印ス決了ノ回議  
 又ハ高覽ニ供スヘキ事件及ヒ院長又ハ幹事ヨリ受ケ淨書校正シテ之ヲ受附掛ニ付ス

廿九日大藏三等属兼太政官三等属島村泰<sup>1</sup>ヲ三等属ニ任シ第五課仮長トス  
 三十日第九課事務規程ヲ定ム

140629

廿九日大藏三等属兼太政官三等属島村泰<sup>1</sup>ヲ三等属ニ任シ第五課仮長トス

140630

三十日第九課事務規程ヲ定ム

第九課

課中分テ三掛トス

庶務掛

受附掛

書籍掛

庶務掛

院長幹事及ヒ本院ノ官印ヲ管守シテ文書ニ押印ス決了ノ回議

又ハ高覽ニ供スヘキ事件及ヒ院長又ハ幹事ヨリ受ケ淨書校正シテ之ヲ受附掛ニ付ス

<sup>1</sup> 他の記事では島邨<sup>(しまむら)</sup> 泰との表記もあり、島村泰と島邨泰は同一人物である可能性。東京統計協会「統計集誌」でも島村泰と島邨泰が混在。「改正官員録」の明治14年8月版と明治14年12月版では島村泰。



本院一般ニ係ル諸達書往復文書等ヲ起草ス  
 院中回達ヲ要スル達書ヲ作り之ヲ回達ス  
 凡テ<sup>(すべて)</sup>印刷浄書ノ事ヲ掌ル  
 各月本院ノ定額金員ノ支出ヲ檢シ其概算  
 表ヲ作テ之ヲ院長又ハ幹事ニ出ス  
 受附掛  
 凡ソ各官省其他ヨリ本院ニ致シ及ヒ本院ヨリ發スル諸公文其他往復書類及ヒ書籍ヲ受附ス  
 ○受附シタル書類ハ之ヲ類別シテ帳簿ニ其受附ノ年月日番号件銘序銘書目其他要用ナルコトヲ登記シ其順序ヲ明ニシテ之レヲ各課掛ニ分配シ又ハ其送ルヘキ所ニ送付ス  
 書籍掛  
 諸公文其他往復書類及ヒ本院編製ノ書類其他ノ書籍一切ヲ保管シ其出入ヲ掌ル  
 文書々籍等總テ<sup>(すべて)</sup>之ヲ類別シテ保管シ搜索出入ニ便ス  
 文書々籍等凡テ<sup>(すべて)</sup>番号ヲ附シテ簿冊ニ登録ス

本院一般ニ係ル諸達書往復文書等ヲ起草ス  
 院中回達ヲ要スル達書ヲ作り之ヲ回達ス  
 凡テ<sup>(すべて)</sup>印刷浄書ノ事ヲ掌ル  
 各月本院ノ定額金員ノ支出ヲ檢シ其概算  
 表ヲ作テ之ヲ院長又ハ幹事ニ出ス

受附掛

凡ソ<sup>(およそ)</sup>各官省其他ヨリ本院ニ致シ及ヒ本院ヨリ發スル諸公文其他往復書類及ヒ書籍ヲ受附ス

○受附シタル書類ハ之ヲ類別シテ帳簿ニ其受附ノ年月日番号件銘序銘書目其他要用ナルコトヲ登記シ其順序ヲ明ニシテ之レヲ各課掛ニ分配シ又ハ其送ルヘキ所ニ送付ス

書籍掛

諸公文其他往復書類及ヒ本院編製ノ書類其他ノ書籍一切ヲ保管シ其出入ヲ掌ル  
 文書々籍等總テ<sup>(すべて)</sup>之ヲ類別シテ保管シ搜索出入ニ便ス

文書々籍等凡テ<sup>(すべて)</sup>番号ヲ附シテ簿冊ニ登録ス

諸公文其他往復書類及ヒ本院編製ノ書類其他ノ書籍一切ヲ保管シ其出入ヲ掌ル  
 文書々籍等總テ之ヲ類別シテ保管シ搜索出入ニ便ス  
 文書々籍等凡テ番号ヲ附シテ簿冊ニ登録ス  
 ○七月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○八月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○九月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○三月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○四月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○五月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○六月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○七月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○八月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○九月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○三月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○四月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○五月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○六月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○七月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○八月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○九月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○三月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○四月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○五月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○六月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○七月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○八月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○九月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○三月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○四月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○五月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○六月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○七月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○八月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○九月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○三月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○四月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○五月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○六月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○七月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○八月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○九月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○三月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○四月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○五月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○六月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○七月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○八月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○九月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十一月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任  
 ○十二月一日及豊源ニ部ハ等屬ニ任

○七月一日渡邊源二郎ヲ八等属ニ任シ関三吉郎ヲ御用掛トナシ判任ニ准シ月俸拾五円ヲ給与ス  
 掛トナシ判任ニ准シ月俸拾五円ヲ給与ス  
 小川為次郎願ニ依リテ本官ヲ免ス  
 八日五等属宇川盛三郎ヲ太政官三等属ニ任セラル  
 十四日太政官三等属宇川盛三郎ヲ三等属ニ兼任シ内務六等属村上義方 新井金作ヲ六等属ニ斎藤信一ヲ八等属ニ任シ渡邊修次郎ヲ御用掛ト為シ判任ニ准シ月俸貳拾円ヲ給与ス  
 十五日  
 蒲生俊ヲ九等属ニ任ス  
 十八日犬養毅尾崎行雄ヲ權少書記官ニ任シ内務權少書記官永井久一郎ヲ權少書記官ニ兼任セラル

140701

○七月一日渡邊源二郎<sup>2</sup>ヲ八等属ニ任シ関三吉郎ヲ御用掛トナシ判任ニ准シ月俸拾五円ヲ給与ス

140704

四日六等属小川為次郎願ニ依リテ本官ヲ免ス

140705

八日五等属宇川盛三郎ヲ太政官三等属ニ任セラル

140714

○十四日太政官三等属宇川盛三郎ヲ三等属ニ兼任シ内務六等属村上義方 新井金作ヲ六等属ニ斎藤信一ヲ八等属ニ任シ渡邊修次郎ヲ御用掛ト為シ判任ニ准シ月俸貳拾円ヲ給与ス

140715

○十五日蒲生俊ヲ九等属ニ任ス

140718

○十八日犬養毅 尾崎行雄ヲ權少書記官ニ任シ内務權少書記官永井久一郎ヲ權少書記官ニ兼任セラル

140726

○二十六日一等属緒方道平ニ自今上等俸ヲ給与ス二等属相原重政ヲ一等属ニ三等属島邨泰(島村泰)ヲ二等属ニ四等属小野弥一ヲ三等属ニ六等属高橋二郎 佐藤佳馬 柳壮蔵 寺田勇吉ヲ五等属ニ七等属鈴木敬治 倉持義山 杉山親岡松徑ヲ六等属ニ任ス一等属世良太一職務勉勵ニ因リ慰勞トシテ金五拾円ヲ給与ス

140727

○二十七日辻啓一郎ヲ八等属ニ任ス

140812

○八月十二日楠文蔚ヲ御用掛ト為シ判任ニ准シ月俸五拾五円ヲ給与ス

140830

○三十日正六位杉亨二同矢野文雄ヲ從五位ニ牛場卓三ヲ正六位ニ犬養毅 尾崎行雄ヲ正七位ニ叙セラル

書記官ニ任シ内務權少書記官永井久一郎ヲ權少書記官ニ兼任セラル  
 ○二十六日一等属緒方道平ニ自今上等俸ヲ給与ス二等属相原重政ヲ一等属ニ三等属島邨泰(島村泰)ヲ二等属ニ四等属小野弥一ヲ三等属ニ六等属高橋二郎 佐藤佳馬 柳壮蔵 寺田勇吉ヲ五等属ニ七等属鈴木敬治 倉持義山 杉山親岡松徑ヲ六等属ニ任ス一等属世良太一職務勉勵ニ因リ慰勞トシテ金五拾円ヲ給与ス  
 ○二十七日辻啓一郎ヲ八等属ニ任ス  
 ○八月十二日楠文蔚ヲ御用掛ト為シ判任ニ准シ月俸五拾五円ヲ給与ス  
 ○三十日正六位杉亨二同矢野文雄ヲ從五位ニ牛場卓三ヲ正六位ニ犬養毅 尾崎行雄ヲ正七位ニ叙セラル

<sup>2</sup> 渡邊源二郎と後出の渡邊源次郎は同一人物の可能性。改正官員録では明治14年9月、同14年～同17年の各年12月版及び明治18年10月版は、いずれも渡邊源次郎。



書記官ニ任シ内務權少書記官水井久一郎ヲ權少書記官ニ兼任セラルロ二十六日一等屬權方道平白今上等體ヲ給與ス二等屬相原重政ヲ一等屬ニ三等屬島田武二等屬ニ四等屬小野彌一ヲ二等屬ニ六等屬高橋二郎位藤佳馬柳壯藏寺田勇吉ヲ五等屬ニ七等屬鈴木敬治倉持義山杉山親岡松徳ヲ六等屬ニ任ス一等屬世良太一職務勳勵ニ因リ登勞トシラ金五拾圓ヲ給與スロ二十七日辻啓一郎ヲ八等屬ニ任スロ八月十二日柳文蔚ヲ御用掛ト爲シ判任ニ奉シ月俸五拾五圓ヲ給與スロ三十日正六位杉亨二同矢野文雄ヲ從五位ニ牛場卓三ヲ正六位ニ犬養毅尾崎行雄ヲ正七位ニ叙セラレ

○九月二日 文部省御用掛西幸吉ヲ八等屬ニ任シ三等屬小野弥一願ニ依テ本官ヲ免ス

○三日 広島県五等屬依田昌言ヲ五等屬ニ任ス

○十日 白耳義國<sup>(ベルギー)</sup>ト我邦ノ間ニ於テ統計ノ文書ヲ交換センコトヲ准允<sup>(じゅんいん=同意する)</sup>セラル是ヨリ先キ在横浜白耳義<sup>(ベルギー)</sup>公使シドクロード氏我外務卿ニ忠ヲ寄セ右文書ノ交換ヲ請ヒシテ以テ卿ハ内閣ニ上申シ裁可ヲ經故ヲ以テ内閣書記官其旨ヲ本院ニ通牒ス是日太政官三等屬兼統計院三等屬宇川盛三郎ヲ横浜白耳義<sup>(ベルギー)</sup>公使館ニ差遣シ統計文書交換ノ事ヲ照會セシム

140902

○九月二日 文部省御用掛西幸吉ヲ八等屬ニ任シ三等屬小野弥一願ニ依テ本官ヲ免ス

140903

○三日 広島県五等屬依田昌言ヲ五等屬ニ任ス

○十日 白耳義國<sup>(ベルギー)</sup>ト我邦ノ間ニ於テ統計ノ文書ヲ交換センコトヲ准允<sup>(じゅんいん=同意する)</sup>セラル是ヨリ先キ在横浜白耳義<sup>(ベルギー)</sup>公使シドクロード氏我外務卿ニ忠ヲ寄セ右文書ノ交換ヲ請ヒシテ以テ卿ハ内閣ニ上申シ裁可ヲ經故ヲ以テ内閣書記官其旨ヲ本院ニ通牒ス是日太政官三等屬兼統計院三等屬宇川盛三郎ヲ横浜白耳義<sup>(ベルギー)</sup>公使館ニ差遣シ統計文書交換ノ事ヲ照會セシム

141008

○十月八日 五等屬柳壯藏願ニ依テ本官ヲ免ス

○十三日 幹事兼太政官大書記官矢野文雄願ニ依テ本官並ニ兼官ヲ免セラル少書記官牛場卓藏權少書記官犬養毅 尾崎行雄願ニ依テ本官ヲ免セラル故ニ統計年鑑ノ材料及ヒ様式ノ調整ヲ中止ス

141025

○二十五日 太政官權少書記官立田革ヲ權少書記官ニ任セラル

日白耳義國ト我邦ノ間ニ於テ統計ノ文書ヲ交換センコトヲ准允セラル是ヨリ先キ在横浜白耳義公使シドクロード氏我外務卿ニ忠ヲ寄セ右文書ノ交換ヲ請ヒシテ以テ卿ハ内閣ニ上申シ裁可ヲ經故ヲ以テ内閣書記官其旨ヲ本院ニ通牒ス是日太政官三等屬兼統計院三等屬宇川盛三郎ヲ横浜白耳義公使館ニ差遣シ統計文書交換ノ事ヲ照會セシム

○十月八日 五等屬柳壯藏願ニ依テ本官ヲ免ス

○十三日 幹事兼太政官大書記官矢野文雄願ニ依テ本官並ニ兼官ヲ免セラル少書記官牛場卓藏權少書記官犬養毅 尾崎行雄願ニ依テ本官ヲ免セラル故ニ統計年鑑ノ材料及ヒ様式ノ調整ヲ中止ス

○二十五日 太政官權少書記官立田革ヲ權少書記官ニ任セラル

再ヒ統計年鑑ヲ竣功センコトヲ決シ既ニシテ例言及ヒ様式成ルヲ以テ各廳ニ送付シ來ル十二月二十日ヲ限り調整シ以テ返致スヘキノ旨ヲ照会ス

○二十九日 上申ス曰ク政治 政治上其他諸般ノ事物ニ関スル統計表ヲ編製公布スルハ本院事務章程中ノ第一要件タリ 元來統計ハ人間生養ニ係ル凡百ノ事物ヲ表章シ其利害得失ヲ證明スル重要ノ事件タルヲ以テ近來歐洲諸國ニテモ其學歲月ニ盛大ニ赴キ理論實施共ニ上進シ之ニ加フルニ萬國公會ヲ設ケテ普ク其方法ヲ講究スルノ時ニ當リ我國ニ於テモ亦務メテ學論ニ拠リ方法ニ從ヒ編製スヘキハ言ヲ俟タス然ルニ我國現今事物ノ調査統計ノ旨趣ニ適當スルモノ極メテ僅少ニシテ之カ表章ヲ要スル事物モ亦其方法等實際ニ行ハレ難キ者アリ一事一物ト雖トモ其成功容易ナラスシテ時期殊ニ遲延シ隨テ行政上必要トスル者モ其表章ヲ關クコト少ナカラス因テ自今編製ノ主眼順序ヲ分チテ二様トナシ一ハ學術上ノ方法ニ據ルモノハ一事一物ノ調査シ易キ者ヨリ漸ク以テ着手シ年ヲ期シテ其整備ヲ求メ一ハ行政上ニ於テ實際必要トスル事物ニ至リテハ學術上ノ方法ニ適當セサル所ノ者モ便宜ニ從ヒ務メテ之ヲ表章セン此ノ如ク一ハ統計ノ本旨ヲ達スルヲ主トシ一ハ行政ノ便益ヲ謀ルヲ主トセハ本院ノ事務緩急其宜ヲ得可シト裁可ヲ得タリ

○十一月八日 一等検査官從五位安川繁成ヲ幹事ニ兼任セラル是ニ於テ再ヒ統計年鑑ヲ竣功センコトヲ決シ既ニシテ例言及ヒ様式成ルヲ以テ各廳ニ送付シ來ル十二月二十日ヲ限り調整シ以テ返致スヘキノ旨ヲ照会ス

○十日 渡辺修次郎願ニ依テ御用掛ヲ罷ム

○二十一日 七等属浅沢源八郎願ニ依テ本官ヲ免ス

○二十二日 水井周芳ヲ七等属ニ任ス

○二十九日 上申ス曰ク政治 政治上其他諸般ノ事物ニ関スル統計表ヲ編製公布スルハ本院事務章程中ノ第一要件タリ 元來統計ハ人間生養ニ係ル凡百ノ事物ヲ表章シ其利害得失ヲ證明スル重要ノ事件タルヲ以テ近來歐洲諸國ニテモ其學歲月ニ盛大ニ赴キ理論實施共ニ上進シ之ニ加フルニ萬國公會ヲ設ケテ普ク其方法ヲ講究スルノ時ニ當リ我國ニ於テモ亦務メテ學論ニ拠リ方法ニ從ヒ編製スヘキハ言ヲ俟タス然ルニ我國現今事物ノ調査統計ノ旨趣ニ適當スルモノ極メテ僅少ニシテ之カ表章ヲ要スル事物モ亦其方法等實際ニ行ハレ難キ者アリ一事一物ト雖トモ其成功容易ナラスシテ時期殊ニ遲延シ隨テ行政上必要トスル者モ其表章ヲ關クコト少ナカラス因テ自今編製ノ主眼順序ヲ分チテ二様トナシ一ハ學術上ノ方法ニ據ルモノハ一事一物ノ調査シ易キ者ヨリ漸ク以テ着手シ年ヲ期シテ其整備ヲ求メ一ハ行政上ニ於テ實際必要トスル事物ニ至リテハ學術上ノ方法ニ適當セサル所ノ者モ便宜ニ從ヒ務メテ之ヲ表章セン此ノ如ク一ハ統計ノ本旨ヲ達スルヲ主トシ一ハ行政ノ便益ヲ謀ルヲ主トセハ本院ノ事務緩急其宜ヲ得可シト裁可ヲ得タリ

141108  
 ○十一月八日 一等検査官從五位安川繁成ヲ幹事ニ兼任セラル是ニ於テ再ヒ統計年鑑ヲ竣功センコトヲ決シ既ニシテ例言及ヒ様式成ルヲ以テ各庁ニ送付シ來ル十二月二十日ヲ限り調整シ以テ返致スヘキノ旨ヲ照会ス

141110  
 ○十日 渡辺修次郎願ニ依テ御用掛ヲ罷ム

141121  
 ○二十一日 七等属浅沢源八郎願ニ依テ本官ヲ免ス

141122  
 ○二十二日 水井周芳ヲ七等属ニ任ス

141129  
 ○二十九日 上申ス曰ク政治 政治上其他諸般ノ事物ニ関スル統計表ヲ編製公布スルハ本院事務章程中ノ第一要件タリ 元來統計ハ人間生養ニ係ル凡百ノ事物ヲ表章シ其利害得失ヲ證明スル重要ノ事件タルヲ以テ近來歐洲諸國ニテモ其學歲月ニ盛大ニ赴キ理論實施共ニ上進シ之ニ加フルニ萬國公會ヲ設ケテ普ク其方法ヲ講究スルノ時ニ當リ我國ニ於テモ亦務メテ學論ニ拠リ方法ニ從ヒ編製スヘキハ言ヲ俟タス然ルニ我國現今事物ノ調査統計ノ旨趣ニ適當スルモノ極メテ僅少ニシテ之カ表章ヲ要スル事物モ亦其方法等實際ニ行ハレ難キ者アリ一事一物ト雖トモ其成功容易ナラスシテ時期殊ニ遲延シ隨テ行政上必要トスル者モ其表章ヲ關クコト少ナカラス因テ自今編製ノ主眼順序ヲ分チテ二様トナシ一ハ學術上ノ方法ニ據ルモノハ一事一物ノ調査シ易キ者ヨリ漸ク以テ着手シ年ヲ期シテ其整備ヲ求メ一ハ行政上ニ於テ實際必要トスル事物ニ至リテハ學術上ノ方法ニ適當セサル所ノ者モ便宜ニ從ヒ務メテ之ヲ表章セン此ノ如ク一ハ統計ノ本旨ヲ達スルヲ主トシ一ハ行政ノ便益ヲ謀ルヲ主トセハ本院ノ事務緩急其宜ヲ得可シト裁可ヲ得タリ



計ノ旨趣ニ適當スルモノ極メテ僅少ニシテ之カ表章ヲ  
 要スル事物モ亦其方法事實際ニ行ハレ難キ若アリ一事  
 一物ト雖モ其成功容易ナラスシテ時期熟ニ達スシ隨テ  
 行政上必要トスル者モ其表章ヲ關クコト少ナカラズ因  
 テ自今齋蒙ノ主眼順序ヲ分チテ二様トナシ一ハ學術上  
 ノ方法ニ關ルモノハ一事一物ノ調査シ易キ者ヲ漸々  
 以テ着手シ年々期シテ其整備ヲ文メ一ハ行政上ニ於テ  
 實際必要トスル事物ニ至リテハ學術上ノ方法ニ適當セ  
 サル所ノ者モ便宜ニ從ヒ務メテ之ヲ表章セン此ノ如ク  
 一ハ統計ノ本旨ヲ達スルヲ主トシ一ハ行政ノ便宜ヲ謀  
 ルヲ主トセハ本院ノ事務緩急共宜ヲ得可シト裁可ヲ得  
 シリ  
 〇十二月七日上申シテ曰ク(いわく)曩ニ(さきに)本  
 院ヲ置ル、ヤ統計事業ヲ興起進捗セシメラレ  
 ントノ上旨ナルヲ以テ即今之カ規則ヲ調査シ  
 將ニ実施セントス元來統計事業ハ創施ニ属ス  
 ルヲ以テ特ニ其模範ヲ歐米各国ニ執ラサルヲ  
 得ス抑(そもそも)歐米各国ニ於テハ三ヶ年毎ニ万  
 国統計公會ヲ開キ統計ノ事理ヲ討究シ其科目  
 式様等ヲモ議定シ又常置委員ヲ置キ毎年開會  
 シ其公會ニ於テ決議セシモノヲ實施センコト  
 ヲ謀レリ曩ニ(さきに)仏國(フランス)博士モリス  
 ス、ブロック氏ヲシテ本邦ノ代理タラシメ該  
 公會ニ差遣セラレシコト兩三回ニ及フト雖ト  
 モ(いえども)去ル十二年羅馬府(ローマ)ニ開會ノ時  
 其差遣ヲ止メラル然ルニ該公會ノ如キハ實ニ  
 模範ヲ執ルノ要具ニシテ諸國ノ事体(=事態)モ  
 亦(また)詳悉(しょうしつ=非常に詳しくて漏れないこと)セラ  
 レ彼我參酌セハ裨益(ひえき=役に立つこと)渺シ(すくな  
 し)トセス因テ(よって)本邦モ該公會ニ加入セラ  
 レンコトヲ請フ又曰ク(いわく)木件幸ニ允裁(い  
 んさい=聴きとどけること)ヲ經ハ姑ク(しばらく)我在歐公  
 使館書記官ヲ委員トナシ參會ノ命アランコト  
 ヲ請フト報セラレズ

141207

〇十二月七日上申シテ曰ク(いわく)曩ニ(さきに)本  
 院ヲ置ル、ヤ統計事業ヲ興起進捗セシメラレ  
 ントノ上旨ナルヲ以テ即今之カ規則ヲ調査シ  
 將ニ実施セントス元來統計事業ハ創施ニ属ス  
 ルヲ以テ特ニ其模範ヲ歐米各国ニ執ラサルヲ  
 得ス抑(そもそも)歐米各国ニ於テハ三ヶ年毎ニ万  
 国統計公會ヲ開キ統計ノ事理ヲ討究シ其科目  
 式様等ヲモ議定シ又常置委員ヲ置キ毎年開會  
 シ其公會ニ於テ決議セシモノヲ實施センコト  
 ヲ謀レリ曩ニ(さきに)仏國(フランス)博士モリス  
 ス、ブロック氏ヲシテ本邦ノ代理タラシメ該  
 公會ニ差遣セラレシコト兩三回ニ及フト雖ト  
 モ(いえども)去ル十二年羅馬府(ローマ)ニ開會ノ時  
 其差遣ヲ止メラル然ルニ該公會ノ如キハ實ニ  
 模範ヲ執ルノ要具ニシテ諸國ノ事体(=事態)モ  
 亦(また)詳悉(しょうしつ=非常に詳しくて漏れないこと)セラ  
 レ彼我參酌セハ裨益(ひえき=役に立つこと)渺シ(すくな  
 し)トセス因テ(よって)本邦モ該公會ニ加入セラ  
 レンコトヲ請フ又曰ク(いわく)木件幸ニ允裁(い  
 んさい=聴きとどけること)ヲ經ハ姑ク(しばらく)我在歐公  
 使館書記官ヲ委員トナシ參會ノ命アランコト  
 ヲ請フト報セラレズ

カ規則ヲ調査シ將ニ實施セントス元來統計事業ハ創施  
 ニ属スルヲ以テ特ニ其模範ヲ歐米各国ニ執ラサルヲ得  
 ス抑(そもそも)歐米各国ニ於テハ三ヶ年毎ニ萬國統計公會ヲ開キ  
 統計ノ事理ヲ討究シ其科目式様等ヲモ議定シ又常置委  
 員ヲ置キ毎年開會シ其公會ニ於テ決議セシモノヲ實施  
 センフト謀レリ曩ニ(さきに)佛國博士モリス、ブロック氏ヲシ  
 テ本邦ノ代理タラシメ該公會ニ差遣セラレシコト兩三  
 回ニ及フト雖モ去ル十二年羅馬府ニ開會ノ時其差遣ヲ  
 止メラル然ルニ該公會ノ如キハ實ニ模範ヲ執ルノ要具  
 ニシテ諸國ノ事體モ亦詳悉セラレ彼我參酌セハ裨益渺  
 シトセス因テ本邦モ該公會ニ加入セラレンコトヲ請フ  
 又曰ク木件幸ニ允裁ヲ經ハ姑ク我在歐公使館書記官ヲ  
 委員トナシ參會ノ命アランコトヲ請フト報セラレズ

八日正六位細川廣世御用掛ト為リ奏任ニ準シ月俸八拾円ヲ賜フ  
 同日賜フ十三日栗原理三郎ヲ雇トナシ月俸拾円ヲ給  
 與ス十四日五等属高橋二郎寺田勇吉ヲ四等属ニ六等  
 属岡松徑ヲ五等属ニ任ス十五日一等属相原重政ニ自  
 今上等月俸ヲ給與ス太政官三等属兼三等属宇川盛三郎  
 ヲ参事院書記生ニ任セラル。二十日六等属村上義方ハ  
 等属大町総策佐藤信美齋藤信一九等属蒲生俊准判任御  
 用掛関三吉郎職務勉勵ニ因リ慰勞金ヲ給與スルコト差  
 アリ。二十二日八等属西幸吉ヲ式部寮八級掌典兼式部  
 寮八等属ニ任セラル。三十一日現員一等検査官兼幹事  
 安川繁成大書記官杉亨二権少書記官立田革内務権少書  
 記官兼権少書記官永井久一郎准奏任御用掛細川廣世一  
 等属世良太一緒方道平相原重政二等属島邨泰四等属高

141208

○八日正六位細川廣世御用掛ト為リ奏任ニ準シ月俸八拾円ヲ賜フ

141213

○十三日栗原理三郎ヲ雇トナシ月俸拾円ヲ給与ス

141214

○十四日五等属高橋二郎 寺田勇吉ヲ四等属ニ六等属岡松徑ヲ五等属ニ任ス

141215

○十五日一等属相原重政ニ自今上等月俸ヲ給与ス太政官三等属兼三等属宇川盛三郎ヲ参事院書記生ニ任セラル

141220

○二十日六等属村上義方八等属大町総策 佐藤信美 齋藤信一九等属蒲生俊准判任御用掛関三吉郎職務勉勵ニ因リ慰勞金ヲ給与スルコト差アリ

141222

○二十二日八等属西幸吉ヲ式部寮八級掌典兼式部寮八等属ニ任セラル

141231

○三十一日現員一等検査官兼幹事安川繁成大書記官杉亨二 権少書記官立田革 内務権少書記官兼権少書記官永井久一郎 准奏任御用掛細川廣世 一等属世良太一 緒方道平 相原重政 二等属島邨泰(島村泰) 四等属高橋二郎 寺田勇吉 五等属佐藤佳馬 依田昌言 岡松徑 六等属村上義方 新井金作 鈴木敬治 杉山親 倉持義山 七等属水井周芳 八等属大町総策 佐藤信美 齋藤信一 辻啓一郎 渡辺源次郎 九等属蒲生俊 准判任御用掛楠文蔚 関三吉郎 雇栗原理三郎ナリ以上人員左ノ如シ

勅任	奏任	判任	等外	雇	計
	5	23	0	1	29

(注) 原文は漢数字

橋二郎寺田勇吉五等属佐藤佳馬依田昌言岡松徑六等属  
 村上義方新井金作鈴木敬治杉山親倉持義山七等属水井  
 周芳八等属大町総策佐藤信美齋藤信一辻啓一郎渡辺源  
 次郎九等属蒲生俊准判任御用掛楠文蔚関三吉郎雇栗原  
 理三郎ナリ以上人員左ノ如シ

勅任 奏任 判任、等外 雇 計  
 五 二 三 〇 一 二九

橋二郎寺田勇吉五等属佐藤佳馬依田昌言岡松徑六等属  
 村上義方新井金作鈴木敬治杉山親倉持義山七等属水井  
 周芳八等属大町総策佐藤信美齋藤信一辻啓一郎渡辺源  
 次郎九等属蒲生俊准判任御用掛楠文蔚関三吉郎雇栗原  
 理三郎ナリ以上人員左ノ如シ



原文 明治 15 年 テキスト

統計院誌卷之二

明治十五年一月二十五日多羅尾光應ヲ御用掛ト為シ判任ニ准シ月俸三拾五円ヲ給与ス

○二十七日 五等属依田昌言内務五等属ニ兼任セラル

○二十八日 武市利美ヲ七等属ニ任ス

○二月三日 検査官補塚原周蔵ヲ八等属ニ任ス

○四日 会計検査院属小野弥一ヲ一等属ニ兼任シ八等属辻啓一郎内務八等属ニ兼任セラル

○十日 大蔵省八等属青島一郎ヲ七等属ニ任ス

○十六日 事務規程ヲ定メ課ヲ分チテ五トス

第一課

土地 國ノ位置、境界、面積、陸理、水理、氣候、地質、鉱物、植物、動物ニ関スル地理

土地行政上ノ区分 府、県、区、国、郡、町、村、

住地 都、府及ヒ村落

人民ノ所静 人民ノ調査、家数、世帯ノ数、男女身ノ上ノ有様、年齢、職業、宗旨等

人民ノ所動 婚姻、出生、死亡、来住、往住

所有地 官有地、公有地、私有地ノ區別、所有地ノ売買、書入、買入等

建物 官有、公有、私有建物ノ區別、建物ノ區別、建物ノ売買、書入、買入等

第二課

農事 耕作、牧畜、蚕桑、園芸

森林及ヒ鳥獸獵

漁事及ヒ製鹽

採鉱及ヒ製鉱

工事 鉱物、植物、動物、品製造ノ區別

築造 道路、鉄道、水路、橋梁、灣、港、堤塘(ていとう=堤防)、灯台

貨幣及ヒ度量衡 各種貨幣ノ制、鑄造高、流通高等

商事 外国貿易、内国商売

統計院誌卷之二

明治十五年一月二十五日多羅尾光應ヲ御用掛ト為シ判任ニ准シ月俸三拾五円ヲ給与ス

二十七日 五等属依田昌言内務五等属ニ兼任セラル

二十八日 武市利美ヲ七等属ニ任ス

二月三日 検査官補塚原周蔵ヲ八等属ニ任ス

四日 会計検査院属小野弥一ヲ一等属ニ兼任シ八等属辻啓一郎内務八等属ニ兼任セラル

十日 大蔵省八等属青島一郎ヲ七等属ニ任ス

十六日 事務規程ヲ定メ課ヲ分チテ五トス

第一課

土地 國ノ位置、境界、面積、陸理、水理、氣候、地質、鉱物、植物、動物ニ関スル地理

土地行政上ノ区分 府、県、区、国、郡、町、村、

住地 都、府及ヒ村落

人民ノ所静 人民ノ調査、家数、世帯ノ数、男女身ノ上ノ有様、年齢、職業、宗旨等

人民ノ所動 婚姻、出生、死亡、来住、往住

所有地 官有地、公有地、私有地ノ區別、所有地ノ売買、書入、買入等

建物 官有、公有、私有建物ノ區別、建物ノ區別、建物ノ売買、書入、買入等

第二課

農事 耕作、牧畜、蚕桑、園芸

森林及ヒ鳥獸獵

漁事及ヒ製鹽

採鉱及ヒ製鉱

工事 鉱物、植物、動物、品製造ノ區別

築造 道路、鉄道、水路、橋梁、灣、港、堤塘(ていとう=堤防)、灯台

貨幣及ヒ度量衡 各種貨幣ノ制、鑄造高、流通高等

商事 外国貿易、内国商売

統計院誌卷之二

150125

明治十五年一月二十五日多羅尾光應ヲ御用掛ト為シ判任ニ准シ月俸三拾五円ヲ給与ス

150127

○二十七日 五等属依田昌言内務五等属ニ兼任セラル

150128

○二十八日 武市利美ヲ七等属ニ任ス

150203

○二月三日 検査官補塚原周蔵ヲ八等属ニ任ス

150204

○四日 会計検査院属小野弥一ヲ一等属ニ兼任シ八等属辻啓一郎内務八等属ニ兼任セラル

150210

○十日 大蔵省八等属青島一郎ヲ七等属ニ任ス

150216

○十六日 事務規程ヲ定メ課ヲ分チテ五トス

第一課

土地 國ノ位置、境界、面積、陸理、水理、氣候、地質、鉱物、植物、動物ニ関スル地理

土地行政上ノ区分 府、県、区、国、郡、町、村、

住地 都、府及ヒ村落

人民ノ所静 人民ノ調査、家数、世帯ノ数、男女身ノ上ノ有様、年齢、職業、宗旨等

人民ノ所動 婚姻、出生、死亡、来住、往住

所有地 官有地、公有地、私有地ノ區別、所有地ノ売買、書入、買入等

建物 官有、公有、私有建物ノ區別、建物ノ區別、建物ノ売買、書入、買入等

第二課

農事 耕作、牧畜、蚕桑、園芸

森林及ヒ鳥獸獵

漁事及ヒ製鹽

採鉱及ヒ製鉱

工事 鉱物、植物、動物、品製造ノ區別

築造 道路、鉄道、水路、橋梁、灣、港、堤塘(ていとう=堤防)、灯台

貨幣及ヒ度量衡 各種貨幣ノ制、鑄造高、流通高等

商事 外国貿易、内国商売

**交通** 水運、陸運、鉄道、郵便、電信  
**銀行及ヒ其他金融上ノ事** 国立銀行、私立銀行、株式取引所、其他金銀貸附所  
**保險** 海上保險、生命保險、火災保險等  
**殖産及ヒ消費**  
**職工ノ種類、物價及ヒ賃銀**  
**第三課**  
**社会自助** 貯金、社会共済  
**教育** 養育院、棄兒院  
**衛生** 衛生ノ組織、死亡ノ原因、医師、藥師、諸病院等  
**法教** 神官、僧侶、社寺、各種ノ教法及ヒ信徒  
**教育學術及ヒ技芸** 学制、小学、中学、大学其他ノ諸学校、書籍館、博物館、著述、新聞、雜誌等、音楽  
**警察囚獄及ヒ懲役場**  
**警察囚獄及ヒ懲役場** 雜談等、  
**教育學術及ヒ技芸** 書籍館、博物館、著述、新聞、雜誌等、音楽  
**警察囚獄及ヒ懲役場** 雜談等、

交通 水運、陸運、鉄道、郵便、電信  
 銀行及ヒ其他金融上ノ事 国立銀行、私立銀行、株式取引所、其他金銀貸附所  
 保險 海上保險、生命保險、火災保險等  
 殖産及ヒ消費  
 職工ノ種類、物價及ヒ賃銀  
**第三課**  
 社会自助 貯金、社会共済  
 教育 養育院、棄兒院  
 衛生 衛生ノ組織、死亡ノ原因、医師、藥師、諸病院等  
 法教 神官、僧侶、社寺、各種ノ教法及ヒ信徒  
 教育學術及ヒ技芸 学制、小学、中学、大学其他ノ諸学校、書籍館、博物館、著述、新聞、雜誌等、音楽  
 警察囚獄及ヒ懲役場

民事及ヒ刑事裁判  
**陸軍及ヒ海軍** 兵員、徵兵、軍馬、船艦、兵器、各種、兵学校、造兵所、造船所、衛生、裁判  
**財政** 国庫ノ歳入出、地方ノ歳入出、国債  
**政体** 官制、議會選舉ノ法  
**翻譯課** 反訳及ヒ外国往復ニ関スル事ヲ掌ル  
**庶務課**  
**庶務掛**  
**院長官房ノ事務及ヒ諸官庁往復並ニ出納其他一切ノ庶務ヲ掌ル**  
**書籍掛**  
**院中一切ノ書籍整頓ヲ掌ル**  
 ○二十二日 浦野元純 千馬武雄 中山隆治 小林匡顕 岸田英三ヲ雇ト為シ月俸給拾五円ヲ給與ス○二十八日 鈴木義信ヲ九等属ニ任ス○三月四日 常用事務官 岸田英三ヲ雇ト為シ月俸給拾五円ヲ給與ス

**民事及ヒ刑事裁判**  
**陸軍及ヒ海軍** 兵員、徵兵、軍馬、船艦、兵器、各種、兵学校、造兵所、造船所、衛生、裁判  
**財政** 国庫ノ歳入出、地方ノ歳入出、国債  
**政体** 官制、議會選舉ノ法  
**翻譯課** 反訳及ヒ外国往復ニ関スル事ヲ掌ル  
**庶務課**  
**庶務掛**  
**院長官房ノ事務及ヒ諸官庁往復並ニ出納其他一切ノ庶務ヲ掌ル**  
**書籍掛**  
**院中一切ノ書籍整頓ヲ掌ル**  
 150222  
 ○二十二日 浦野元純 千馬武雄 中山隆治 小林匡顕 岸田英三ヲ雇ト為シ月俸給拾五円ヲ給與ス  
 150228  
 ○二十八日 鈴木義信ヲ九等属ニ任ス



ト為リ月俸五十五圓ヲ給與セラル  
三月四日御用掛楠文蔚陸軍省御用掛  
四等属ニ任シ嘉村今朝一ヲ御用掛ト為シ判任ニ準シ月俸拾五圓ヲ給與  
奉拾五圓ヲ給與シ筒井源次郎ヲ雇ト為シ月俸十五圓深  
谷立行ヲ雇ト為シ月俸拾貳圓ヲ給與ス  
職制中院長ハ参議之ニ兼任スルノ制ヲ改メテ二等官ト  
改メラル  
四月四日阿左見増太郎ヲ十等属ニ任ス  
四月八日仁木政信ヲ雇ト為シ月俸拾五圓ヲ給與ス  
一等属緒方道平願ニ依テ本官ヲ免ス正六位石橋重朝權  
大書記官ニ任セラル緒方  
道平御用掛ト為リ奏任ニ準シ月俸八拾圓ヲ村田豊御用  
掛ト為リ奏任ニ準シ月俸六拾圓ヲ賜ハル正七位井上瑞  
枝ヲ御用掛ト為シ判任ニ準シ月俸三拾圓ヲ給與ス是日

150304  
三月四日御用掛楠文蔚陸軍省御用掛ト為リ  
月俸五十五圓ヲ給與セラル

150317  
三月十七日山成哲造ヲ四等属ニ任シ嘉村今朝一  
ヲ御用掛ト為シ判任ニ準シ月俸拾五圓ヲ給與  
シ筒井源次郎ヲ雇ト為シ月俸十五圓深谷立行  
ヲ雇ト為シ月俸拾貳圓ヲ給與ス

150329  
三月二十九日本院職制中院長ハ参議之ニ兼任ス  
ルノ制ヲ改メテ二等官ト改メラル

150404  
四月四日阿左見増太郎ヲ十等属ニ任ス

150414  
四月十四日仁木政信ヲ雇ト為シ月俸拾五圓ヲ給  
與ス

150418  
四月十八日一等属緒方道平願ニ依テ本官ヲ免ス  
正六位石橋重朝權大書記官ニ任セラル緒方道平御用掛ト為リ  
奏任ニ準シ月俸八拾圓ヲ村田豊御用掛ト為リ  
奏任ニ準シ月俸六拾圓ヲ賜ハル正七位井上瑞  
枝ヲ御用掛ト為シ判任ニ準シ月俸三拾圓ヲ給  
與ス是日第四課ヲ置キ財政貨幣政体等ノ統計  
ヲ調査編纂スルコトヲ掌ラシム

150421  
四月二十一日陸軍中將從四位勲二等鳥尾小弥太  
ヲ院長ニ兼任セラル

150504  
五月四日一等属相原重政ヲシテ除服 (じよぶく  
=喪が明けること) 出仕セシム

第四課ヲ置キ財政貨幣政体等ノ統計ヲ調査編纂スルコ  
トヲ掌ラシム  
二十一日陸軍中將從四位勲二等鳥尾小  
弥太ヲ院長ニ兼任セラル  
五月四日一等属相原重政ヲ  
シテ除服出仕セシム  
六月統計學教授所ヲ設置セラレ  
シトコトヲ上申ス曰ク統計ハ學問ノ學術ニシテ主意日  
的區域責任方法及ヒ理論ト實地ト種々ノ科目アリ苟モ  
事ニ擔任スル者學習セサレハ真正ノ針路ヲ得ス隨テ官  
地上課課ヲ生センコトヲ恐ル然ルニ現今其學科ヲ修メ  
ント欲スル者アリト雖モ未タ教授所ノ設アルニアラズ  
常ニ遺憾トスル所ナリ因テ本院中該學術ニ通曉セシ者  
ト協議シ一ヶノ教授所ヲ設立シ退廢時限ヨリ餘暇ヲ以  
テ更番出席シ統計學志願ノ後ヲ教諭セシムハ九ノ三ヶ  
年ヲ期シ各其業ヲ卒ヘ後來諸官廳ニ於テ統計主務ノ者

年ヲ期シ各其業ヲ卒へ後來諸官廳ニ於テ統計主務ノ者  
 ナ更番出席シ統計學志願ノ徒ヲ教諭セシメハ凡ソ三ヶ  
 ト協議シ一ヶノ教授所ヲ設立シ退廢時限ヨリ餘暇ヲ以  
 常ニ遺憾トスル所ナリ因テ本院中該學術ニ通曉セシ者  
 ント欲スル者アリト雖モ未タ教授所ノ設アルニアラス  
 地上誤謬ヲ生センコトヲ恐ル然ルニ現今其學科ヲ修メ  
 事ニ擔任スル者學習セサレハ真正ノ針路ヲ得ス隨テ實  
 的區域職任方法及ヒ理論ト實地ト種々ノ科目アリ苟モ  
 ニコトヲ上申ス曰ク 統計ハ專門ノ學術ニシテ主意日  
 六日 統計學教授所ヲ設置セラレ

以下ニ行ハル  
 ヲ要スルトキニ當リ該學習ヲ終タル者ヲ以テ採用スル  
 ニ至ラハ實際事業ノ便益少ナシトセス因テ該教授所ニ  
 屬スル費用一ヶ年凡ソ金五百圓本院定額金ノ内ヨリ支  
 給セラレシコトヲ請フト聽カレズ 六月十日 權少書  
 記官立田革ヲ外務權少書記官ニ任セラル 六月十一日 雇浦  
 野元純病死 終資料金四十圓ヲ給與ス 六月一日 世良太一正七位  
 ニ叙セラル 〇二日 事務分課ヲ改定シテ四トス  
 第一課 土地、土地行政上ノ区分住地人民ノ所靜、人民ノ所動、農事、森林及ヒ鳥獸獵、漁事及ヒ製鹽、採鋳及ヒ製鋳、工事、築造、殖産及ヒ消費、職工ノ種類、物価及ヒ賃銀、第二課、所有地、建物、商事、交通、銀行及ヒ其他金融上ノ事、保險、社会自助、教育、衛生、法教、教育、學術及ヒ技芸、警察、因獄及ヒ懲治場、民事及ヒ刑事、裁判、陸軍裁判

150506

○六日 統計學教授所ヲ設置セラレンコトヲ上申ス曰ク (いわく) 統計ハ専門ノ學術ニシテ主意目的區域職任方法及ヒ理論ト實地ト種々ノ科目アリ苟モ (いやしくも) 事ニ擔任スル者學習セサレハ真正ノ針路ヲ得ス 隨テ (したがって) 實地上誤謬ヲ生センコトヲ恐ル 然ルニ現今其學科ヲ修メント欲スル者アリト雖トモ (いえども) 未タ教授所ノ設アルニアラス常ニ遺憾トスル所ナリ 因テ (よって) 本院中該學術ニ通曉 (つうぎょう=すみずみまで非常にくわしく知ること) セシ者ト協議シ 一ヶノ教授所ヲ設立シ退庁時限ヨリ余暇ヲ以テ更番 (こうばん=交代でやる) 出席シ統計學志願ノ徒ヲ教諭セシメハ凡ソ (おおよそ) 三ヶ年ヲ期シ各其業ヲ卒へ (おえ) 後來諸官庁ニ於テ統計主務ノ者ヲ要スルトキニ當リ該學習ヲ終タル者ヲ以テ採用スルニ至ラハ實際事業ノ便益少ナシトセス因テ (よって) 該教授所ニ屬スル費用一ヶ年凡ソ (おおよそ) 金五百圓本院定額金ノ内ヨリ支給セラレンコトヲ請フト聽カレズ 六月十七日

150510

○十一日 權少書記官立田革ヲ外務權少書記官ニ任セラル

150511

○十一日 雇浦野元純病死ス 祭染料 (さいしりょう=天皇が葬儀に下賜する金員) 金四十五圓ヲ給与ス

150601

○六月一日 世良太一正七位ニ叙セラル

150602

○二日 事務分課ヲ改定シテ四トス

第一課 土地、土地行政上ノ区分住地人民ノ所靜、人民ノ所動、農事、森林及ヒ鳥獸獵、漁事及ヒ製鹽、採鋳及ヒ製鋳、工事、築造、殖産及ヒ消費、職工ノ種類、物価及ヒ賃銀、第二課、所有地、建物、商事、交通、銀行及ヒ其他金融上ノ事、保險、社会自助、教育、衛生、法教、教育、學術及ヒ技芸、警察、因獄及ヒ懲治場、民事及ヒ刑事、裁判、陸軍裁判



以下  
下ル

第三課 陸軍及ヒ海軍、財政、貨幣及ヒ度量衡、政体  
 課分ツテ二掛トス、庶務掛、院長官房ノ事務及諸官廳往復並ニ出納其他一切ノ庶務ヲ掌ル  
 書籍掛、院中一切ノ書籍整頓ヲ掌ル又統計事物編纂ノ順序ヲ定ム第一土地 第二土地行政上ノ区分 第三住地 第四人民ノ所靜 第五人民ノ所動 第六所有地 第七建物 第八農事 第九森林及ヒ鳥獸獵 第十漁事及ヒ製塩 第十一採鋳及ヒ製鋳 第十二工事 第十三築造 第十四商事 第十五交通 第十六銀行及ヒ其他金融上ノ事 第十七保險 第十八殖産及ヒ消費 第十九職工ノ種類、物価及ヒ賃銀 第二十社会自助 第二十一教育 第二十二衛生 第二十三法教 第二十四教育學術及ヒ技芸 第二十五警察囚獄及ヒ懲治場 第二十六民事及ヒ刑事、裁判 第二十七陸軍及ヒ海軍 第二十八財政 第二十九貨幣及ヒ度量衡 第三十政体ナリ

第三課 陸軍及ヒ海軍、財政、貨幣及ヒ度量衡、政体

庶務課分ツテ二掛トス、  
庶務掛 院長官房ノ事務及諸官庁往復並ニ出納其他一切ノ庶務ヲ掌ル

書籍掛、院中一切ノ書籍整頓ヲ掌ル 又統計事物編纂ノ順序ヲ定ム 第一土地 第二土地行政上ノ区分 第三住地 第四人民ノ所靜 第五人民ノ所動 第六所有地 第七建物 第八農事 第九森林及ヒ鳥獸獵 第十漁事及ヒ製塩 第十一採鋳及ヒ製鋳 第十二工事 第十三築造 第十四商事 第十五交通 第十六銀行及ヒ其他金融上ノ事 第十七保險 第十八殖産及ヒ消費 第十九職工ノ種類、物価及ヒ賃銀 第二十社会自助 第二十一教育 第二十二衛生 第二十三法教 第二十四教育學術及ヒ技芸 第二十五警察囚獄及ヒ懲治場 第二十六民事及ヒ刑事、裁判 第二十七陸軍及ヒ海軍 第二十八財政 第二十九貨幣及ヒ度量衡 第三十政体ナリ

150607

○七日 官省院府県ニ令シテ曰ク(いわく) 統計表調製年度ノ儀歳入歳出等金穀ノ出納ヲ主トシテ計査スルモノニ限り会計年度(甲年七月ヨリ乙年六月マテ)ヲ以テ取調其他ノ事物ハ總テ曆年(一月ヨリ十二月マテ)ヲ以テ取調候儀ト心得ヘシト 第三十五号 是ヨリ先キ 二月六日 内務省本院ニ照会シテ曰ク(いわく) 当省中ニ統計課ヲ置キ所轄事物ノ統計ヲ調査編纂セシム然ルニ年度ノ別未タ一定ノ成規アラス 之カ為メ毎局事物ノ調査各々異ニ出テ不便少ナカラス 故ニ凡テ(すべて) 会計年度ヲ以テセン 或ハ会計ノ外ハ凡テ(すべて) 曆年度ヲ以テセン 一定ノ令アルニアラサレハ他官庁調整ノ統計年度ト支吾(しご=くいちがうこと) ヲ生ス可シト 乃チ(すなわち) 上申 五月五日 シテ曰ク(いわく) 統計表調整ノ為メ事物ヲ彙集スル年度ハ一月ヨリ十二月ニ至

ハ財政第二十九貨幣及ヒ度量衡第三十政体ナリ。○七日 官省院府県ニ令シテ曰ク 統計表調製年度ノ儀歳入歳出等金穀ノ出納ヲ主トシテ計査スルモノニ限り會計年度(甲年七月ヨリ乙年六月マテ)ヲ以テ取調其他ノ事物ハ總テ曆年(一月ヨリ十二月マテ)ヲ以テ取調候儀ト心得ヘシト 第三十五号 是ヨリ先キ 二月六日 内務省本院ニ照會シテ曰ク(いわく) 當省中ニ統計課ヲ置キ所轄事物ノ統計ヲ調査編纂セシム然ルニ年度ノ別未タ一定ノ成規アラス 之カ為メ毎局事物ノ調査各々異ニ出テ不便少ナカラス 故ニ凡テ會計年度ヲ以テセン 或ハ會計ノ外ハ凡テ曆年度ヲ以テセン 一定ノ令アルニアラサレハ他官廳調整ノ統計年度ト支吾(しご=くいちがうこと) ヲ生ス可シト 乃チ(すなわち) 上申 五月五日 シテ曰ク(いわく) 統計表調整ノ為メ事物ヲ彙集スル年度ハ一月ヨリ十二月ニ至



ルノ暦年ヲ以テ限ト為スコト普通ノ成規タリ然ルニ明治八年會計年度ヲ定メラレシヨリ以來會計ニ屬スル事物ハ其年度ヲ以テシ其後報告書式頒布アリシヨリ以來終ニ(ついに)會計ニ關係ナキ事物マテニ推移リ旧來ノ成規自ラ一變セリ元來暦年ハ古今万国ニ通シタル時限ニシテ即チ自然ノ年度ナリ會計年度ハ特ニ出納上ノ便宜ニ出タル一種ノ時限ニシテ固ヨリ(もとより)並稱スヘキモノニアラス凡ソ(およそ)歐洲ニ在テ暦年ヲ以テ直ニ會計年度ト為セル夫ノ(その)仏蘭西(フランス)字魯西(プロイセン)白耳義(ベルギー)和蘭(オランダ)瑞典(スウェーデン)等ノ諸国ハ勿論獨乙連邦(ドイツ)英吉利(イギリス)ノ如キ別ニ會計年度ヲ設クル国ニ於ル(おける)モ猶(なお)會計ノ外ハ總テ暦年ヲ以テ期限ト為スカ如ク畢竟(ひっきょう=結局)統計ノ事業ハ年期或ハ境界ニ抛リ參互比較スヘキモノタリ而シテ會計年度ハ国ト時トニ因リテ異同アリ故ニ古今万国普通ノ時限即チ暦年ヲ以テセサレハ事物ヲ比較スルニ甚タ(はなはだ)便ナラス但シ歳入歳出等金穀ノ出納ニ屬スルモノハ會計年度ヲ以テスヘシト雖モ(いえども)一般事物ノ計算ニ至リテハ暦年度ヲ以テスルヲ至当(しとう=きわめて妥当であること)トセン以上ハ統計至要(しよう=この上もなく大切なこと)ノ件ニシテ嘗テ(かつて)詮議(せんぎ=評議して物事を明らかにすること)中ニアリ今回内務省ニ統計課ヲ置キ年度ノ區別ヲ照會セリ因テ(よって)統計ノ年度ヲ確定シ各庁ニ令アラシコトヲ請フト因テ(よって)是ノ令アリ

ルノ暦年ヲ以テ限ト為スコト普通ノ成規タリ然ルニ明治八年會計年度ヲ定メラレシヨリ以來會計ニ屬スル事物ハ其年度ヲ以テシ其後報告書式頒布アリシヨリ以來終ニ(ついに)會計ニ關係ナキ事物マテニ推移リ旧來ノ成規自ラ一變セリ元來暦年ハ古今万国ニ通シタル時限ニシテ即チ自然ノ年度ナリ會計年度ハ特ニ出納上ノ便宜ニ出タル一種ノ時限ニシテ固ヨリ(もとより)並稱スヘキモノニアラス凡ソ(およそ)歐洲ニ在テ暦年ヲ以テ直ニ會計年度ト為セル夫ノ(その)仏蘭西(フランス)字魯西(プロイセン)白耳義(ベルギー)和蘭(オランダ)瑞典(スウェーデン)等ノ諸国ハ勿論獨乙連邦(ドイツ)英吉利(イギリス)ノ如キ別ニ會計年度ヲ設クル国ニ於ル(おける)モ猶(なお)會計ノ外ハ總テ暦年ヲ以テ期限ト為スカ如ク畢竟(ひっきょう=結局)統計ノ事業ハ年期或ハ境界ニ抛リ參互比較スヘキモノタリ而シテ會計年度ハ国ト時トニ因リテ異同アリ故ニ古今万国普通ノ時限即チ暦年ヲ以テセサレハ事物ヲ比較スルニ甚タ(はなはだ)便ナラス但シ歳入歳出等金穀ノ出納ニ屬スルモノハ會計年度ヲ以テスヘシト雖モ(いえども)一般事物ノ計算ニ至リテハ暦年度ヲ以テスルヲ至当(しとう=きわめて妥当であること)トセン以上ハ統計至要(しよう=この上もなく大切なこと)ノ件ニシテ嘗テ(かつて)詮議(せんぎ=評議して物事を明らかにすること)中ニアリ今回内務省ニ統計課ヲ置キ年度ノ區別ヲ照會セリ因テ(よって)統計ノ年度ヲ確定シ各庁ニ令アラシコトヲ請フト因テ(よって)是ノ令アリ

150610

**CTE** 五等属佐藤佳馬 依田昌言六等属村上義方 杉山親 新井金作 鈴木敬治七等属水井周芳 武市利義<sup>3</sup> 青島一郎八等属辻啓一郎 塚原周蔵九等属鈴木義信准判任御用掛関三吉郎 雇栗原理三郎 筒井源二郎 岸田英三 小林匡顕 深谷立行等統計年鑑印刷校正事務勉勵ニ因リ慰勞金ヲ給与スルコト差アリ

通ノ時限即チ暦年ヲ以テセサレハ事物ヲ比較スルニ甚タ(はなはだ)便ナラス但シ歳入歳出等金穀ノ出納ニ屬スルモノハ會計年度ヲ以テスヘシト雖モ(いえども)一般事物ノ計算ニ至リテハ暦年度ヲ以テスルヲ至当(しとう=きわめて妥当であること)トセン以上ハ統計至要(しよう=この上もなく大切なこと)ノ件ニシテ嘗テ(かつて)詮議(せんぎ=評議して物事を明らかにすること)中ニアリ今回内務省ニ統計課ヲ置キ年度ノ區別ヲ照會セリ因テ(よって)統計ノ年度ヲ確定シ各庁ニ令アラシコトヲ請フト因テ(よって)是ノ令アリ

<sup>3</sup> 原文ママ。武市利義と武市利美は同一人物の可能性。改正官員録の明治15年8月版、同15年～同17年の各年12月版、同18年10月版は、いずれも武市利美。ただ、統計院誌において、武市利美は、同15年、同16年に記事あるも同17年と同18年に記事なし



六日 統計年鑑成ル此編ハ歐洲諸國ノ統計年報ノ体裁ヲ參酌シ各官庁ヨリ徵収スル所ノ統計材料及ヒ報告書ニ據リ科目ヲ分チテ二十一トス第一土地第二人口第三農業第四山林第五漁業及ヒ製塩第六鑛山第七工業第八通運第九銀行及ヒ金融第十外國貿易第十一衛生第十二社寺第十三教育第十四警察第十五監獄第十六司法第十七陸軍第十八海軍第十九財政第二十政事第二十一北海道等ノ事實ヲ配置シ三五年若シクハ十數年ヲ叙別シ一千五百部ヲ印刷シテ以テ頒布ス

○十九日 五等属兼内務五等属依田昌言内務四等属ニ任セラル

○二十日 内務四等属依田昌言四等属ニ兼任ス

○二十一日 上申ス曰ク 人別統計ハ宗旨ヲ區別シ其信者ヲ調査スルニアリ然ルニ近來往々耶蘇教(やそきょう=キリスト教)ヲ信スル者ヲ陳述スル者之レ有リ此ノ如キハ其陳ル(のべる)所ニ隨ヒ(したがひ)表紀シテ障礙(しょうがい)ナキヤ即今甲斐国人別表編製中ニアリ 因テ(よつて)上裁ヲ請フト 因テ(よつて)太政大臣院長ニ告ケ曰ク(いわく) 本件ノ如キハ指令ノ限ニアラス表紀セサルヲ以テ可トスヘシト

○二十四日 各省ニ令シテ曰ク(いわく) 統計ハ政治上其他諸般事物ノ結果ヲ証明スル重要ノ事件ナルニ因リ材料ノ計査正確ナラサルヘカラス 就テハ各省ニ於テ統計院ヘ協議ヲ遂ケ各其主管ノ事務ニ付統計ノ方法相立審議候様(そうろうよう=～でありますよう)致スヘシト 第三十九号

人別表編製中ニアリ 因テ上裁ヲ請フト 因テ太政大臣院長ニ告ケ曰ク本件ノ如キハ指令ノ限ニアラス表紀セサルヲ以テ可トスヘシト

○二十四日 各省ニ令シテ曰ク(いわく) 統計ハ政治上其他諸般事物ノ結果ヲ証明スル重要ノ事件ナルニ因リ材料ノ計査正確ナラサルヘカラス 就テハ各省ニ於テ統計院ヘ協議ヲ遂ケ各其主管ノ事務ニ付統計ノ方法相立審議候様(そうろうよう=～でありますよう)致スヘシト 第三十九号

150616

○十六日 統計年鑑成ル 此編ハ歐洲諸國ノ統計年報ノ体裁ヲ參酌シ各官庁ヨリ徵収スル所ノ統計材料及ヒ報告書ニ據リ科目ヲ分チテ二十一トス 第一土地 第二人口 第三農業 第四山林 第五漁業及ヒ製塩 第六鑛山 第七工業 第八通運 第九銀行及ヒ金融 第十外國貿易 第十一衛生 第十二社寺 第十三教育 第十四警察 第十五監獄 第十六司法 第十七陸軍 第十八海軍 第十九財政 第二十政事 第二十一北海道等ノ事實ヲ配置シ三五年若シクハ十數年ヲ叙別シ一千五百部ヲ印刷シテ以テ頒布ス

150619

○十九日 五等属兼内務五等属依田昌言内務四等属ニ任セラル

150620

○二十日 内務四等属依田昌言四等属ニ兼任ス

150621

○二十一日 上申ス曰ク(いわく) 人別統計ハ宗旨ヲ區別シ其信者ヲ調査スルニアリ然ルニ近來往々耶蘇教(やそきょう=キリスト教)ヲ信スル者ヲ陳述スル者之レ有リ 此ノ如キハ其陳ル(のべる)所ニ隨ヒ(したがひ)表紀シテ障礙(しょうがい)ナキヤ即今甲斐国人別表編製中ニアリ 因テ(よつて)上裁ヲ請フト 因テ(よつて)太政大臣院長ニ告ケ曰ク(いわく) 本件ノ如キハ指令ノ限ニアラス表紀セサルヲ以テ可トスヘシト

150624

○二十四日 各省ニ令シテ曰ク(いわく) 統計ハ政治上其他諸般事物ノ結果ヲ証明スル重要ノ事件ナルニ因リ材料ノ計査正確ナラサルヘカラス 就テハ各省ニ於テ統計院ヘ協議ヲ遂ケ各其主管ノ事務ニ付統計ノ方法相立審議候様(そうろうよう=～でありますよう)致スヘシト 第三十九号

五月諸省ヲシテ統計會議ヲ開設セシメントシテ建議シテ  
 曰ク 統計ノ材料ハ主トシテ諸省ヨリ徵集スルカ故ニ  
 諸省ニ在テ事物ヲ計査スル方法其宜ヲ得サレハ終ニ  
 實ナル統計表ヲ編製スルコト能ハス既ニ本院職制ニ統  
 計委員ヲ置カレ統計法ノ改良ヲ圖ルハ職トシテ此レニ  
 由ル然ルニ各省主管ノ事物多端且ツ夫レ統計ハ創始ノ

是ヨリ先キ五月五日諸省ヲシテ統計會議ヲ開  
 設セシメントシテ建議シテ曰ク(いわく) 統計  
 ノ材料ハ主トシテ諸省ヨリ徵集スルカ故ニ諸  
 省ニ在テ事物ヲ計査スル方法其宜ヲ得サレハ  
 終ニ(ついに) 確實ナル統計表ヲ編製スルコト能  
 ハス 既ニ本院職制ニ統計委員ヲ置カレ統計  
 法ノ改良ヲ図ルハ職トシテ此レニ由ル 然ル  
 ニ各省主管ノ事物多端(たたん=あれこれと問題が多いこと)  
 且ツ夫レ(それ)統計ハ創始ノ業ナルヲ以テ平常  
 其方法ヲ講明(こうめい=研究して物事の意義や本質をあきらかに  
 すること)セサレハ全省統計ニ関スル事物ノ要領  
 ヲ詳悉(しょうしつ=非常に詳しくて漏れのないこと)シ難カル  
 ヘシ 因テ(よって)各省ニ於テ予メ統計ノ會議ヲ  
 設ケ各局長及統計主務ノ奏任官ヲ以テ議員ト  
 為シ卿輔之カ議長ト為リ其方法ヲ 熟議シ全  
 省ノ統計事務ヲ十全ナラシメントシテ要ス  
 且其議員中ヨリ統計委員ヲ選抜セハ一ハ各省  
 書記官等一般ニ主管ノ事物計査ノ方法ニ通曉  
 (つうぎょう=すみずみまで非常にくわしく知ること)シ一ハ統計  
 委員全省ノ事務ヲ詳悉(しょうしつ=非常に詳しくて漏れの  
 ないこと)シ本院ノ議事ニ於テ阻滯(そたい=さまたげられ  
 てとどこおること)スル所ナリ實際便益少ナカラスト  
 因テ(よって)是ノ令アリ

150628

二十八日 四等属高橋二郎 寺田勇吉ヲ三等  
 属ニ五等属佐藤佳馬 岡松徑ヲ四等属ニ六等  
 属村上義方 鈴木敬治ヲ五等属ニ八等属兼内  
 務八等属辻啓一郎ヲ七等属ニ任ス一等属相原  
 重政ニ等属島村泰職務勉勵ニ因リ慰勞金ヲ給  
 与スルコト差アリ

業ナルヲ以テ平常其方法ヲ講明セサレハ全省統計ニ関  
 スル事物ノ要領ヲ詳悉シ難カルヘシ因テ各省ニ於テ豫  
 ノ統計ノ會議ヲ設ケ各局長及統計主務ノ奏任官ヲ以テ  
 議員ト為シ卿輔之カ議長ト為リ其方法ヲ熟議シ全省ノ  
 統計事務ヲ十全ナラシメントシテ要ス且其議員中ヨリ  
 統計委員ヲ選抜セハ一ハ各省書記官等一般ニ主管ノ事  
 物計査ノ方法ニ通曉シ一ハ統計委員全省ノ事務ヲ詳悉  
 シ本院ノ議事ニ於テ阻滯スル所ナリ實際便益少ナカラ  
 スト因テ是ノ令アリ○二十八日四等属高橋二郎寺田勇  
 吉ヲ三等属ニ五等属佐藤佳馬岡松徑ヲ四等属ニ六等属  
 村上義方鈴木敬治ヲ五等属ニ八等属兼内務八等属辻啓  
 一郎ヲ七等属ニ任ス一等属相原重政ニ等属島村泰職務  
 勉勵ニ因リ慰勞金ヲ給與スルコト差アリ○三十日七等



属兼内務八等属辻啓一郎内務七等属  
 月十日三等属寺田勇吉ヲシテ除服出仕セシム  
 〇八月二日  
 日權大書記官石橋重朝ヲシテ除服出仕セシム  
 十二日  
 検査官兼幹事安川繁成本官ヲ免シ幹事ニ専任シ工部大  
 書記官ニ兼任セラル  
 〇二十九日  
 上申ス 本院職制中統計委員ハ各  
 官庁ノ統計ニ関スル奏任官ヲシテ兼務セシム  
 ルノ上旨ニ拠リ各廳ニ協議人選シ以テ上ル請フ統計  
 委員ハ各官廳ノ統計ニ関スル奏任官ヲシテ兼務セシ  
 ムルノ上旨ニ拠リ各廳ニ協議人選シ以テ上ル請フ統計  
 委員兼務ノ命アラント云々  
 〇九月七日  
 外務權少書記官内藤類次郎内務權  
 大書記官日下義雄、内務權少書記官兼少書記官  
 永井久一郎大蔵少書記官小管揆一、同盧高  
 朗、陸軍會計一等副監督野田豁通、陸軍歩兵  
 少佐志水直、海軍主計大監長谷川貞雄、海軍  
 省七等出仕広岡逸人、文部權大書記官小林小  
 太郎、文部少書記官久保田讓、農商務權大書  
 記官宮島信吉、農商務權少内記官片山遠平、  
 工部大書記官安川繁成、工部權少書記官岡師  
 民嘉、司法少書記官鷺津宜光、司法權少書記  
 官植村長、會計検査院書記官河鱒斎、大書記  
 官杉亨二、權大書記官石橋重朝、權少書記官世  
 良太一、一等警視佐和正、東京府少書記官銀林  
 綱男等統計委員兼務ノ命ヲ拜ス  
 〇十三日  
 大書記官杉亨二ヲシテ除服出仕  
 セシム  
 栗原理三郎願ニ依テ雇ヲ罷ム  
 〇二十日  
 東議ス國  
 務院出入内閣使館其他職務ニ関スル各職ノ上申  
 書等ノ統計上ニ及ニ關シ、ハカリテハ、ミナリ因テ後天  
 上裁ヲ經ルノ後下附セシムルハ、權限シテ是ニ及ニ  
 上ノ間書記官之ヲ請スルハ、十月四日會計検査院第一等  
 小野節一、工部一等記官ニ任スルハ、是日第二等記官  
 藤野宗一、各職ヲシテ、其様式ヲ編成セシムルハ、五日統計

150630  
 〇三十日 七等属兼内務八等属辻啓一郎内務七  
 等属ニ兼任セラル  
 150710  
 〇七月十日 三等属寺田勇吉ヲシテ除服 (じよぶく  
 =喪が明けること) 出仕セシム  
 150802  
 〇八月二日 權大書記官石橋重朝ヲシテ除服 (じ  
 よぶく=喪が明けること) 出仕セシム  
 150812  
 十二日 検査官兼幹事安川繁成本官ヲ免シ幹事  
 ニ専任シ工部大書記官ニ兼任セラル  
 150829  
 〇二十九日 上申ス 本院職制中統計委員ハ各  
 官庁ノ統計ニ関スル奏任官ヲシテ兼務セシム  
 ルノ上旨ニ拠リ各庁ニ協議人選シ以テ上ル請  
 フ統計委員兼務ノ命アラント云々  
 150907  
 〇九月七日 外務權少書記官内藤類次郎内務權  
 大書記官日下義雄、内務權少書記官兼少書記官  
 官<sup>4</sup>永井久一郎大蔵少書記官小管揆一、同盧高  
 朗、陸軍會計一等副監督野田豁通、陸軍歩兵  
 少佐志水直、海軍主計大監長谷川貞雄、海軍  
 省七等出仕広岡逸人、文部權大書記官小林小  
 太郎、文部少書記官久保田讓、農商務權大書  
 記官宮島信吉、農商務權少内記官片山遠平、  
 工部大書記官安川繁成、工部權少書記官岡師  
 民嘉、司法少書記官鷺津宜光、司法權少書記  
 官植村長、會計検査院書記官河鱒斎、大書記  
 官杉亨二、權大書記官石橋重朝、權少書記官世  
 良太一、一等警視佐和正、東京府少書記官銀林  
 綱男等統計委員兼務ノ命ヲ拜ス  
 150913  
 〇十三日 大書記官杉亨二ヲシテ除服 (じよぶく=喪  
 が明けること) 出仕セシム 栗原理三郎願ニ依テ雇  
 ヲ罷ム (やむ)

書記官宮島信吉農商務權少書記官片山遠平工部大書記  
 官安川繁成工部權少書記官園師民嘉司法少書記官鷺津  
 宜光司法權少書記官植村長會計検査院書記官河鱒斎大  
 書記官杉亨二權大書記官石橋重朝權少書記官世良太一  
 一等警視佐和正東京府少書記官銀林綱男等統計委員兼  
 務ノ命ヲ拜ス  
 〇十三日  
 大書記官杉亨二ヲシテ除服出仕  
 セシム  
 栗原理三郎願ニ依テ雇ヲ罷ム  
 〇二十日  
 東議ス國  
 務院出入内閣使館其他職務ニ関スル各職ノ上申  
 書等ノ統計上ニ及ニ關シ、ハカリテハ、ミナリ因テ後天  
 上裁ヲ經ルノ後下附セシムルハ、權限シテ是ニ及ニ  
 上ノ間書記官之ヲ請スルハ、十月四日會計検査院第一等  
 小野節一、工部一等記官ニ任スルハ、是日第二等記官  
 藤野宗一、各職ヲシテ、其様式ヲ編成セシムルハ、五日統計

書記官宮島信吉農商務權少書記官片山遠平工部大書記  
 官安川繁成工部權少書記官園師民嘉司法少書記官鷺津  
 宜光司法權少書記官植村長會計検査院書記官河鱒斎大  
 書記官杉亨二權大書記官石橋重朝權少書記官世良太一  
 一等警視佐和正東京府少書記官銀林綱男等統計委員兼  
 務ノ命ヲ拜ス  
 〇十三日  
 大書記官杉亨二ヲシテ除服 (じよぶく=喪  
 が明けること) 出仕セシム 栗原理三郎願ニ依テ雇  
 ヲ罷ム (やむ)

4 原文ママ。「改正官員録」の明治14年9月版では、内務權少書記官兼權少書記官。

書記官品信吉慶高務権少書記官片山逸平工部大書記  
官安川繁成工部権少書記官園師氏壽司法少書記官野  
宜光司法権少書記官植村辰會計検査院書記官河野青久  
書記官杉亨二權大書記官石橋重樹権少書記官世良太一  
一審管規佐和正東京府少書記官欽林綱男事務計委員並  
務人命ヲ拜ス。十三日大書記官杉亨ニヨリテ除服出仕  
セシム原原三郎願ニ依テ登ヲ罷ム。二十日稟議ス國  
庫歳入出及内外国債増減其他財政ニ関スル各廳ノ上申  
報告等ハ統計上尤モ闕クヘカラサルモノナリ因テ後來  
上裁ヲ經ルノ後下附セラレハ謄寫シテ速ニ返上スヘシ  
ト内閣書記官之ヲ諾ス。十月四日會計検査院属兼一等  
属小野弥一ヲ工部一等属ニ任ス是日第二統計年鑑編纂  
ノ議ヲ決シ各課ヲシテ其様式ヲ調成セシム。五日統計

委員司法權大書記官鷺津宜光病死ス。二十五日太田十  
一ヲ雇ト為シ月俸拾五円ヲ給與ス。三十日間庭又次郎  
ヲ八等属ニ任ス。是月明治十二年十二月三十一日ノ甲  
斐國現在人別調成ル。十一月十日七等属水井周芳ヲシ  
テ除服出仕セシム。二十一日各廳ノ報告書ヲ管理セン  
コトヲ上申シテ曰ク各廳ノ報告書ノ編成方法及ヒ上  
申時日一定セスシテ或ハ數年遷延シ不便少カラス單竟  
其徵集時限管理ノ順序完全ナラサルニ因ル所來報告書  
中諸計表ハ其記載及ヒ説明等各官廳ニ協議スヘキ統計  
上ノ關係最モ多ク即チ統計表ハ政治上其他諸般ノ結果  
ヲ證明スルニ關タヘカラサル者ナルカ故ニ既ニ管院事  
務章程第五條第六條ニ報告書ノ様式及ヒ徵集期限ヲ定  
ムルノ旨アリ因テ報告書類ハ管院ニ於テ管理シ上申ノ

150920

○二十日 稟議ス 国庫歳入出及内外国債増減  
其他財政ニ関スル各庁ノ上申報告等ハ統計上  
尤モ (もつとも) 闕ク (かく=欠く) ヘカラサルモノナリ  
因テ (よって) 後來 (こうらい=この後) 上裁ヲ經ルノ後下  
附セラレハ謄寫シテ速ニ返上スヘシト 内閣  
書記官之ヲ諾ス

151004

○十月四日 會計検査院属兼一等属小野弥一ヲ  
工部一等属ニ任ス 是日 第二統計年鑑編纂ノ  
議ヲ決シ各課ヲシテ其様式ヲ調成セシム

151005

○五日 統計委員司法權大書記官鷺津宜光病死  
ス

151025

○二十五日 太田十一ヲ雇ト為シ月俸拾五円ヲ  
給与ス

151030

○三十日 間庭又次郎ヲ八等属ニ任ス

151000

○是月 明治十二年十二月三十一日ノ甲斐國現  
在人別調成ル

151110

○十一月十日 七等属水井周芳ヲシテ除服 (じよぶ  
く=喪が明けること) 出仕セシム



一ノ月... 二月... 三月... 四月... 五月... 六月... 七月... 八月... 九月... 十月... 十一月... 十二月...  
 〇二十一日各廳ノ報告書ヲ管理セン  
 コトヲ上申シテ曰ク 各廳ノ報告書ノ編成方法及ヒ上  
 申時日一定セスシテ或ハ數年遷延シ不便少カラス畢竟  
 其徵集時限管理ノ順序完全ナラサルニ因ル元來報告書中諸計表ハ其記載及ヒ説明等各  
 官庁ニ協議スヘキ統計上ノ關係最モ多ク即チ統計表ハ政治上其他諸般ノ結果ヲ證明スルニ  
 關クヘカラサル者ナルカ故ニ既ニ当院事務章程第五條第六條ニ報告書ノ様式及ヒ  
 徵集期限ヲ定ムルノ旨アリ因テ報告書類ハ當院ニ於テ管理シ上申ノ後之ヲ檢閲シ參  
 事院ノ勘査ヲ歴テ高覽ニ供シ而シテ後當院ニ貯蔵シ統計編纂ノ用ニ充ルヲ以テ順序トセハ各官庁ニ於テ  
 統計材料ノ調査ニ重複ノ勞ヲ省キ編成ノ方法ハ各官庁統計委員ト協議シ之カ改良ヲ加ヘ且上  
 申稍延スルモノヲ督促セハ漸ヲ以テ事務整頓シ閱覽勘査ノ為ニモ亦便ナラント聽カレス  
 後之ヲ檢閲シ參事院ノ勘査ヲ歴テ高覽ニ供シ而シテ後  
 當院ニ貯蔵シ統計編纂ノ用ニ充ルヲ以テ順序トセハ各  
 官廳ニ於テ統計材料ノ調査ニ重複ノ勞ヲ省キ編成ノ方  
 法ハ各廳統計委員ト協議シ之カ改良ヲ加ヘ且上申督延  
 スルモノヲ督促セハ漸ヲ以テ事務整頓シ閱覽勘査ノ為  
 ニモ亦便ナラント聽カレス  
 〇二十九日三等屬  
 高橋二郎寺田勇吉四等屬岡松徑五等屬鈴木敬治六等屬  
 倉持義山八等屬大町惣策九等屬蒲生俊准判任御用掛嘉  
 村今朝一雇千馬武雄中山隆治甲斐國現在人別調編纂ニ  
 盡カスルヲ以テ慰勞金ヲ給與スルコト差アリ

後之ヲ檢閲シ參事院ノ勘査ヲ歴テ高覽ニ供シ而シテ後  
 當院ニ貯蔵シ統計編纂ノ用ニ充ルヲ以テ順序トセハ各  
 官廳ニ於テ統計材料ノ調査ニ重複ノ勞ヲ省キ編成ノ方  
 法ハ各廳統計委員ト協議シ之カ改良ヲ加ヘ且上申督延  
 スルモノヲ督促セハ漸ヲ以テ事務整頓シ閱覽勘査ノ為  
 ニモ亦便ナラント聽カレス  
 〇二十九日三等屬  
 高橋二郎寺田勇吉四等屬岡松徑五等屬鈴木敬治六等屬  
 倉持義山八等屬大町惣策九等屬蒲生俊准判任御用掛嘉  
 村今朝一雇千馬武雄中山隆治甲斐國現在人別調編纂ニ  
 盡カスルヲ以テ慰勞金ヲ給與スルコト差アリ

151121

**〇二十一日** 各庁ノ報告書ヲ管理センコトヲ上申シテ曰ク(いわく) 各庁ノ報告書ノ編成方法及ヒ上申時日一定セスシテ或ハ數年遷延(せんえん=はかどらず長引くこと)シ不便少カラス畢竟(ひっきょう=結局)其徵集時限管理ノ順序完全ナラサルニ因ル元來報告書中諸計表ハ其記載及ヒ説明等各官庁ニ協議スヘキ統計上ノ關係最モ多ク即チ統計表ハ政治上其他諸般ノ結果ヲ證明スルニ關ク(かく=欠く)ヘカラサル者ナルカ故ニ既ニ當院事務章程第五條第六條ニ報告書ノ様式及ヒ徵集期限ヲ定ムルノ旨アリ因テ(よつて)報告書類ハ當院ニ於テ管理シ上申ノ後之ヲ檢閲シ參事院ノ勘査(かんさ=てらしあわせて調べること)ヲ歴テ(へて=経て)高覽ニ供シ而シテ後當院ニ貯蔵シ統計編纂ノ用ニ充ルヲ以テ順序トセハ各官庁ニ於テ統計材料ノ調査ニ重複ノ勞ヲ省キ編成ノ方法ハ各官庁統計委員ト協議シ之カ改良ヲ加ヘ且上申稍延(けいえん=繰り延べる)スルモノヲ督促セハ漸ヲ以テ事務整頓シ閱覽勘査(かんさ=てらしあわせて調べること)ノ為ニモ亦(また)便ナラント聽カレス<sup>十六年</sup>三月二十日

151129

**〇二十九日** 三等屬高橋二郎 寺田勇吉四等屬岡松徑五等屬鈴木敬治六等屬倉持義山八等屬大町惣策<sup>5</sup>九等屬蒲生俊准判任御用掛嘉村今朝一雇千馬武雄 中山隆治甲斐國現在人別調編纂ニ盡カスルヲ以テ慰勞金ヲ給與スルコト差アリ

<sup>5</sup> 他の記事では、大町總策との表記もあり、大町惣策と大町總策は同一人物である可能性。「改正官員録」の明治14年8月版と明治14年12月版では大町總策。總は總の旧字体。

後之ヲ檢閲ニ奉事院ノ影登ヲ歷テ高覽ニ供シ而シテ後  
 當院ニ野藏ニ統計編纂ノ用ニ充ルヲ以テ順序トセハ各  
 官廳ニ於テ統計材料ノ調査ニ重複ノ勞ヲ省キ滿成ノ方  
 法ハ各廳統計委員ト協議シ之ヲ改良ヲ加ヘ且上申督定  
 スルモノヲ督促セハ漸々以テ事務整理ニ關ル勲益ノ爲  
 ニモ亦便ナラント聽カレヌ月二十日二十九日三高等  
 高橋二郎寺田勇吉四等屬岡松徑五等屬鈴木敬治六等屬  
 倉持義山八等屬大町惣繁九等屬蒲生俊准判任御用掛若  
 村今朝一處千馬武雄中山隆治田斐國現在人別調編纂ニ  
 盡カスルヲ以テ慰勞金ヲ給與スルヲ差アリ。十二月八  
 日官省院廳府縣ニ令シテ曰ク 統計表調製材料ノ儀統  
 計院ニ於テ様式相定メ年々徵集可致ニ付明治七年十二  
 月府縣ハ明治七年第百六十六號ヲ以テ相達置候政表取

151208

十二月八日 官省院庁府縣ニ令シテ曰ク (いわく) 統計表調製材料ノ儀統計院ニ於テ様式相定メ年々徵集可致 (いたすべく) ニ付明治七年十二月 (府縣ハ明治七年第百六十六號ヲ以テ) 相達置候 (あいたしおきそうろう) 政表取調書ノ儀ハ自今差出ニ及ハスト 第六十五号 是ヨリ先キ 十一月十五日 上申ス曰ク (いわく) 統計材料ノ様式ハ當院ニ於テ之ヲ製定シ毎年徵集スヘキ順序漸次 (ぜんじ) 緒ニ就クヲ以テ明治七年十二月院省使庁及府縣ヲシテ政表ヲ報上セシムルノ令ヲ廢セラレコトヲ請フト因テ (よつて) 是ノ令アリ

151223

二十三日 内務四等屬兼四等屬依田昌言内務三等屬ニ任セラル

151225

二十五日 内務三等屬兼四等屬依田昌言ヲ三等屬ニ兼任ス 是日四等屬佐藤佳馬五等屬村上義方七等屬水井周芳八等屬佐藤信美准判任御用掛関三吉郎本年中皆勤勉勲ニ因リ慰勞トシテ月俸ノ三分一ヲ給与ス

151226

二十六日 准奏任御用掛細川広世二月俸百円ヲ賜フ 是日 大書記官杉亨二甲斐國現在人別調編纂事協勉勲ニ因リ慰勞金五拾円権少書記官世良太一二拾五円ヲ賜フ

調書ノ儀ハ自今差出ニ及ハスト 第六十五号 是ヨリ先キ 十一月十五日 上申ス曰ク 統計材料ノ様式ハ當院ニ於テ之ヲ製定シ毎年徵集スヘキ順序漸次緒ニ就クヲ以テ明治七年十二月院省使廳及府縣ヲシテ政表ヲ報上セラレコトヲ請フト因テ是ノ令ヲ廢セラレコトヲ請フト因テ是ノ令アリ。十五日内務三等屬兼四等屬依田昌言内務三等屬ニ兼任ス。是日四等屬佐藤佳馬五等屬村上義方七等屬水井周芳八等屬佐藤信美准判任御用掛関三吉郎本年中皆勤勉勲ニ因リ慰勞トシテ月俸ノ三分一ヲ給與ス。是日大書記官杉亨二甲斐國現在人別調編纂事務勉勲ニ因リ慰勞金五拾円権少書記官世良太一二拾五円ヲ賜フ。



權少書記官兼權少書記官永井久一郎内務少書記官ニ任  
 セラレ兼權少書記官故ノ如シ是日一等屬相原重政七等屬青島一郎  
 屬青島一郎九等屬鈴木義信准判任御用掛多羅尾光應職  
 務勉勵ニ因リ慰勞金ヲ給與スルコト差アリ○二十八日  
 職員ノ常額ヲ定ムルノ議ヲ獻シテ曰ク 夫レ國家政ヲ  
 為スノ要ハ職員ノ制ヲ嚴ニスルニアリ苟モ職員ノ制ナ  
 ケレハ事務ノ變更度ナカラントス古昔大寶ノ令首トシ  
 テ職員ノ制ヲ明カニシ降リテ武門ノ治ニ移ルモ幕府列  
 藩各定規アリテ敢テ踰越セズ支那尚書周官ヨリ清ノ會  
 典ニ至ルマテ職員ノ制ヲ定ムルコト歴世皆然リ特ニ本  
 邦支那ノミナラス西洋諸國ハ殊ニ其制ヲ嚴ニシ輒ク之  
 ヲ變更セサルコト各國政府ノ組織章程ヲ見テ知ルヘシ  
 蓋シ先ツ事務ノ區域ヲ審カニセハ隨テ職員ノ額定マル

權少書記官兼權少書記官永井久一郎内務少書記官ニ任  
 セラレ兼權少書記官故ノ如シ是日一等屬相原重政七等  
 屬青島一郎九等屬鈴木義信准判任御用掛多羅尾光應職  
 務勉勵ニ因リ慰勞金ヲ給與スルコト差アリ○二十八日  
 職員ノ常額ヲ定ムルノ議ヲ獻シテ曰ク 夫レ國家政ヲ  
 為スノ要ハ職員ノ制ヲ嚴ニスルニアリ苟モ職員ノ制ナ  
 ケレハ事務ノ變更度ナカラントス古昔大寶ノ令首トシ  
 テ職員ノ制ヲ明カニシ降リテ武門ノ治ニ移ルモ幕府列  
 藩各定規アリテ敢テ踰越セズ支那尚書周官ヨリ清ノ會  
 典ニ至ルマテ職員ノ制ヲ定ムルコト歴世皆然リ特ニ本  
 邦支那ノミナラス西洋諸國ハ殊ニ其制ヲ嚴ニシ輒ク之  
 ヲ變更セサルコト各國政府ノ組織章程ヲ見テ知ルヘシ  
 蓋シ先ツ事務ノ區域ヲ審カニセハ隨テ職員ノ額定マル

151227

**二十七日** 内務権少書記官兼権少書記官永井  
 久一郎内務少書記官ニ任セラレ兼権少書記官  
 故ノ如シ**是日** 一等屬相原重政七等屬青島一郎  
 九等屬鈴木義信准判任御用掛多羅尾光應職務  
 勉勵ニ因リ慰勞金ヲ給与スルコト差アリ

151228

**二十八日** 職員ノ常額ヲ定ムルノ議ヲ獻(けん=  
獻)シテ曰ク(いわく) 夫レ(それ) 國家政ヲ為スノ要  
 ハ職員ノ制ヲ嚴ニスルニアリ 苟モ(いやしくも) 職  
 員ノ制ナケレハ事務ノ變更度ナカラントス古  
 昔大宝ノ令首トシテ職員ノ制ヲ明カニシ降リ  
 テ武門(ぶもん=武家)ノ治ニ移ルモ幕府列藩各定規  
 アリテ敢テ踰越(ゆえつ=のりこえること)セズ支那尚書  
 周官ヨリ清ノ會典ニ至ルマテ職員ノ制ヲ定ム  
 ルコト歴世(れきせい=歴代) 皆然リ特ニ本邦支那ノ  
 ミナラス西洋諸國ハ殊ニ其制ヲ嚴ニシ輒ク(た  
 やすく)之ヲ變更セサルコト各國政府ノ組織章程  
 ヲ見テ知ルヘシ 蓋シ(けだし=おそらく) 先ツ事務ノ  
 区域ヲ審カニ(つまびらかに)セハ隨テ(したがって) 職員  
 ノ額定マル  
 ヘシ此ニアラサレハ以テ政ヲ為スヘカラサル  
 ナリ本邦維新以降百度革新官制モ亦(また) 屢々  
(しばしば) 變更ス固ヨリ(もとより) 時勢已ムヘカラサ  
 ルニ出ツト雖トモ(いえども) 今ヤ綱紀略ホ(ほぼ) 整  
 ヒ事務ノ区域大ニ定ル 然ルニ官等ノ設アリ  
 ト雖トモ(いえども) 職員ノ額ヲ定メサルカ故ニ動  
 モスレハ(ややもすれば) 事務ノ区域ヲ広メ隨テ(した  
 がって) 職員ヲ増置スルノ事ナキヲ得ス 今統計  
 ニ拠リ明治九年ノ職員ヲ以テ之ヲ十三年ニ比  
 較スレハ御用掛及ヒ雇ヲ除キ勅任二十六人奏  
 任六百八十一人判任五千八百八十四人ヲ増セ  
 リ今其新任ト進級トノ別ヲ詳ニ(つまびらかに)セス  
 ト雖トモ(いえども) 俸給ノ歲月ニ多キヲ加フルヤ  
 推テ知ルヘシ 前年費用ヲ節減スルノ聖旨(せい  
 し=天皇のおぼしめし) ヲ奉シ大ニ職員ヲ沙汰セシコト  
 アリト雖トモ(いえども) 猶ホ(なお) 其額ヲ確定スル  
 ノ制ナキカ故ニ隨テ(したがって) 増加シ甲庁ニ級  
 ヲ進ムレハ乙庁モ亦(また) 之ニ倣フ沿習風ヲ為  
 シ

へシ此ニアラサレハ以テ政ヲ為スヘカラサルナリ本邦  
 維新以降百度革新官制モ亦屢々變更ス固ヨリ時勢已ム  
 ヘカラサルニ出ツト雖トモ今ヤ綱紀略ホ整ヒ事務ノ区域  
 大ニ定ル然ルニ官等ノ設アリト雖トモ職員ノ額ヲ定メサ  
 ルカ故ニ動モスレハ事務ノ区域ヲ広メ隨テ職員ヲ増置  
 スルノ事ナキヲ得ス今統計ニ據リ明治九年ノ職員ヲ以  
 テ之ヲ十三年ニ比較スレハ御用掛及ヒ雇ヲ除キ勅任二  
 十六人奏任六百八十一人判任五千八百八十四人ヲ増セ  
 リ今其新任ト進級トノ別ヲ詳ニセスト雖トモ俸給ノ歲月  
 ニ多キヲ加フルヤ推テ知ルヘシ前年費用ヲ節減スルノ  
 聖旨ヲ奉シ大ニ職員ヲ沙汰セシコトアリト雖トモ猶ホ其  
 額ヲ確定スルノ制ナキカ故ニ隨テ沙汰スレハ隨テ増加  
 シ甲廳ニ級ヲ進ムレハ乙廳モ亦之ニ倣フ沿習風ヲ為シ

へシ此ニアラサレハ以テ政ヲ為スヘカラサルナリ本邦  
 維新以降百度革新官制モ亦屢々變更ス固ヨリ時勢已ム  
 ヘカラサルニ出ツト雖トモ今ヤ綱紀略ホ整ヒ事務ノ区域  
 大ニ定ル然ルニ官等ノ設アリト雖トモ職員ノ額ヲ定メサ  
 ルカ故ニ動モスレハ事務ノ区域ヲ広メ隨テ職員ヲ増置  
 スルノ事ナキヲ得ス今統計ニ據リ明治九年ノ職員ヲ以  
 テ之ヲ十三年ニ比較スレハ御用掛及ヒ雇ヲ除キ勅任二  
 十六人奏任六百八十一人判任五千八百八十四人ヲ増セ  
 リ今其新任ト進級トノ別ヲ詳ニセスト雖トモ俸給ノ歲月  
 ニ多キヲ加フルヤ推テ知ルヘシ前年費用ヲ節減スルノ  
 聖旨ヲ奉シ大ニ職員ヲ沙汰セシコトアリト雖トモ猶ホ其  
 額ヲ確定スルノ制ナキカ故ニ隨テ沙汰スレハ隨テ増加  
 シ甲廳ニ級ヲ進ムレハ乙廳モ亦之ニ倣フ沿習風ヲ為シ



幾ント底止スル所ヲ知ラス此ノ如ク職員日ニ  
 多クシテ事務益繁瑣(はんさ=煩瑣=細かい点までこみいっ  
 いて、煩わしいこと)ナリ是レ職トシテ其制ノ確定セ  
 サルニ由ル故ニ今ノ急務ハ職員ノ常額ヲ定ム  
 ルニアリ其制官省等事務ノ繁簡(はんかん=繁雑と簡  
 略)ニ従ヒテ之カ額ヲ定メ何官何等若干名ヲ踰  
 越(ゆえつ=のりこえること)スヘカラス關(けつ=欠)ナケ  
 レハ人ヲ擧ケス但臨時万己ムヲ得サルニ出  
 テ、事業ヲ興スコトアラハ別ニ其人ヲ雇使シ  
 事竣レハ(おわれば)罷メテ(やめて)常ニ復ストセハ  
 事務ノ区域変更セス復タ職員濫ニ(みだりに)増加  
 スルノ憂ナカルヘシ或ハ職員ヲ量定(りょうてい  
 =はかり考えてきめること)スルハ事甚難シ姑ク(しばらく)  
 俸給ノ金額ヲ定メテ之カ関防ヲナシ事務ノ繁  
 簡(はんかん=繁雑と簡略)ニ因リ各自便宜之ヲ任用セ  
 シムルノ外策ナシト蓋シ(けだし=おそらく)事固ヨ  
 リ(もとより)易カラス(やすからず)而シテ現行ノ事務  
 ト現任ノ職員トニ就テ之ヲ量定(りょうてい=はかり考  
 えてきめること)シ(たやすく)變更スルコトナキニ  
 至ラハ規律因テ(よって)立チ事務ノ区域モ亦(また)  
 確然タルヘシ本院目下屬官ノ進級ヲ擬議ス  
 然ルニ屬官何等若干ノ制規(せいき=制度や規定)ナキ  
 ヲ以テ猶ヲ(なお)他ノ沿習(=昔から行ってきた習慣)ニ依  
 ラサルヲ得ス小弥太(=鳥尾小弥太)竊ニ(ひそかに)之  
 ニ惑フ適マ(たまたま)進級内規ノ諭示アリト雖  
 トモ(いえども)其額ヲ限ラサルヲ以テ未タ悉ク沿  
 習(=昔から行ってきた習慣)ノ弊ヲ釐革(りかく=改めかえるこ  
 と)スルニ足ラス若シ能ク之ニ続テ速ニ職員  
 ノ額ヲ嚴定シ古者三考黜陟幽明(ちゅつちよくゆうめい  
 =功績に合わせて人材を評価、登用すること)ノ意ヲ斟酌シ關(け  
 つ=欠)アルニ及ヒ其人ヲ進ムルノ制ヲ設ケハ進  
 級内規ノ趣旨亦(また)茲ニ(ここに)貫徹シ弊習因  
 テ(よって)以テ洗除(=除き去ること)スルコトヲ得ン  
 是レ小弥太(=鳥尾小弥太)ノ切ニ冀望(きぼう=希望)スル  
 所ナリ謹テ建議ス請フ採択アランコトヲト

幾ント底止スル所ヲ知ラス此ノ如ク職員日ニ  
 多クシテ事務益繁瑣(はんさ=煩瑣=細かい点までこみいっ  
 いて、煩わしいこと)ナリ是レ職トシテ其制ノ確定セ  
 サルニ由ル故ニ今ノ急務ハ職員ノ常額ヲ定ム  
 ルニアリ其制官省等事務ノ繁簡(はんかん=繁雑と簡  
 略)ニ従ヒテ之カ額ヲ定メ何官何等若干名ヲ踰  
 越(ゆえつ=のりこえること)スヘカラス關(けつ=欠)ナケ  
 レハ人ヲ擧ケス但臨時万己ムヲ得サルニ出  
 テ、事業ヲ興スコトアラハ別ニ其人ヲ雇使シ  
 事竣レハ(おわれば)罷メテ(やめて)常ニ復ストセハ  
 事務ノ区域変更セス復タ職員濫ニ(みだりに)増加  
 スルノ憂ナカルヘシ或ハ職員ヲ量定(りょうてい  
 =はかり考えてきめること)スルハ事甚難シ姑ク(しばらく)  
 俸給ノ金額ヲ定メテ之カ関防ヲナシ事務ノ繁  
 簡(はんかん=繁雑と簡略)ニ因リ各自便宜之ヲ任用セ  
 シムルノ外策ナシト蓋シ(けだし=おそらく)事固ヨ  
 リ(もとより)易カラス(やすからず)而シテ現行ノ事務  
 ト現任ノ職員トニ就テ之ヲ量定(りょうてい=はかり考  
 えてきめること)シ(たやすく)變更スルコトナキニ  
 至ラハ規律因テ(よって)立チ事務ノ区域モ亦(また)  
 確然タルヘシ本院目下屬官ノ進級ヲ擬議ス  
 然ルニ屬官何等若干ノ制規(せいき=制度や規定)ナキ  
 ヲ以テ猶ヲ(なお)他ノ沿習(=昔から行ってきた習慣)ニ依  
 ラサルヲ得ス小弥太(=鳥尾小弥太)竊ニ(ひそかに)之  
 ニ惑フ適マ(たまたま)進級内規ノ諭示アリト雖  
 トモ(いえども)其額ヲ限ラサルヲ以テ未タ悉ク沿  
 習(=昔から行ってきた習慣)ノ弊ヲ釐革(りかく=改めかえるこ  
 と)スルニ足ラス若シ能ク之ニ続テ速ニ職員  
 ノ額ヲ嚴定シ古者三考黜陟幽明(ちゅつちよくゆうめい  
 =功績に合わせて人材を評価、登用すること)ノ意ヲ斟酌シ關(け  
 つ=欠)アルニ及ヒ其人ヲ進ムルノ制ヲ設ケハ進  
 級内規ノ趣旨亦(また)茲ニ(ここに)貫徹シ弊習因  
 テ(よって)以テ洗除(=除き去ること)スルコトヲ得ン  
 是レ小弥太(=鳥尾小弥太)ノ切ニ冀望(きぼう=希望)スル  
 所ナリ謹テ建議ス請フ採択アランコトヲト

屬官ノ進級ヲ擬議ス然ルニ屬官何等若干ノ制規ナキヲ  
 以テ猶ヲ他ノ沿習ニ依ラサルヲ得ス小弥太竊ニ之ニ惑  
 フ適マ進級内規ノ諭示アリト雖トモ其額ヲ限ラサルヲ  
 以テ未タ悉ク沿習ノ弊ヲ釐革スルニ足ラス若シ能ク之  
 テ未タ悉ク沿習ノ弊ヲ釐革スルニ足ラス若シ能ク之  
 續テ速ニ職員ノ額ヲ嚴定シ古者三考黜陟幽明ノ意ヲ斟  
 酌シ關アルニ及ヒ其人ヲ進ムルノ制ヲ設ケハ進級内規  
 ノ趣旨亦茲ニ貫徹シ弊習因テ以テ洗除スルコトヲ得ン  
 是レ小弥太ノ切ニ冀望スル所ナリ謹テ建議ス請フ採擇  
 アランコトヲト



属官、建級ヲ撰議ス然ルニ属官何等ノノ制規ナキヲ  
 以テ勅ヲ他ノ沿習ニ依ラサルヲ得ス小弥太、之二屬  
 ヲ過マ建級内規ノ諭示アリト雖モ其類ヲ隔ラサルヲ以  
 テ未ダ悉ク沿習ノ弊ヲ整頓スルニ足ラズ若シ能ク之ニ  
 變テ建級職員ノ類ヲ嚴定シ古者三考職階曲明ノ意ヲ對  
 酌シ關アルニ及ヒ其人ヲ建級ノ制ヲ設ケル建級内規  
 ノ趣旨亦建級實権シ等習因テ以テ洗除スルコトヲ得ン  
 是レ小弥太ノ切實望スル所ナリ謹テ建議ス請フ採擇  
 アラントコトヲト。三十一日現員陸軍中將兼院長鳥尾小

勇吉四等属佐藤佳馬岡松徑山成哲造内務四等属兼四等  
 属依田昌言五等属村上義方鈴木敬治六等属新井金作杉  
 山親倉持義山七等属水井周芳武市利美青島一郎辻啓一  
 郎八等属大町惣策佐藤信美斎藤信一渡辺源次郎塚原周蔵  
 間庭又次郎九等属蒲生俊鈴木義信十等属阿左見増太郎  
 准判任御用掛多羅尾光応井上瑞枝関三吉郎嘉村今朝一  
 雇中山隆治千馬武雄小林匡顕岸田英三筒井源次郎仁  
 木政信太田十一深谷立行ナリ以上人員左ノ如シ  
 勅任 奏任 判任 等外 雇 計  
 一 八 三〇 〇 八 四七

151231

三十一日現員陸軍中將兼院長鳥尾小弥太  
 幹事兼工部大書記官安川繁成 大書記官杉亨  
 二 権大書記官石橋重朝 権少書記官世良太一  
 内務少書記官兼権少書記官永井久一郎 准奏  
 任御用掛細川広世 緒方道平 村田豊 一等属  
 相原重政 二等属島邨泰 (島村泰) 三等属高橋二  
 郎 寺田勇吉 四等属佐藤佳馬 岡松徑 山成哲  
 造 内務四等属兼四等属依田昌言 五等属村上  
 義方 鈴木敬治 六等属新井金作 杉山親 倉持  
 義山 七等属水井周芳 武市利美 青島一郎 辻  
 啓一郎 八等属大町惣策 佐藤信美 斎藤信一  
 渡辺源次郎 塚原周蔵 間庭又次郎 九等属蒲  
 生俊 鈴木義信 十等属阿左見増太郎 准判任  
 御用掛多羅尾光応 井上瑞枝 関三吉郎 嘉村  
 今朝一 雇中山隆治 千馬武雄 小林匡顕 岸田  
 英三 筒井源次郎 仁木政信 太田十一 深谷立  
 行ナリ以上人員左ノ如シ

勅任	奏任	判任	等外	雇	計
1	8	30	0	8	47

(注) 原文は漢数字

原文 明治 16 年 テキスト

統計院誌卷之三

明治十六年三月一日工部八等技手小鹿島果ヲ四等属ニ任ス○八日准判任御用掛嘉村今朝一内務省御用掛ト為リ判任ニ准シ月俸貳拾四ヲ給與セラル曩ニ(さきに)一月二十六日外務省ヨリ米人シヤレス、ハントン及マカーデー兩氏カ我邦ノ統計表ヲ其刊行ノ書中ニ掲載センカ為メ調査ヲ請フノ書ヲ寄ス其目ニ曰ク(いわく) 帝系、前為政者ノ統系、日本全国ノ幅員、日本国ヲ成形セル諸島、人口、老万戸以上ノ住民ヲ保有セル市街ノ名、各国都ノ名称、著名ナル江河ノ名及ヒ長短、歳入出、国債、電信、鉄道、陸軍常備兵、陸軍戰時兵員、海軍、陸海軍費、処刑人員、度量衡、貨幣等ナリ各調査ヲ是日ヲ以テ発ス○十二日統計委員会組織及規則ヲ定ム

第一條 統計委員ハ各官廳長官ノ具狀ニ依リ統計院

統計院誌卷之三  
160301  
明治十六年三月一日工部八等技手小鹿島果ヲ四等属ニ任ス  
160308  
○八日准判任御用掛嘉村今朝一内務省御用掛ト為リ判任ニ准シ月俸貳拾四ヲ給與セラル曩ニ(さきに)一月二十六日外務省ヨリ米人シヤレス、ハントン及マカーデー兩氏カ我邦ノ統計表ヲ其刊行ノ書中ニ掲載センカ為メ調査ヲ請フノ書ヲ寄ス其目ニ曰ク(いわく) 帝系、前為政者ノ統系、日本全国ノ幅員、日本国ヲ成形セル諸島、人口、老万戸以上ノ住民ヲ保有セル市街ノ名、各国都ノ名称、著名ナル江河ノ名及ヒ長短、歳入出、国債、電信、鉄道、陸軍常備兵、陸軍戰時兵員、海軍、陸海軍費、処刑人員、度量衡、貨幣等ナリ各調査ヲ是日ヲ以テ発ス  
160312

○十二日統計委員会組織及規則ヲ定ム

第一條 統計委員ハ各官庁長官ノ具狀ニ依リ統計院長之ヲ上請ス 其官庁人員左ノ如シ

會計検査院	一人
統計院	三人
外務省	一人
内務省	二人
大藏省	二人
陸軍省	二人
海軍省	二人
文部省	二人
農商務省	二人
工部省	二人
司法省	二人
警視庁	一人
東京府	一人

東京府	一人
警視廳	一人
司法省	二人
工部省	二人
農商務省	二人
文部省	二人
海軍省	二人
陸軍省	二人
大藏省	二人
内務省	二人
外務省	一人
統計院	三人
會計検査院	一人

長之ヲ上請ス其官廳人員左ノ如シ



第二條 委員ハ統計調査ノ箇条区域期限方法等及統計材料ノ様式ニ就キ院長ノ尋問ニ對シテ意見ヲ述ヘ會議ニ列シテ討論商議スルヲ以テ其責任トス  
 第三條 委員會議ハ期日ヲ定メス院長ノ意見ニ因リ之ヲ開ク  
 第四條 委員會議ハ統計院長之カ議長トナル院長欠席スル時ハ幹事之ヲ代理スルコトヲ得  
 第五條 委員着席ノ順序ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ  
 第六條 會議ハ出席議員半數以上ニ滿タサレハ之ヲ開クコトヲ得ス  
 但部會議ハ此限ニアラス  
 第七條 議事ノ可否ハ出席議員ノ過半數ニ依テ決ス

可  
 第八條 事宜ニヨリ委員總會ヲ要セスシテ主務官廳ノ委員ト統計院ノ委員及主任者トノ協議ヲ以テ院長之ヲ定ムルコトアルヘシ  
 第九條 委員會議ノ書記ハ統計院屬官ヲ以テ之ニ充テ  
 第十條 會議ノ議案ハ院長之ヲ交付ス若シ委員中建議スル者アル時ハ院長ノ意見ニヨリ之ヲ會議ニ付スルコトアルヘシ  
 第十一條 議案ノ旨趣ヲ弁明スルハ其主任ノ官吏ヲ以テ之ニ充ツ  
 第十二條 其議スヘキ事件ニ付キ特ニ取調掛ヲ要スル時ハ委員中ヨリ撰シテ院長之ヲ命スヘシ

第二條 委員ハ統計調査ノ箇条区域期限方法等及統計材料ノ様式ニ就キ院長ノ尋問ニ對シテ意見ヲ述ヘ會議ニ列シテ討論商議スルヲ以テ其責任トス

第三條 委員會議ハ期日ヲ定メス院長ノ意見ニ因リ之ヲ開ク

第四條 委員會議ハ統計院長之カ議長トナル院長欠席スル時ハ幹事之ヲ代理スルコトヲ得

第五條 委員着席ノ順序ハ抽籤 (=抽選) ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第六條 會議ハ出席議員半數以上ニ滿タサレハ之ヲ開クコトヲ得ス  
 但部會議ハ此限ニアラス

第七條 議事ノ可否ハ出席議員ノ過半數ニ依テ決ス  
 可否同數ナレハ議長之ヲ決ス

第八條 事宜ニヨリ委員總會ヲ要セスシテ主務官庁ノ委員ト統計院ノ委員及主任者トノ協議ヲ以テ院長之ヲ定ムルコトアルヘシ

第九條 委員會ノ書記ハ統計院屬官ヲ以テ之ニ充テ議事ノ筆記及議事ニ關スル記録等ヲ掌ラシム

第十條 會議ノ議案ハ院長之ヲ交付ス若シ委員中建議スル者アル時ハ院長ノ意見ニヨリ之ヲ會議ニ付スルコトアルヘシ

第十一條 議案ノ旨趣ヲ弁明スルハ其主任ノ官吏ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條 其議スヘキ事件ニ付キ特ニ取調掛ヲ要スル時ハ委員中ヨリ撰シテ院長之ヲ命スヘシ

第一條 院長官房

第一章 總則

左ノ如シ  
統計院職制及事務章程ヲ遵守シ處務規程ヲ定ムルコト

補正ス  
屬杉山親ヲシテ除服出仕セシム。○四月九日處務規程ヲ

○十六日七等屬武市利美内務六等屬ニ任セラレ。○二十

日會計検査院屬服部徳ヲ七等屬ニ任ス。○二十六日六等

第十三條

委員ハ議事ノ為メ委員外ノ其事務ニ通曉

セル者ヲ招キ諮詢セント欲スル時ハ院長ノ許ヲ經

テ之ヲ招クヘシ

但シ右招ニ應シタル者ハ討論スルヲ得ヘシト雖

モ決議ノ數ニ入ルコトヲ許サス

第十三條 委員ハ議事ノ為メ委員外ノ其事務ニ通曉

(つうぎょう=すみすみまで非常にくわしく知ること)

セル者ヲ招キ諮詢セント欲スル時ハ院長ノ許ヲ經テ之ヲ招クヘシ

但シ右招ニ應シタル者ハ討論スルヲ得ヘシト雖トモ (いえども) 決議ノ數ニ入ルコトヲ許サス

160316

○十六日 七等屬武市利美内務六等屬ニ任セララル

160320

○二十日 會計検査院屬服部徳ヲ七等屬ニ任ス

160326

○二十六日 六等屬杉山親ヲシテ除服 (じよぶく=喪が明けること) 出仕セシム

160409

○四月九日 處務規程ヲ補正ス  
統計院職制及事務章程ヲ遵守シ處務規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一章 總則

第一條 院長官房

院長  
幹事

以上院務ヲ總理ス

第二條 各課

書記官  
屬

處務ヲ分テ四課トス

第一課

土地

國ノ位權、境界、面積、陸理、水理、氣候、地質、鉱物植物動物ニ関スル地理  
土地行政上ノ区分

府、県、区、國、郡、町、村

院長

幹事

以上院務ヲ總理ス

第二條 各課

書記官

屬

處務ヲ分テ四課トス

第一課

土地

國ノ位置、境界、面積、陸理、水理、氣候、地質、  
礦物植物動物ニ関スル地理、土地行政上ノ区分

府、縣、區、國、郡、町、村



住地  
 都府及ヒ村落  
 人民ノ所靜  
 人民ノ調査 家數 世帯ノ數 男女 身ノ上  
 ノ有様 年齢 職業 宗旨  
 人民ノ所動  
 婚姻 出生 死亡 來住 往住  
 農事  
 耕作 牧畜 園藝 蠶桑  
 森林及ヒ鳥獸獵  
 漁事及ヒ製塩  
 採鋳及ヒ製鋳  
 工事

住地  
 都府及ヒ村落  
 人民ノ所靜  
 人民ノ調査、家数、世帯ノ数、男女、身ノ上ノ有様、年齢、職業、宗旨  
 人民ノ所動  
 婚姻、出生、死亡、來住、往住  
 農事  
 耕作、牧畜、園芸、蠶桑  
 森林及ヒ鳥獸獵  
 漁事及ヒ製塩  
 採鋳及ヒ製鋳  
 工事

鑛物 植物 動物品製造ノ區別  
 築造  
 道路 鐵道 水路 橋梁 港湾 堤塘 燈臺  
 殖産及ヒ消費  
 職工ノ種類及ヒ賃銀  
 以上科目ノ統計ヲ調査編纂スルコトヲ掌ル  
 第二課  
 所有地  
 官有地 公有地 私有地ノ區別 所有地ノ  
 賣買書入、質入等  
 建物  
 官有 公有 私有 建物ノ區別 建物ノ賣買書入、質入等

鑛物、植物、動物品製造ノ區別  
 築造  
 道路、鐵道、水路、橋梁、港湾、堤塘  
 (ていとう=堤防)、灯台  
 殖産及ヒ消費  
 職工ノ種類及ヒ賃銀  
 以上科目ノ統計ヲ調査編纂スルコトヲ掌ル  
 第二課  
 所有地  
 官有地 公有地 私有地ノ區別、所有地ノ  
 賣買書入、質入等  
 建物  
 官有 公有 私有 建物ノ區別、建物ノ賣買書入、質入等

商事  
 外國貿易、内國商賣  
 交通  
 水運、陸運、鐵道、郵便、電信  
 銀行及ヒ其他金融上ノ事  
 國立銀行、私立銀行、株式取引所、其他金銀  
 貸附所  
 保險  
 海上保險、生命保險  
 社會自助  
 貯金、社會共濟  
 教育  
 養育院、棄兒等

衛生  
 衛生ノ組織、死亡ノ原因、醫師、藥舖、諸病  
 院等、陸海軍人衛生  
 法教  
 神官、僧侶、社寺、各種ノ教法及ヒ信徒  
 教育、學術及ヒ技藝  
 學制、小學、中學、大學、其他ノ諸學校、書  
 籍館、博物館、著述、新聞、雜誌等、音樂  
 警察、囚獄及ヒ懲治場  
 民事及ヒ刑事裁判、陸海軍裁判  
 以上科目ノ統計ヲ調査編纂スルコトヲ掌ル  
 第三課  
 陸軍及ヒ海軍

商事

外國貿易、内國商賣

交通

水運、陸運、鐵道、郵便、電信  
銀行及ヒ其他金融上ノ事

國立銀行、私立銀行、株式取引所、其  
他金銀貸附所

保險

海上保險、生命保險

社会自助

貯金、社会共濟

教育

養育院、棄兒等

衛生

衛生ノ組織、死亡ノ原因、醫師、藥舖、  
諸病院等、陸海軍人衛生

法教

神官、僧侶、社寺、各種ノ教法及ヒ信徒  
教育、學術及ヒ技芸

學制、小學、中學、大學、其他ノ諸學  
校、書籍館、博物館、著述、新聞、雜  
誌等、音樂

警察、囚獄及ヒ懲治場

民事及ヒ刑事裁判、陸海軍裁判

以上科目ノ統計ヲ調査編纂スルコトヲ掌ル

第三課

陸軍及ヒ海軍



兵員 徴兵 軍馬 船艦 兵器 各種兵  
 造兵所 衛生 裁判  
 財政 國庫 歳入出 地方ノ歳入出 國債  
 貨幣及度量衡 各種貨幣ノ制 鑄造高 流通高等  
 政体 官制 議會 撰擧ノ法  
 以上科目ノ統計ヲ調査編纂スルコトヲ掌ル  
 庶務課  
 院長官房ノ事務及ヒ諸文書ノ往復本院及ヒ院長  
 幹事ノ官印ヲ管守シ並ニ職務ニ関スル事務諸記  
 録書籍ノ保存費用ノ計算物品ノ受授其他一切ノ

兵員、徴兵、軍馬、船艦、兵器、各種兵  
 学校、造兵所、衛生、裁判  
 財政  
 国庫、歳入出、地方ノ歳入出、国債  
 貨幣及度量衡  
 各種貨幣ノ制、鑄造高、流通高等  
 政体  
 官制、議會、撰擧(=選挙)ノ法  
 以上科目ノ統計ヲ調査編纂スルコトヲ掌ル  
 庶務課

院長官房ノ事務及ヒ諸文書ノ往復本院  
 及ヒ院長幹事ノ官印ヲ管守シ並ニ職務  
 ニ関スル事務諸記録 書籍ノ保存 費用  
 ノ計算 物品ノ受授其他一切ノ雜務ヲ掌  
 理ス

第三条 各課ノ事務院長幹事ノ裁決或ハ檢  
 閲ヲ經ヘキモノハ本院職制及ヒ事務章程  
 ニ依リ之ヲ処分スヘシ  
 第四条 各課上席書記官ハ附属官吏ノ進退  
 ヲ院長ニ開申スルコトヲ得  
 第五条 各課上席書記官ハ院中ノ開申ノ上  
 附属官吏ノ分掌ヲ定ムベシ  
 第六条 各課上席書記官ハ課務ニ関スル細  
 則ヲ按シ院長ノ裁決ヲ經テ施行スルヲ得  
 第七条 各課上席書記官欠席スルコトアル  
 トキハ次席ノモノ其事務ヲ代理スルヲ得  
 第八条 各課属官ハ上席書記官ノ旨ヲ承ケ  
 課務ニ服行(服従して実行すること)ス

雜務ヲ掌理ス  
 第三條 各課ノ事務院長幹事ノ裁決或ハ檢  
 閲ヲ經ヘキモノハ本院職制及ヒ事務章程ニ依  
 リ之ヲ処分スヘシ  
 第四條 各課上席書記官ハ附属官吏ノ進退ヲ  
 院長ニ開申スルコトヲ得  
 第五條 各課上席書記官ハ院中ノ開申ノ上  
 附属官吏ノ分掌ヲ定ムベシ  
 第六條 各課上席書記官ハ課務ニ関スル細則  
 ヲ按シ院長ノ裁決ヲ經テ施行スルヲ得  
 第七條 各課上席書記官欠席スルコトアル  
 トキハ次席ノモノ其事務ヲ代理スルヲ得  
 第八條 各課属官ハ上席書記官ノ旨ヲ承ケ  
 課務ニ服

行ス  
 第九條 各課ヨリ諸官廳へ送付スル文書ハ庶務課ニ  
 交付スヘシ  
 第十條 各課ノ記録及書類ノ保存ヲ要スルモノハ整頓  
 シテ之ヲ庶務課ニ交付スヘシ  
 第十一條  
 第一條 各課ヨリ他ノ官廳へ照會及ヒ回答ヲ要スル  
 モノハ其文案ヲ具シ統計材料ノ様式ハ正副二通ヲ  
 添へ上席書記官檢印ノ上院長幹事院長ノ署名ヲ要  
 セサルモノハ幹事ノ裁決ヲ經ヘシ但決議済ノ後庶  
 務課ヨリ本案ヲ回送セハ主任者之ヲ認印ヲ捺シ直  
 ニ返致スベシ  
 第二條 他ノ官廳ヨリ回送セル統計材料ハ其主任者

之ヲ庶務課ヨリ受ケ編纂成ルノ後整頓シテ同課へ  
 返致スヘシ但其來書及回答書ハ主任者其欄外ニ認  
 印ヲ捺シ直ニ返致スヘシ  
 第三條 各課員其分擔スル事務上ニ就テ他官廳ノ主  
 任者ヲ召喚シ或ハ往テ面談セントスル時ハ其旨ヲ  
 具シ上席書記官ノ認可ヲ得ヘシ但其照會ヲ要スル  
 者ハ幹事ノ裁決ヲ經ヘシ  
 第四條 各課員其事務ヲ處分スルニ方テ参考ノ為メ  
 院中保存ノ書籍若クハ他ノ書籍ヲ要スルコトアレハ  
 總テ書籍掛ニ就キ其規則ニ從テ之ヲ使用スヘシ  
 第五條 各課ニ於テ淨寫計算等ノ事務多端ナル時ハ  
 其理由ヲ陳述シ上席書記官ノ認可ヲ經テ庶務課ニ  
 協議シ其人ヲ求ムヘシ

第九條 各課ヨリ諸官庁へ送付スル文書ハ庶務課ニ交付スヘシ

第十條 各課ノ記録及書類ノ保存ヲ要スルモノハ整頓シテ之ヲ庶務課ニ交付スヘシ

第十一條<sup>6</sup>

第一條 各課ヨリ他ノ官庁へ照會及ヒ回答ヲ要スルモノハ其文案ヲ具シ統計材料ノ様式ハ正副二通ヲ添へ上席書記官檢印ノ上院長幹事（院長ノ署名ヲ要セサルモノハ幹事）ノ裁決ヲ經ヘシ但決議済ノ後庶務課ヨリ本案ヲ回送セハ主任者之ニ認印ヲ捺シ直ニ返致スベシ

第二條 他ノ官庁ヨリ回送セル統計材料ハ其主任者之ヲ庶務課ヨリ受ケ編纂成ルノ後整頓シテ同課へ返致スヘシ但其來書及回答書ハ主任者其欄外ニ認印ヲ捺シ直ニ返致スヘシ

第三條 各課員其分擔スル事務上ニ就テ他官庁ノ主任者ヲ召喚（=召喚）シ或ハ往テ面談セントスル時ハ其旨ヲ具シ上席書記官ノ認可ヲ得ヘシ但其照會ヲ要スル者ハ幹事ノ裁決ヲ經ヘシ

第四條 各課員其事務ヲ處分スルニ方テ（てだ）参考ノ為メ院中保存ノ書籍若クハ他ノ書籍ヲ要スルコトアレハ總テ書籍掛ニ就キ其規則ニ從テ之ヲ使用スヘシ

第五條 各課ニ於テ淨寫計算等ノ事務多端ナル時ハ其理由ヲ陳述シ上席書記官ノ認可ヲ經テ庶務課ニ協議シ其人ヲ求ムヘシ

6 原文ママ。「第二章」の誤りの可能性も。



第三章 庶務課

第一条 上奏上申並ニ他官庁へ照會及回答ノ文書ハ院長幹事（院長ノ署名ヲ要セサルモノハ幹事）裁決ノ後之ヲ受ケテ淨写シ捺印ノ上發遣スヘシ但原案ハ主任者ニ示シ其認印ヲ取ルヘシ

第二条 他官庁ヨリ回送セル統計材料ハ件名簿ニ登記シ各主任者ニ交付シ証印ヲ取ルヘシ但來書及回答書ハ其欄外ニ主任者ノ認印ヲ取ルヘシ

第三条 經費及物品ヲ會計課ニ請求スル時ハ書記官其金員ノ面ニ檢印ヲ捺スベシ書記官欠席スル時ハ他ノ書記官之ヲ代理スルコトアルヘシ

第四条 布告布達ハ院長幹事ノ一覽ヲ經テ各課掛ニ回達スヘシ

第三章 庶務課

第一條 上奏上申並ニ他官廳へ照會及回答ノ文書ハ院長幹事（院長ノ署名ヲ要セサルモノハ幹事）裁決ノ後之ヲ受ケテ淨寫シ捺印ノ上發遣スヘシ但原案ハ主任者ニ示シ其認印ヲ取ルヘシ

第二條 他官廳ヨリ回送セル統計材料ハ件名簿ニ登記シ各主任者ニ交付シ証印ヲ取ルヘシ但來書及回答書ハ其欄外ニ主任者ノ認印ヲ取ルヘシ

第三條 經費及物品ヲ會計課ニ請求スル時ハ書記官其金員ノ面ニ檢印ヲ捺スベシ書記官欠席スル時ハ他ノ書記官之ヲ代理スルコトアルヘシ

第四條 布告布達ハ院長幹事ノ一覽ヲ經テ各課掛ニ回達スヘシ

第五條 諸官員ノ進退及諸願伺届等ニ関スル事務ハ院長幹事ノ旨（ニ意向）ヲ承ケ之ヲ執行ス

第六條 諸官吏以下ノ進退履歴ヲ簿冊ニ登記スヘシ

第七條 毎年六月十二月諸官吏ノ出勤表ヲ整理シ院長幹事ノ檢閱ニ供スヘシ

第八條 記録書籍ノ保存ヲ要スルモノハ部類ヲ分テ之ヲ整理スヘシ

第九條 皇居門鑑ハ其員數ヲ計リ予メ内閣書記官局ヨリ受取り之レヲ交付スル毎ニ其番号ヲ姓名簿ニ記載シ受領ノ証印ヲ取ルヘシ

第十條 写字生（公文や書史を書き写した判任官）計算人ヲ管知シ各規則ニ拠リテ事務ニ服行（服從して実行すること）セシムヘシ

第五條 諸官員ノ進退及諸願伺届等ニ関スル事務ハ

院長幹事ノ旨ヲ承ケ之ヲ執行ス

第六條 諸官吏以下ノ進退履歴ヲ簿冊ニ登記スヘシ

第七條 毎年六月十二月諸官吏ノ出勤表ヲ整理シ院長幹事ノ檢閱ニ供スヘシ

第八條 記録書籍ノ保存ヲ要スルモノハ部類ヲ分テ之ヲ整理スヘシ

第九條 皇居門鑑ハ其員數ヲ計リ豫メ内閣書記官局ヨリ受取り之レヲ交付スル毎ニ其番号ヲ姓名簿ニ記載シ受領ノ証印ヲ取ルヘシ

第十條 寫字生計算人ヲ管知シ各規則ニ拠リテ事務ニ服行セシムヘシ

第十一條 各課ノ事務ハ成規ニ依リて執行ス



第十一條 各課ノ需要品ハ成規ニ依リ直チニ之ヲ支給シ其臨時ニ係ルモノヲ請求スルトキハ院長幹事ノ裁決ヲ取ルベシ

第十二條 各課ニ係属セサル事務ヲ管理シ院中ノ取締ヲ為スヘシ

第四章 統計委員

第二十四日 内務少書記官兼権少書記官永井久一郎少書記官ニ兼任セラル

五月一日 准奏任御用掛村田豊参事院御用掛ト為リ奏任ニ準シ月俸八拾円ヲ賜ハル

二日 司法権少書記官横田国臣統計委員兼務ノ命ヲ拜ス河村良作ヲ御用掛ト為シ判任ニ準シ月俸拾五円ヲ給与ス

十三日 准奏任御用掛細川廣世ヲ山梨縣ニ差遣シ三等属高橋二郎之ニ隨行ス是ヨリ先キ三月十日佛蘭西大學院ノ「ローレア」學位オクター、ルーリエー氏書ヲ寄テ曰ク 貴國ニ於テ人口調査ニ施用セラル、事實ノ類別法及統計中人民ノ職業ニ関スル事實且職業者ノ數並ニ調査結果ノ要旨ト其經濟上ノ裨益如何等惠報ヲ乞フノ事アリ是日之ニ回書シテ曰ク 我邦出版ノ統計書中人口調査類聚法及ヒ其他職業ニ関スル事實ニ就キ結果ノ要旨ヲ詳悉報道スヘキノ旨ヲ領得シ乃チ明治十二年十二月三十一日ヲ以テ甲斐國ニ施行セル現在人別調書一部ヲ我在佛公使ノ紹介ヲ以テ回贈ス固ヨリ來旨ニ隨ヒ結果ノ說明意見等ヲ翻譯シテ以テ回報セサルヲ得スト雖トモ 便ヲ謀リ我在巴黎公使ニ依頼シ官吏ヲシテ答弁セシメントス

第十一條 各課ノ需要品ハ成規ニ依リ直チニ之ヲ支給シ其臨時ニ係ルモノヲ請求スルトキハ院長幹事ノ裁決ヲ取ルベシ

第十二條 各課ニ係属セサル事務ヲ管理シ院中ノ取締ヲ為スヘシ、

第四章 統計委員 統計委員会組織及規則ニ同シ故ニ略ス

160424

○二十四日 内務少書記官兼権少書記官永井久一郎少書記官ニ兼任セラル

160501

○五月一日 准奏任御用掛村田豊参事院御用掛ト為リ奏任ニ準シ月俸八拾円ヲ賜ハル

160502

○二日 司法権少書記官横田国臣統計委員兼務ノ命ヲ拜ス河村良作ヲ御用掛ト為シ判任ニ準シ月俸拾五円ヲ給与ス

160513

○十三日 准奏任御用掛細川廣世ヲ山梨縣ニ差遣シ三等属高橋二郎之ニ隨行ス

160500

○是ヨリ先キ 三月十日發 仏蘭西 (フランス) 大学院ノ

「ローレア」學位 オクター、ルーリエー氏書ヲ寄テ曰ク (いわく) 貴國ニ於テ人口調査ニ施用セラル、事實ノ類別法及統計中人民ノ職業ニ関スル事實且職業者ノ數並ニ調査結果ノ要旨ト其經濟上ノ裨益 (ひえき=役に立つこと) 如何等惠報ヲ乞フノ事アリ是日之ニ回書シテ曰ク (いわく) 我邦出版ノ統計書中人口調査類聚 (るいじゅう=同じ種類のものを集めること) 法及ヒ其他職業ニ関スル事實ニ就キ結果ノ要旨ヲ詳悉 (しょうしつ=非常に詳しくて漏れのないこと) 報道スヘキノ旨ヲ領得シ乃チ (すなわち) 明治十二年十二月三十一日ヲ以テ甲斐國ニ施行セル現在人別調書一部ヲ我在仏 (フランス) 公使ノ紹介ヲ以テ回贈ス 固ヨリ (もとより) 來旨 (らいし=相手から言つてよこした趣旨) ニ隨ヒ (したが) 結果ノ說明意見等ヲ翻譯シテ以テ回報セサルヲ得スト雖トモ (いえども) 便ヲ謀リ我在巴黎 (パリ) 公使ニ依頼シ官吏ヲシテ答弁セシメントス

「ローレア」學位 オクター、ルーリエー氏書ヲ寄テ曰ク (いわく) 貴國ニ於テ人口調査ニ施用セラル、事實ノ類別法及統計中人民ノ職業ニ関スル事實且職業者ノ數並ニ調査結果ノ要旨ト其經濟上ノ裨益 (ひえき=役に立つこと) 如何等惠報ヲ乞フノ事アリ是日之ニ回書シテ曰ク (いわく) 我邦出版ノ統計書中人口調査類聚 (るいじゅう=同じ種類のものを集めること) 法及ヒ其他職業ニ関スル事實ニ就キ結果ノ要旨ヲ詳悉 (しょうしつ=非常に詳しくて漏れのないこと) 報道スヘキノ旨ヲ領得シ乃チ (すなわち) 明治十二年十二月三十一日ヲ以テ甲斐國ニ施行セル現在人別調書一部ヲ我在仏 (フランス) 公使ノ紹介ヲ以テ回贈ス 固ヨリ (もとより) 來旨 (らいし=相手から言つてよこした趣旨) ニ隨ヒ (したが) 結果ノ說明意見等ヲ翻譯シテ以テ回報セサルヲ得スト雖トモ (いえども) 便ヲ謀リ我在巴黎 (パリ) 公使ニ依頼シ官吏ヲシテ答弁セシメントス

「ローレア」學位 オクター、ルーリエー氏書ヲ寄テ曰ク (いわく) 貴國ニ於テ人口調査ニ施用セラル、事實ノ類別法及統計中人民ノ職業ニ関スル事實且職業者ノ數並ニ調査結果ノ要旨ト其經濟上ノ裨益 (ひえき=役に立つこと) 如何等惠報ヲ乞フノ事アリ是日之ニ回書シテ曰ク (いわく) 我邦出版ノ統計書中人口調査類聚 (るいじゅう=同じ種類のものを集めること) 法及ヒ其他職業ニ関スル事實ニ就キ結果ノ要旨ヲ詳悉 (しょうしつ=非常に詳しくて漏れのないこと) 報道スヘキノ旨ヲ領得シ乃チ (すなわち) 明治十二年十二月三十一日ヲ以テ甲斐國ニ施行セル現在人別調書一部ヲ我在仏 (フランス) 公使ノ紹介ヲ以テ回贈ス 固ヨリ (もとより) 來旨 (らいし=相手から言つてよこした趣旨) ニ隨ヒ (したが) 結果ノ說明意見等ヲ翻譯シテ以テ回報セサルヲ得スト雖トモ (いえども) 便ヲ謀リ我在巴黎 (パリ) 公使ニ依頼シ官吏ヲシテ答弁セシメントス

「ローレア」學位 オクター、ルーリエー氏書ヲ寄テ曰ク (いわく) 貴國ニ於テ人口調査ニ施用セラル、事實ノ類別法及統計中人民ノ職業ニ関スル事實且職業者ノ數並ニ調査結果ノ要旨ト其經濟上ノ裨益 (ひえき=役に立つこと) 如何等惠報ヲ乞フノ事アリ是日之ニ回書シテ曰ク (いわく) 我邦出版ノ統計書中人口調査類聚 (るいじゅう=同じ種類のものを集めること) 法及ヒ其他職業ニ関スル事實ニ就キ結果ノ要旨ヲ詳悉 (しょうしつ=非常に詳しくて漏れのないこと) 報道スヘキノ旨ヲ領得シ乃チ (すなわち) 明治十二年十二月三十一日ヲ以テ甲斐國ニ施行セル現在人別調書一部ヲ我在仏 (フランス) 公使ノ紹介ヲ以テ回贈ス 固ヨリ (もとより) 來旨 (らいし=相手から言つてよこした趣旨) ニ隨ヒ (したが) 結果ノ說明意見等ヲ翻譯シテ以テ回報セサルヲ得スト雖トモ (いえども) 便ヲ謀リ我在巴黎 (パリ) 公使ニ依頼シ官吏ヲシテ答弁セシメントス



國。於テ人口調査ニ施用セラル、事實ノ類別法及統計  
 中人民ノ職業ニ關スル事實且職業志ノ數並ニ調査結果  
 ノ要旨ト其經濟上ノ裨益如何等思致ヲ乞フノ事アリ是  
 日之ニ回書シテ曰ク我邦出版ノ統計書中人口調査類聚  
 法及ヒ其他職業ニ關スル事實ノ結果ノ要旨ヲ詳悉  
 叙述スヘキノ旨ヲ領得シ乃チ明治十二年十二月三十一  
 日ヲ以テ甲斐國ニ施行セル現在人別調査一部ヲ我在外  
 公使ノ紹介ヲ以テ回贈ス固ヨリ來旨ニ隨ヒ結果ノ説明  
 見等ヲ翻譯シテ以テ回報セサルヲ得スト雖モ便ヲ謀  
 リ我在巴黎公使ニ依頼シ官更ヲシテ答辯セシメントス  
 請フ幸ニ之ヲ了セヨト  
 委員兼務ト爲ル 九日 准奏任御用掛細川廣世三等屬高  
 橋二郎山梨縣ヨリ歸院ス○二十七日 庶務課事務細則ヲ

160604

○六月四日 陸軍少佐石本綱統計委員兼務ト為ル

160609

九日 准奏任御用掛細川廣世三等屬高橋二郎山梨縣ヨリ歸院ス

160627

○二十七日 庶務課事務細則ヲ定ム

160628

○二十八日 第一課第二課第三課ニ命シテ曰ク(いわく) 第三統計年鑑引続編纂候ニ付テハ明治十五十六兩年分ノ材料ヲ各官庁ヨリ徵集スヘキ見込ヲ以テ便宜ニ從ヒ様式取調差出スヘシト

160630

○三十日 川瀬良索 松川輝太郎 在田為憲ヲ雇ト為シ月俸拾貳円ヲ給与ス

160709

○七月九日 八等屬大町惣策 佐藤信美 渡辺源次郎ヲ七等屬ニ任シ九等屬蒲生俊准判任御用掛関三吉郎ヲ八等屬ニ任ス

160716

○十六日 属官昇級ノ内規ヲ定ム

一 属官定員ニ關(けつ=欠)アル時ハ次級人員ノ内ヨリ年限ト功績トニ拠テ之ヲ擬議シ院長ニ具申スベシ

但年限功績相等シキ者同級ニ二人以上アル時ハ欧米ノ書ニ通シ統計學術優等ナル者ヲ先ニスヘシ

定ム○二十八日第一課第二課第三課ニ命シテ曰ク 第  
 三統計年鑑引續編纂候ニ付テハ明治十五十六兩年分ノ  
 材料ヲ各官廳ヨリ徵集スヘキ見込ヲ以テ便宜ニ從ヒ様  
 式取調差出スヘシト○三十日 川瀬良索松川輝太郎在田  
 為憲ヲ雇ト為シ月俸拾貳円ヲ給與ス○七月九日八等屬  
 大町惣策佐藤信美渡邊源次郎ヲ七等屬ニ任シ九等屬蒲  
 生俊准判任御用掛関三吉郎ヲ八等屬ニ任ス○十六日属  
 官昇級ノ内規ヲ定ム  
 一 属官定員ニ關アル時ハ次級人員ノ内ヨリ年限ト功  
 績トニ拠テ之ヲ擬議シ院長ニ具申スベシ  
 但年限功績相等シキ者同級ニ二人以上アル時ハ  
 欧米ノ書ニ通シ統計學術優等ナル者ヲ先ニスヘシ

一 属官昇級ハ各課書記官及ヒ奏任御用掛會議シ若シ一決セサル時ハ各其意見ヲ具申シ院長ノ裁決ヲ請フヘシ

属官以下將來ノ常額ヲ定ムルコト左ノ如シ  
 一等属上給同下給二等属各一人三等属二人四等属三人五等属四人六等属五人七等属以下十等属ニ至ル各六人雇<sup>拾門</sup>七人合計四十八人

右人員ノ内上級ニ關員<sup>（けついん=欠員）</sup>アリト雖トモ<sup>（いえども）</sup>未タ進級スヘキ順序ニ至ラサル時ハ次級以下ノ定員外ニ於テ之ヲ補フコトヲ得

事務繁劇ノ際臨時雇ヲ要スル時ハ雜給膳寫料ノ内ヲ以テ支給セントス

一 属官昇級ハ各課書記官及ヒ奏任御用掛會議シ若シ一決セサル時ハ各其意見ヲ具申シ院長ノ裁決ヲ請フヘシ

属官以下將來ノ常額ヲ定ムルコト左ノ如シ  
 一等属上給同下給二等属各一人三等属二人四等属三人五等属四人六等属五人七等属以下十等属ニ至ル各六人雇<sup>拾門</sup>七人合計四十八人

右人員ノ内上級ニ關員<sup>（けついん=欠員）</sup>アリト雖トモ<sup>（いえども）</sup>未タ進級スヘキ順序ニ至ラサル時ハ次級以下ノ定員外ニ於テ之ヲ補フコトヲ得

事務繁劇<sup>（はんげき=きわめて忙しいこと）</sup>ノ際臨時雇ヲ要スル時ハ雜給膳寫料ノ内ヲ以テ支給セントス

160811

○八月十一日書ヲ山梨県ニ寄セテ曰ク<sup>（いわく）</sup>  
 一先般当院官吏ヲ派遣シ協議為致候<sup>（いたさせそうろう）</sup>人員運動調心得書並雛形共別冊ノ通り修正候間<sup>（そうろうあいだ=～でありますので）</sup>来明治十七年分ヨリ右ニ拠リ取調可差出<sup>（さしだすべく）</sup>尤運動調ハ手扣<sup>（てびかえ）</sup>ノ儀ニ付十七年分ハ当院ニ於テ諸表調製可致<sup>（いたすべく）</sup>候間<sup>（そうろうあいだ=～でありますので）</sup>各村ニテ取調候書類每郡取纏メ<sup>（とりまとめ）</sup>其儘<sup>（そのまま）</sup>差出スヘシト

160901

○九月一日外務大書記官中村博愛統計委員兼務ノ命ヲ拜ス

160908

○八日第二統計年鑑成ル

160914

○十四日准奏任御用掛緒方道平ヲシテ除服<sup>（じよぶく=喪が明けること）</sup>出仕セシム

160917

○十七日七等属服部徳ヲシテ除服<sup>（じよぶく=喪が明けること）</sup>出仕セシム

○八月十一日書ヲ山梨縣ニ寄セテ曰ク一先般当院官吏ヲ派遣シ協議為致候人員運動調心得書並雛形共別冊ノ通り修正候間来明治十七年分ヨリ右ニ據リ取調可差出尤運動調ハ手扣ノ儀ニ付十七年分ハ当院ニ於テ諸表調製可致候間各村ニテ取調候書類每郡取纏メ其儘差出スヘシト○九月一日外務大書記官中村博愛統計委員兼務ノ命ヲ拜ス○八日第二統計年鑑成ル○十四日准奏任御用掛緒方道平ヲシテ除服出仕セシム○十七日七等属服部徳ヲシテ除服出仕セシム○十八日中山陸治工部省御用掛ヲシテ除服出仕セシム○十九日山梨縣令ヲシテ除服出仕セシム○二十日山梨縣令ヲシテ除服出仕セシム○二十一日山梨縣令ヲシテ除服出仕セシム○二十二日山梨縣令ヲシテ除服出仕セシム○二十三日山梨縣令ヲシテ除服出仕セシム○二十四日山梨縣令ヲシテ除服出仕セシム○二十五日山梨縣令ヲシテ除服出仕セシム○二十六日山梨縣令ヲシテ除服出仕セシム○二十七日山梨縣令ヲシテ除服出仕セシム○二十八日山梨縣令ヲシテ除服出仕セシム○二十九日山梨縣令ヲシテ除服出仕セシム○三十日山梨縣令ヲシテ除服出仕セシム



用掛ト為リ判任ニ准シ月俸貳拾四ヲ給與セラル  
 〇十八日中山隆治工部省御  
 二日近藤一八ヲ雇ト為シ月俸拾貳四ヲ給與ス  
 〇十八日工部少書記官児玉少介統計委員兼務ノ命ヲ  
 拜ス。〇二十二日八月二十日外務省書ヲ寄セテ曰ク  
 書肆某刊行ノ萬國年鑑明年ノ發兌ヨリ我國ニ関スル部中更  
 ニ紙數ヲ増シ詳細ノ事實ヲ探究シ騰録セントラ欲シ其調査  
 ラ我在英公使館ニ依頼セシヲ以テ公使其旨ヲ報セリ請フ  
 院ニ於テ右調査ノ上回報アランコトヲ其目ニ曰ク帝室政體  
 教育宗教歳入出銀行陸海軍面積及ヒ人口人民ノ等級  
 犯罪農業森林鑛山貿易輸出入及ヒ交通

160918  
 〇十八日雇中山隆治工部省御用掛ト為リ判任ニ准シ月俸貳拾四ヲ給與セラル

161002  
 〇十月二日近藤一八ヲ雇ト為シ月俸拾貳四ヲ給與ス

161008  
 〇八日矢崎鎮四郎ヲ御用掛ト為シ判任ニ准シ月俸拾貳四ヲ給與ス

161018  
 〇十八日工部少書記官児玉少介統計委員兼務ノ命ヲ拜ス

161022  
 〇二十二日曩ニ(さきに)八月二十二日 外務省書ヲ寄セテ曰ク(いわく) 英国(イギリス) 倫敦(ロンドン) 書肆(しよし=書店) 某刊行ノ万国年鑑明年ノ發兌(はつだ=発行)

ヨリ我國ニ関スル部中更ニ紙數ヲ増シ詳細ノ事實ヲ探究シ騰録(とうろく=写して記録すること)

センコトヲ欲シ其調査ヲ我在英(イギリス) 公使館ニ依頼セシヲ以テ公使其旨ヲ報セリ請フ貴院ニ於テ右調査ノ上回報アランコトヲ其目ニ曰ク(いわく) 帝室、政體、教育、宗教、歳

入出、銀行、陸海軍、面積及ヒ人口、人民ノ等級、教育、犯罪、農業、森林、鑛山、貿易、輸出入及ヒ交通(鉄道、電信、電話線、郵便) 教化等ナリ

是日回答シテ曰ク(いわく) 調査未詳ニシテ其需ニ応シ難キモノ少ナカラスト雖トモ(いえども)

彼ノ年鑑中我國ニ関スル事實ヲ騰記スル紙數限アルカ故ニ今其概略ヲ調査編纂シ以テ回送ス且千八百八十三年刊行ノ万国年鑑中我國政體ノ編ハ誤謬少ナカラス 因テ(よって) 今調査シ併セテ送致ス宜ク改削(かいさん=文章の字句を削ったり、直したりすること)

スヘキ旨示諭(しゆ=理を示してさとし説得すること) アランコトヲ望ムト

161024  
 〇二十四日内務少書記官兼本院少書記官永井久一郎願ニ依リ兼官ヲ免セラル

化等ナリ 是日回答シテ曰ク調査未詳ニシテ其需ニ應シ難キモノ少ナカラスト雖トモ(いえども) 彼ノ年鑑中我國ニ関スル事實ヲ騰記スル紙數限アルカ故ニ今其概略ヲ調査編纂シ以テ回送ス且千八百八十三年刊行ノ万国年鑑中我國政體ノ編ハ誤謬少ナカラス 因テ(よって) 今調査シ併セテ送致ス宜ク改削(かいさん=文章の字句を削ったり、直したりすること) スヘキ旨示諭(しゆ=理を示してさとし説得すること) アランコトヲ望ムト 〇二十四日内務少書記官兼少書記官永井久一郎願ニ依リ兼官ヲ免セラル 〇十二月二十

交通(鉄道、電信、郵便)

〇十八日中山隆治工部省御

〇二十四日内務少書記官兼少書記官



日正六位細川廣世少書記官ニ任セラル  
 〇二十一日六等属杉山親ヲシテ除服(じよぶく=喪が明けること) 出仕セシム  
 〇二十二日七等属水井周芳ヲ六等属ニ八等属齋藤信一ヲ七等属ニ任ス是日一等属相原重政二等属島邨泰(島村泰) 四等属佐藤佳馬八等属塚原周蔵 間庭又次郎 蒲生俊十等属阿佐見増太郎 雇筒井源二郎 職務勉勵且ツ第二統計年鑑印刷校正勤勞ニ因リ慰勞金ヲ給与シ五等属村上義方七等属青島一郎 佐藤信美九等属鈴木義信御用掛河村良作雇川瀬良索職務勉勵ニ因リ慰勞金ヲ給与スルコト各差アリ  
 〇二十七日三等属寺田勇吉願ニ依テ本官ヲ免ス  
 〇三十一日現員院長鳥尾小弥太 幹事安川繁成 大書記官杉亨二 権大書記官石橋重朝 少書記官細川廣世 権少書記官世良太一 准奏任御用掛緒方道平 一等属相原重政 二等属島村泰 三等属高橋二郎 内務三等属兼三等属依田昌言 四等属山成哲造 佐藤佳馬 岡松徑 小鹿島果 五等属村上義方 鈴木敬治 六等属新井金作 倉持義山 杉山親 内務六等属兼六等属武市利美 六等属水井周芳 七等属青島一郎 兼内務七等属辻啓一郎 七等属服部徳 大町惣策 佐藤信美 渡辺源二郎 齋藤信一 八等属塚原周蔵 間庭又次郎 蒲生俊 関三吉郎 九等属鈴木義信 十等属阿左見増太郎 准判任御用掛多羅尾光応 井上瑞枝 河村良作 矢崎鎮四郎 雇千馬武雄 小林匡顕 岸田英三 筒井源二郎 仁木政信 深谷立行 川瀬良索 松川輝太郎 在田為憲 近藤一八ナリ以上人員左ノ如シ<sup>7</sup>

161220  
 〇二十月二十日正六位細川廣世少書記官ニ任セラル

161221  
 〇二十一日六等属杉山親ヲシテ除服(じよぶく=喪が明けること) 出仕セシム

161222  
 〇二十二日七等属水井周芳ヲ六等属ニ八等属齋藤信一ヲ七等属ニ任ス是日一等属相原重政二等属島邨泰(島村泰) 四等属佐藤佳馬八等属塚原周蔵 間庭又次郎 蒲生俊十等属阿佐見増太郎 雇筒井源二郎 職務勉勵且ツ第二統計年鑑印刷校正勤勞ニ因リ慰勞金ヲ給与シ五等属村上義方七等属青島一郎 佐藤信美九等属鈴木義信御用掛河村良作雇川瀬良索職務勉勵ニ因リ慰勞金ヲ給与スルコト各差アリ

161227  
 〇二十七日三等属寺田勇吉願ニ依テ本官ヲ免ス

161231  
 〇三十一日現員院長鳥尾小弥太 幹事安川繁成 大書記官杉亨二 権大書記官石橋重朝 少書記官細川廣世 権少書記官世良太一 准奏任御用掛緒方道平 一等属相原重政 二等属島村泰 三等属高橋二郎 内務三等属兼三等属依田昌言 四等属山成哲造 佐藤佳馬 岡松徑 小鹿島果 五等属村上義方 鈴木敬治 六等属新井金作 倉持義山 杉山親 内務六等属兼六等属武市利美 六等属水井周芳 七等属青島一郎 兼内務七等属辻啓一郎 七等属服部徳 大町惣策 佐藤信美 渡辺源二郎 齋藤信一 八等属塚原周蔵 間庭又次郎 蒲生俊 関三吉郎 九等属鈴木義信 十等属阿左見増太郎 准判任御用掛多羅尾光応 井上瑞枝 河村良作 矢崎鎮四郎 雇千馬武雄 小林匡顕 岸田英三 筒井源二郎 仁木政信 深谷立行 川瀬良索 松川輝太郎 在田為憲 近藤一八ナリ以上人員左ノ如シ<sup>7</sup>

方道平 一等属相原重政 二等属島村泰 三等属高橋二郎 内務三等属兼三等属依田昌言 四等属山城哲造 佐藤佳馬 岡松徑 小鹿島果 五等属村上義方 鈴木敬治 六等属新井金作 倉持義山 杉山親 内務六等属兼六等属武市利美 六等属水井周芳 七等属青島一郎 兼内務七等属辻啓一郎 七等属服部徳 大町惣策 佐藤信美 渡辺源二郎 齋藤信一 八等属塚原周蔵 間庭又次郎 蒲生俊 関三吉郎 九等属鈴木義信 十等属阿左見増太郎 准判任御用掛多羅尾光応 井上瑞枝 河村良作 矢崎鎮四郎 雇千馬武雄 小林匡顕 岸田英三 筒井源二郎 仁木政信 深谷立行 川瀬良索 松川輝太郎 在田為憲 近藤一八ナリ以上人員左ノ如シ

勅任	奏任	判任	等外	雇	計
1	5	32	0	10	48

(注) 原文は漢数字

<sup>7</sup> 統計院誌の該当頁では、本文の現員の氏名をカウントすると49人となります。一方、同頁の表の計は48となっています。これは、准奏任御用掛緒方道平は含まれていないことによるものと考えられます。



原文 明治 17 年	テキスト
<p>統計院誌卷之四                  明治十七年三月一日陸海軍二省ノ統計材料様式ヲ定ム                  ○三十日權少書記官世良太一統計調査實況視察トシテ                  京都大阪兵庫滋賀名古屋三重岐阜静岡ノ二府六縣へ派                  出ヲ命セラル○四月二日一等屬相原重政御用掛河村良                  作ヲシテ世良權少書記官ニ隨行セシム○院中ニ翻譯課                  ヲ置キ準奏任御用掛緒方道平一等屬相原重政三等屬高                  橋二郎四等屬岡松徑六等屬杉山親水并周芳御用掛矢崎                  鎮四郎ヲシテ兼務セシメ特ニ四等屬山成哲造小鹿島果                  七等屬服部徳ヲ以テ常員トナス○十日外務文部工部三                  省ノ統計様式ヲ定ム○十二日權少書記官世良太一本日                  ヲ以テ發ス○少書記官細川廣世ヲ以テ統計委員トナス                  ○二十六日内閣書記官局參事院會計檢査院修史館ノ統</p>	<p>統計院誌卷之四                  170301                  明治十七年三月一日陸海軍二省ノ統計材料様式ヲ定ム                  170330                  ○三十日權少書記官世良太一統計調査實況視察トシテ京都大阪兵庫滋賀名古屋三重岐阜静岡ノ二府六縣へ派出ヲ命セラル                  170402                  ○四月二日一等屬相原重政御用掛河村良作ヲシテ世良權少書記官ニ隨行セシム                  170000                  ○院中ニ翻譯課ヲ置キ準奏任<sup>8</sup>御用掛緒方道平一等屬相原重政三等屬高橋二郎四等屬岡松徑六等屬杉山親水并周芳御用掛矢崎鎮四郎ヲシテ兼務セシメ特ニ四等屬山成哲造小鹿島果七等屬服部徳ヲ以テ常員トナス                  170410                  ○十日外務文部工部三省ノ統計様式ヲ定ム</p>
<p>計材料様式ヲ定ム○五月九日大藏司法二省ノ統計材料                  様式ヲ定ム○二十三日宮内省元老院ノ統計材料様式ヲ                  定ム○六月九日内務省警視廳ノ統計材料様式ヲ定ム○                  十四日二等屬島村恭ヲ一等屬宇野傳ニ三等屬高橋二郎                  一等屬過啓一郎ヲ六等屬八等屬坂原周藏ヲ七等屬青                  九等屬鈴木義信ヲ八等屬十等屬阿左見増太郎ヲ九等                  屬一任シ又本院雇岸田英三小林巨殿ヲ八等屬一任ス御                  用掛諸君ノ月俸ヲ増シ御用掛河村良作兼務井源次郎千                  馬武雄仁木政信ニ二十四ヲ深谷立行ニ十五四ヲ給ス○二                  十四日更四一天ヲ御用掛ト為シ月俸十二四ヲ給ス○二                  十三日權少書記官世良太一歸京ス此行經ル所二府六縣                  内警察署十七監獄署三區役所四郡役所四十六戸長役</p>	<p>170412                  ○十二日權少書記官世良太一本日ヲ以テ發ス                  170000                  ○少書記官細川廣世ヲ以テ統計委員トナス                  170426                  ○二十六日内閣書記官局參事院會計檢査院修史館ノ統計材料様式ヲ定ム                  170509                  ○五月九日大藏司法二省ノ統計材料様式ヲ定ム                  170523                  ○二十三日宮内省元老院ノ統計材料様式ヲ定ム                  170609                  ○六月九日内務省警視庁ノ統計材料様式ヲ定ム</p>

<sup>8</sup> 原文ママ。「准奏任」の可能性も。



十四日二等属島村泰ヲ一等属(下等俸)ニ三等属高橋二郎ヲ二等属ニ四等属佐藤佳馬岡松徑ヲ三等属ニ七等属青島一郎 辻啓一郎ヲ六等属ニ八等属塚原周蔵ヲ七等属ニ九等属鈴木義信ヲ八等属ニ十等属阿左見増太郎ヲ九等属ニ任ジ又本院雇岸田英三 小林匡顯ヲ八等属ニ任ス御用掛諸雇ノ月俸ヲ増シ御用掛河村良作雇筒井源次郎千馬武雄 仁木政信ニ二十円ヲ深谷立行二十五円ヲ給ス  
 十三日權少書記官世良太一歸京ス此行經ル所二府六縣ノ内警察署十七監獄署三区役所四郡役所四十六戸長役

170614

○十四日 二等属島村泰ヲ一等属(下等俸)ニ三等属高橋二郎ヲ二等属ニ四等属佐藤佳馬岡松徑ヲ三等属ニ七等属青島一郎 辻啓一郎ヲ六等属ニ八等属塚原周蔵ヲ七等属ニ九等属鈴木義信ヲ八等属ニ十等属阿左見増太郎ヲ九等属ニ任ジ又本院雇岸田英三 小林匡顯ヲ八等属ニ任ス御用掛諸雇ノ月俸ヲ増シ御用掛河村良作雇筒井源次郎 千馬武雄 仁木政信ニ二十円ヲ深谷立行二十五円ヲ給ス

170614

○十四日 奥田一夫ヲ御用掛ト為シ月俸十二円ヲ給ス

170623

○二十三日 權少書記官世良太一歸京ス此行經ル所二府六縣ノ内警察署十七監獄署三区役所四郡役所四十六戸長役場十裁判所二學校五工場十五二詣リ(まいり) 懇ニ(ねんごころに=熱心に) 各地ノ地方官民吏等ニ説キテ曰ク(いわく) 統計ハ凡ソ(およそ) 社会百般ノ現状ヲ探討研究シ方則ニ從テ之ヲ表章シ以テ国力ノ強弱人智ノ高下經濟風俗衛生教育政治等ノ是非得失ヲ審査スル者ニシテ譬ヘバ(たとえば) 猶(なお) 試金石ノ如シ独リ政務ニ関スル者ニ有用ナルノミナラス農工商其他ノ産業ヲ營ムモノト雖モ(いえども) 此ニ鑑ミズンハ何クンゾ(いずくんぞ) 能ク(よく) 是非得失ノ在ル所ヲ審ラカニ(つまびらかに) スルコトヲ得ンヤ故ニ統計ノ事タル一県一郡ニ欠ク可カラザルノミナラズ一町一村ト雖モ(いえども) 亦(また) 之レヲ欠クベカラズ其功用ノ大ナルコト此ノ如シ今ヤ幸ニシテ各地方其用ヲ知ル者漸ク(ようやく) 多く其材料調査ノ法頗ル(すこぶる) 緒ニ就キ地方庁ハ之ヲ各主管ノ省ニ出シ主管省ハ之ヲ統計院ニ出シ集メテ統理表章シ以テ全国ノ大勢ヲ通觀スルニ便スル

場十裁判所二學校五工場十五二詣リ懇ニ各地ノ地方官民吏等ニ説キテ曰ク統計ハ凡ソ社会百般ノ現状ヲ探討研究シ方則ニ從テ之ヲ表章シ以テ国力ノ強弱人智ノ高下經濟風俗衛生教育政治等ノ是非得失ヲ審査スル者ニシテ譬ヘバ猶試金石ノ如シ独リ政務ニ関スル者ニ有用ナルノミナラス農工商其他ノ産業ヲ營ムモノト雖モ此ニ鑑ミズンハ何クンゾ能ク是非得失ノ在ル所ヲ審ラカニスルコトヲ得ンヤ故ニ統計ノ事タル一県一郡ニ欠ク可カラザルノミナラズ一町一村ト雖モ亦之レヲ欠クベカラズ其功用ノ大ナルコト此ノ如シ今ヤ幸ニシテ各地方其用ヲ知ル者漸ク多く其材料調査ノ法頗ル緒ニ就キ地方庁ハ之ヲ各主管ノ省ニ出シ主管省ハ之ヲ統計院ニ出シ集メテ統理表章シ以テ全国ノ大勢ヲ通觀スルニ便スル



フラ務メ稍觀ルベキ者アルニ似タリ而シテ官府ノ事務ニ係ル者誤謬少ナシト雖モ農工商ノ諸業運輸衛生學事  
 戸口等ノ事即チ社會ノ情况ヲ觀ルベキ者ニ至テハ其調査  
 查皆戸長役場ニ由ラザルヲ得ズ故ニ往々戸長ノ責任ヲ  
 尽サ、ルト地方ノ人民煩ヲ厭ヒ隱蔽シテ實ヲ告ゲザル  
 ノ弊トニ因リ計數虛妄ニ涉ルモノナシトセス是レ大ニ  
 憂フヘキ所ナリ地方ニ在リテ統計ニ從事スル者幸ニ統  
 計ノ用彼レカ如ク重大ニシテ調査其實ヲ得サレハ世人  
 ラ誤ルコトナカラサルヲ諒シ事々意ヲ用ヒ漸ク調査ノ  
 真ヲ得ルニ至ランコトヲ希望スト且ツ到ル處現在人口調  
 査ハ統計ノ基礎ニシテ社會ノ經濟風俗教育衛生等ノ進  
 退消長ヲ知ランカ為メ最モ精確ニ調査セザルベカラサル  
 ルコトヲ論告セリ。○二十七日 一等屬相原重政本官ヲ辞ス

コトヲ務メ稍(やや)觀ルベキ者アルニ似タリ而シテ官府ノ事務ニ係ル者誤謬少ナシト雖モ(い)  
えども農工商ノ諸業運輸衛生學事戸口等ノ事即チ社會ノ情况ヲ觀ルベキ者ニ至テハ其調査皆  
 戸長役場ニ由ラザルヲ得ズ 故ニ往々戸長ノ責任ヲ尽サ、ルト地方ノ人民煩ヲ厭ヒ(いとい)  
 隱蔽シテ實ヲ告ゲザルノ弊トニ因リ計數虛妄(きよもう=うそいつわり)ニ涉ルモノナシトセス 是レ  
 大ニ憂フヘキ所ナリ 地方ニ在リテ統計ニ從事スル者幸ニ統計ノ用彼レカ如ク重大ニシテ  
 調査其實ヲ得サレハ世人ヲ誤ルコト少ナカラサルヲ諒(=ア)シ事々意ヲ用ヒ漸ク(ようやく)調査  
 ノ真ヲ得ルニ至ランコトヲ希望スト且ツ到ル處現在人口調査ハ統計ノ基礎ニシテ社會ノ經  
 濟風俗教育衛生等ノ進退消長ヲ知ランカ為メ最モ精確ニ調査セザルベカラサルコトヲ論告  
(ゆこく=さとし言い聞かせること)セリ

170627

○二十七日 一等屬相原重政本官ヲ辞ス 此日更ニ御用掛ニ拜シ奏任ニ準シ月俸八十円ヲ給ス

170000

○西曆千八百八十四年(明治 17 年) 英国竜動(ロンドン)刊行万国年鑑訳成ル

170717

○七月十七日 清国天津海関道(=清朝が外国貿易のために天津に置いた関税徴収機関) 盛宣懷(せい せんかい=清朝末の政治家・実業家)

我天津領事ニ介シ日本全国ノ事實ヲ記載セル統計書一部ヲ求ム 則チ第一及第二統計年鑑各一部ヲ与フ

170816

○八月十六日 農商務省ノ統計材料様式ヲ定ム

○九月 世良書記官巡廻記事成ル

此日更ニ御用掛ニ拜シ奏任ニ準シ月俸八十円ヲ給ス。○  
 西曆千八百八十四年英国龍動刊行萬國年鑑譯成ル。○七  
 月十七日清國天津海関道盛宣懷我天津領事ニ介シ日本  
 全國ノ事實ヲ記載セル統計書一部ヲ求ム則チ第一及第  
 二統計年鑑各一部ヲ與フ。○八月十六日農商務省ノ統計  
 材料様式ヲ定ム。○九月 世良書記官巡廻記事成ル。○十月







國龍動書肆某萬國統計年鑑編輯ノ為メ我邦事實ノ報道  
 フ求ム乃チ梗概ヲ表章シテ之ヲ報ス然ルニ本年ニ至リ  
 又其異同ヲ問ヒ且ツ内外貿易郵便教育此他緊要ノ事實  
 ニ係ル報告ヲ求ム即チ前年ノ報ズル所ヲ訂正シテ之ニ  
 答フ○十一月十五日各課ニ令シ本院徵集ノ材料ニ  
 調製セル統計表又ハ翻譯ノ統計書類ニシテ即時普ク之  
 ヲ世人ニ示シ裨益アルベシト認ムルモノハ官報掲載ノ  
 為メ各主任ヨリ官報掛ヘ出サシム又統計集誌其他新聞  
 雜誌ヘ掲載セントスル者ハ豫メ之ヲ稟請セシム○十二  
 月十一日一等屬島村泰七等屬大町惣策外五人ニ命ジテ  
 士族沿革表取調方ヲ兼務セシム○十七日二等屬高橋二

171030  
 ○三十日初メ前年中英国竜動 (ロンドン) 書肆 (しよ  
 し=書店) 某万国統計年鑑編輯 (へんしゅう) ノ為メ我邦  
 事実ノ報道ヲ求ム乃チ (すなわち) 梗概 (こうがい=あら  
 まし) ヲ表章シテ之ヲ報ス 然ルニ本年ニ至リ又  
 其異同ヲ問ヒ且ツ内外貿易郵便教育此他緊要  
 ノ事実ニ係ル報告ヲ求ム 即チ前年ノ報ズル  
 所ヲ訂正シテ之ニ答フ

171115  
 ○十一月十五日各課ニ令シ本院徵集ノ材料ニ  
 抛リ調製セル統計表又ハ翻譯ノ統計書類ニシ  
 テ即時普ク (あまねく) 之ヲ世人ニ示シ裨益 (ひえき=  
 役に立つこと) アルベシト認ムルモノハ官報掲載ノ  
 為メ各主任ヨリ官報掛ヘ出サシム又統計集誌  
 其他新聞雜誌ヘ掲載セントスル者ハ予メ之ヲ  
 稟請セシム

171211  
 ○十二月十一日一等屬島村泰七等屬大町惣策  
 外五人ニ命ジテ士族沿革表取調方ヲ兼務セシム

間度又次郎ハ蒲生俊ハ鈴木義信御用掛河村良作雇筒井  
 源次郎同深谷立行同河瀬良策同松川輝太郎同在田為憲  
 事務ニ勉勵シ且ツ第三統計年鑑印刷ノ際殊ニ功勞アル  
 ヲ以テ金幣ヲ賜フ各差アリ○十七日三等屬兼内務三  
 等屬依田昌言内務二等屬ニ任ス○二十五日内務二等屬  
 兼本院三等屬依田昌言ヲ兼二等屬ニ任ス○三十一日本

171217  
 ○十七日二等屬高橋二郎、三等屬佐藤佳馬、  
 同岡松徑、五等屬村上義方、六等屬水井周芳、  
 辻啓一郎、青島一郎、七等屬佐藤信美、齋藤信  
 一、塚原周造<sup>11</sup>、八等屬間庭又次郎、蒲生俊、  
 鈴木義信、御用掛河村良作、雇筒井源次郎、同  
 深谷立行、同河瀬良策、同松川輝太郎、同在田  
 為憲事務ニ勉勵シ且ツ第三統計年鑑印刷ノ際  
 殊ニ功勞アルヲ以テ金幣ヲ賜フコト各差アリ

171217  
 ○十七日三等屬兼内務三等屬依田昌言内務二  
 等屬ニ任ス

171225  
 ○二十五日内務二等屬兼本院三等屬依田昌言  
 ヲ兼二等屬ニ任ス

11 原文ママ。塚原周造と塚原周蔵は同一の可能性。改正官員録では明治 15 年～同 17 年の各年 12 月版及び明治 18 年 10 月版  
 は、いずれも塚原周蔵。

院現在官吏ハ院長鳥尾小弥太幹事安川繁成大書記官石橋重朝少書記官細川廣世權少書記官世良太一准奏任御用掛緒方道平相原重政一等屬島村泰二等屬高橋二郎兼内務二等屬依田昌言三等屬佐藤佳馬岡松徑四等屬山成哲造小鹿島果五等屬村上義方鈴木敬治六等屬新井金作倉持義山杉山親水并周芳青島一郎兼内務七等屬辻啓一郎七等屬服部徳大町惣策佐藤信美渡

171231

○三十一日本院現在官吏ハ院長鳥尾小弥太幹事安川繁成 大書記官杉亨二 権大書記官石橋重朝 少書記官細川広世 権少書記官世良太一 准奏任御用掛緒方道平 相原重政 一等屬島村泰 二等屬高橋二郎 兼内務二等屬依田昌言 三等屬佐藤佳馬 岡松徑 四等屬山成哲造 小鹿島果 五等屬村上義方 鈴木敬治 六等屬新井金作 倉持義山 杉山親 水并周芳 青島一郎 兼内務七等屬辻啓一郎 七等屬服部徳 大町惣策 佐藤信美 渡辺源二郎 齋藤信一 塚原周蔵 八等屬間庭又次郎 蒲生俊 関三吉郎 鈴木義信 小林匡顕 岸田英三 九等屬阿佐見増太郎 准判任御用掛多羅尾光応 井上瑞枝 河村良作 矢崎鎮四郎 奥田一夫ニシテ官等ヲ以テ現員總數ヲ區別スレバ勅任官一人奏任官五人判任官二十七人兼官判任二人御用掛準奏任二人準判任五人准等外及雇二十一人合計六十三人ナリ<sup>12</sup>

邊源二郎齊藤信一塚原周蔵八等屬間庭又次郎蒲生俊関三吉郎鈴木義信小林匡顕岸田英三九等屬阿佐見増太郎准判任御用掛多羅尾光應井上瑞枝河村良作矢崎鎮四郎奥田一夫ニシテ官等ヲ以テ現員總數ヲ區別スレバ勅任官一人奏任官五人判任官二十七人兼官判任二人御用掛準奏任二人準判任五人准等外及雇二十一人合計六十三人ナリ

<sup>12</sup> 参考 明治 17 年 12 月末 (職階別の員数を表形式にしたもの)

勅任	奏任	準奏任	判任*	兼官判任	準判任	准等外及雇	計
1	5	2	27	2	5	21	63

\*本文中、判任官の合計は 27 人とされていますが、同記事に記載の判任官の氏名を合計すると 26 人 (不一致の原因は不明)。



統計院誌卷之五  
 明治十八年一月二十一日本院ヲ寶田町ニ移ス  
 日各國在留ノ公使ニ托シ第三統計年鑑各一部ヲ佛國農商務省總務統計局(パリ府) 巴里府統計局 英國(イギリス) 竜動商務省統計局(ロンドン府) 日耳曼(ゲルマン) 帝国統計局 普国(プロイセン) 統計局(ベルリン府) 澳国(オーストリア) 中央統計局(維也納府(ウィーン)) 匈牙利国(ハンガリー) 統計局(ブタペスト府) 伊国(イタリア) 統計局 露国(ロシア) 内務省統計中央局(聖彼得堡(サントペテルブルク)) 蘭国(オランダ) 内務省總務統計局(海牙府(ハーグ)) 白耳義国(ベルギー) 内務省總務統計局(ブリュセルス府(=ブリュッセル)) 瑞典国(スウェーデン) 統計中央局(ストックホルム府) 諾耳回国(ノルウェー) 統計局(クリスチャーヌ府=クリスチャンサン) 希臘国(ギリシャ) 内務省經濟兼統計課(雅典府(アテネ)) 米国(アメリカ) 常置統計局(華盛頓府(ワシントン)) 二贈ル

統計院誌卷之五

180121

明治十八年一月二十一日 本院ヲ寶田町ニ移ス

180124

○二十四日 各國在留ノ公使ニ托(=託)シ第三統計年鑑各一部ヲ仏国(フランス) 農商務省總務統計局(パリ府) 巴里府統計局 英國(イギリス) 竜動商務省統計局(ロンドン府) 日耳曼(ゲルマン) 帝国統計局 普国(プロイセン) 統計局(ベルリン府) 澳国(オーストリア) 中央統計局(維也納府(ウィーン)) 匈牙利国(ハンガリー) 統計局(ブタペスト府) 伊国(イタリア) 統計局 露国(ロシア) 内務省統計中央局(聖彼得堡(サントペテルブルク)) 蘭国(オランダ) 内務省總務統計局(海牙府(ハーグ)) 白耳義国(ベルギー) 内務省總務統計局(ブリュセルス府(=ブリュッセル)) 瑞典国(スウェーデン) 統計中央局(ストックホルム府) 諾耳回国(ノルウェー) 統計局(クリスチャーヌ府=クリスチャンサン) 希臘国(ギリシャ) 内務省經濟兼統計課(雅典府(アテネ)) 米国(アメリカ) 常置統計局(華盛頓府(ワシントン)) 二贈ル

180126

○二十六日 南亞米利加(南アメリカ) 智利国(チリ) 統計局ヨリ千八百八十三年(明治 16 年) 該国貿易統計一部ヲ送ル

180210

○二月十日 第三統計年鑑一部ヲ智利国(チリ) 統計局ニ贈ル

180223

○二十三日 上新着万国年鑑ノ訳書ヲ求ム 本年舶來ノ原書訳成ヲ待テ上ルベキヲ奏答ス(十八年書籍貸借)

180227

○二十七日 太政大臣院長ニ内諭(ないゆ = 内々にさすこと) シテ曰ク(いわく) 昨年十二月朝鮮漢城ノ變清国ト交渉ノ事件ニヨリ今回伊藤參議ヲ特派全權大使トシテ清国ニ派遣シ弁理ノ全權ヲ任ゼラル抑モ(そもそも) 外国交渉ノ件タルヤ事体重大ナレバ各國現在ノ形勢ト將來ノ結果ヲ觀察シ國家永遠ノ大計ヲ誤ラス隣好(りんこう = 隣人や隣国などと仲よくすること) ヲ全ウシ善後(ぜんご = 事件などの跡始末をすること) ノ方嚮(ほうこう = 方角) ヲ取ルヘシトノ聖旨(せいし = 天皇のおぼしめし) ナリ各官宜ク期意ノ在ル所ヲ体認(たいにん = 体験してしっかりと会得すること) スベシ

△本年舶來ノ原書譯成ヲ待テ上ルベキヲ奏答ス(十八年書籍貸借)  
 ○二十七日 太政大臣院長ニ内諭シテ曰ク昨年十二月朝鮮漢城ノ變清国ト交渉ノ事件ニヨリ今回伊藤參議ヲ特派全權大使トシテ清国ニ派遣シ弁理ノ全權ヲ任ゼラル抑モ(そもそも) 外国交渉ノ件タルヤ事体重大ナレバ各國現在ノ形勢ト將來ノ結果ヲ觀察シ國家永遠ノ大計ヲ誤ラス隣好(りんこう = 隣人や隣国などと仲よくすること) ヲ全ウシ善後(ぜんご = 事件などの跡始末をすること) ノ方嚮(ほうこう = 方角) ヲ取ルヘシトノ聖旨(せいし = 天皇のおぼしめし) ナリ各官宜ク期意ノ在ル所ヲ体認(たいにん = 体験してしっかりと会得すること) スベシ

松方正義照會シテ曰ク近來各官省頓ニ統計ノ要用ヲ感

○三月十日農商務卿

シ相競テ其材料ヲ地方ニ求ムルニヨリ數廳ニ於テ同一ナル事實ノ調査ヲ要求スルニ至リ人民ノ勞苦費用ヲ增加シ地方吏員モ其煩劇ニ堪ヘズ遂ニ粗漏杜撰ノ調査ヲ報告スルノ弊ヲ生シ漸ク統計ノ進歩ヲ害スルガ如シ方今地方區弊ノ際固ヨリ務メテ人民ノ煩勞費用ヲ減省スヘシ且ツ統計上ニ於テモ粗漏杜撰ノ弊ハ務メテ之ヲ除カンコトヲ要スヘシ因テ目下各庁ヨリ地方ニ要求スル統計ノ區域ヲ限リ他廳ノ主管タル事務ノ統計ヲ要スルキハ之ヲ其官廳ニ求ムルノ法トナサハ庶クハ弊害稍除クニ至ランカ然リ而シテ各廳ニ於テ編成スル統計ノ區域ヲ定ムルハ固ヨリ貴院主務ノ件タルヲ以テ願クハ此際諸庁ニ諮詢シ材料徴収ノ區域ヲ定メンコトヲ敢テ貴院ノ意見ヲ問フ

180310

○三月十日農商務卿松方正義照會シテ曰ク(い)近來各官省頓ニ(とみに=にわか)統計ノ要用ヲ感シ相競テ其材料ヲ地方ニ求ムルニヨリ數庁ニ於テ同一ナル事實ノ調査ヲ要求スルニ至リ人民ノ勞苦費用ヲ增加シ地方吏員モ其煩劇(は)んげき=きわめて忙しいことニ堪ヘズ遂ニ粗漏(そろう)杜撰(ずさん)ノ調査ヲ報告スルノ弊ヲ生シ漸ク(よ)うやく統計ノ進歩ヲ害スルガ如シ方今(ほうこん=)まさ今地方困弊(こんべい=苦しむ疲れること)ノ際固ヨリ(もとより)務メテ人民ノ煩勞(はんろう=心をわずらわし身を)疲れさせること費用ヲ減省(げんしょう=減らし省くこと)スヘシ且ツ統計上ニ於テモ粗漏(そろう)杜撰(ずさん)ノ弊ハ務メテ之ヲ除カンコトヲ要スヘシ因テ(よって)目下各庁ヨリ地方ニ要求スル統計ノ區域ヲ限リ他庁ノ主管タル事務ノ統計ヲ要スルトキハ之ヲ其官庁ニ求ムルノ法トナサハ庶クハ(こいねがわくば)弊害稍(やや)除クニ至ランカ然リ而シテ各庁ニ於テ編成スル統計ノ區域ヲ定ムルハ固ヨリ(もとより)貴院主務ノ件タルヲ以テ願クハ此際諸庁ニ諮詢(しじゆん=機関の意見を参考として問い)求めること前掲の統計委員会組織及規則第13条)シ材料徴収ノ區域ヲ定メンコトヲ敢テ貴院ノ意見ヲ問フ



種學協會長本院發刊ノ統計書類ヲ求ム乃チ贈ルニ統計  
 年鑑ヲ以テス○十八日農商務卿ノ照會ニ答ヘテ曰ク各  
 廳統計材料ノ區域ヲ限リ民力費用ヲ省キ粗漏杜撰ノ弊  
 ヲ除クハ本院因ヨリノ憂フル所トス來示ノ如ク各廳ヨ  
 リ徵求ノ様式繁多ニシテ徃々同一ノ事件ヲ調査スルニ  
 數種ノ様式アリ加之或ハ材料ノ詳密其度ニ過ギ或ハ様  
 式ノ解説審ラカナラサルニヨリ各地方ノ見解區々ニ涉  
 リ幸ニ其歩ヲ進メシ事業モ人ヲシテ煩瑣厭フベキノ感  
 覺ヲ起サシメ其調査遂ニ汗漫ニ流シ各廳ノ望ム所ニ背  
 違スルニ至ルヘシ是レ本院ノ夙トニ憂フル所ナリ畢竟  
 材料徵集法ノ區域規定セザルニ坐ス因テ本院ニ於テ其  
 方案ヲ立テ諸官省ヘ協議ノ後決裁ヲ仰ガント欲シ今正

180317

○十七日 在東京独逸 (ドイツ) 東亜細亞 (東アジア) 博  
 物学及人種学協會長本院發刊ノ統計書類ヲ求  
 ム 乃チ (すなわち) 贈ルニ統計年鑑ヲ以テス

180318

○十八日 農商務卿ノ照會に答へて曰く (いわく)  
 各庁統計材料ノ区域ヲ限リ民力費用ヲ省キ粗  
 漏 (そろろう) 杜撰 (ずさん) ノ弊ヲ除クハ本院因ヨリ (こ  
 固より (もとより) の誤りの可能性も) ノ憂フル所トス來示 (ら  
 いじ=書き手を敬って、その書状の内容) ノ如ク各庁ヨリ徵求  
 ノ様式繁多ニシテ往々同一ノ事件ヲ調査スル  
 ニ數種ノ様式アリ加之 (しかのみならず=その上) 或ハ材  
 料ノ詳密其度ニ過ギ或ハ様式ノ解説審ラカ (つ  
 まびらか) ナラサルニヨリ各地方ノ見解區々ニ涉  
 リ幸ニ其歩ヲ進メシ事業モ人ヲシテ煩瑣 (はんさ  
 =細かい点までこみっていて、煩わしいこと) 厭フ (いとら=いやがる)  
 ベキノ感覺ヲ起サシメ其調査遂ニ汗漫 (かんまん  
 =いいかげんで、しまりのないこと) ニ流シ各庁ノ望ム所ニ  
 背違 (はいい=そむくこと) スルニ至ルヘシ 是レ本院  
 ノ夙トニ (つとに=早い時期から) 憂フル所ナリ 畢竟 (ひ  
 っきよう=結局) 材料徵集法ノ區域規定セザルニ坐  
 ス 因テ (よって) 本院ニ於テ其方案ヲ立テ諸官省  
 へ協議ノ後決裁ヲ仰ガン (あおがん) ト欲シ今正サ  
 ニ之ヲ經画 (けいかく=くみたてて見つもりすること) ス請フ此  
 意ヲ涼 (こぞ=了) の誤りの可能性も) セヨ

180327

○二十七日 一等属島村泰二等属高橋二郎ニ命  
 シ統計委員会書記ヲ兼務セシム

180330

○三十日 統計委員總會ヲ開ク 此日会スル者  
 十八人院長不在ナルヲ以テ幹事安川繁成代理  
 會長タリ本日會議ノ問題ハ各省ヨリ府県ニ要  
 求スル統計材料中重複スル者多キヲ以テ各省  
 主務ノ調査ニ区域ヲ定メテ其重複ヲ除カント  
 スルニ在リ時ニ委員ノ議ニ派ニ分レ一ハ各庁  
 主管ノ統計調査ヲ統計院ニテ一括調査スベシ  
 ト論ジ一ハ旧 (=以前) ノ如ク主管ニ於テ調査ス  
 ベシト論ジ討議ノ末統計院一括ノ議ハ廢案ニ  
 歸シ各庁主管ノ区域ヲ定ムルコトニ決シ尚ホ  
 關係ノ官庁ト協議ノ後總會ヲ開カンコトヲ期  
 シ散会ス

サニ之ヲ經畫ス請フ此意ヲ涼セヨ○二十七日一等属島  
 村泰二等属高橋二郎ニ命シ統計委員會書記ヲ兼務セシ  
 ム○三十日統計委員總會ヲ開ク此日會スル者十八人院  
 長不在ナルヲ以テ幹事安川繁成代理會長タリ本日會議  
 ノ問題ハ各省ヨリ府縣ニ要求スル統計材料中重複スル  
 者多キヲ以テ各省主務ノ調査ニ區域ヲ定メテ其重複ヲ  
 除カントスルニ在リ時ニ委員ノ議ニ派ニ分レ一ハ各廳  
 主管ノ統計調査ヲ統計院ニテ一括調査スベシト論ジ一  
 ハ旧ノ如ク主管ニ於テ調査スベシト論ジ討議ノ末統計  
 院一括ノ議ハ廢案ニ歸シ各廳主管ノ區域ヲ定ムルコトニ  
 決シ尚ホ關係ノ官廳ト協議ノ後總會ヲ開カンコトヲ期シ  
 散會ス○四月六日内務卿松方正義ニ照會シテ曰ク戸籍



○四月六日内務卿松方正義ニ照會シテ曰ク戸籍ハ經國ノ要務ニシテ警察徵兵収税學制農商工務等凡百政治ノ基礎タルハ言ヲ須タス殊ニ統計ニ於テハ最モ先キニスベキ急務ナリ然ルニ明治四年戸籍法制定以來十餘年ヲ經過セシモ嘗テ一トタビ修正ヲナセシコトナク人事ノ推遷町村ニ在テハ主務省往々其人ニ乏シキヨリ戸籍上重複脱漏ヲ免レサル情況アリ政治ノ基礎ニシテ斯ノ如キハ遺憾ニ堪ヘズ聞ク内務省ニ於テモ年來此ニ注意シ屢籍法改正ノ案ヲ起シ上奏スル所アリト然レトモ未タ實施ヲ見ス願クハ其事情ヲ聞クコトヲ得ン是ノ事ノ速ニ改正

180406

○四月六日 内務卿松方正義ニ照會シテ曰ク(い) 戸籍ハ經國(=國を治めること)ノ要務(=重要な職務・任務)ニシテ警察徵兵収税學制農商工務等凡百(ほんびやく=もろもろ)政治ノ基礎タルハ言ヲ須タス(またす)殊ニ統計ニ於テハ最モ先キニスベキ急務ナリ 然ルニ明治四年戸籍法制定以來十餘年ヲ經過セシモ嘗テ(かつて)一トタビ(ひとたび)修正ヲナセシコトナク人事ノ推遷(すいせん~時間とともに物事の状態が変わってゆくこと)ニ從ヒ紛乱(ふんらん=入り乱れること)錯雜(さくざつ=込み入っていること)シ支吾(しご=お茶を濁すこと)少ナカラズ加之(しかのみならず=その上)各地方町村ニ在テハ主務省往々其人ニ乏シキヨリ戸籍上重複脱漏ヲ免レサル情況アリ政治ノ基礎ニシテ斯ノ如キハ遺憾ニ堪ヘズ聞ク内務省ニ於テモ年來此ニ注意シ屢(しばしば)戸籍法改正<sup>18</sup>ノ案ヲ起シ上奏スル所アリト然レトモ未タ實施ヲ見ス 願クハ其事情ヲ聞クコトヲ得ン 是ノ事ノ速ニ改正アリテ戸籍ノ整理センコト頻リニ希望スル所ナリ請フ近來内務省ノ草定スル所ト且ツ省議ノ如何ヲ報センコトヲ本院ヨリモ漸次(ぜんじ)協議ヲナスコトアルベシト内務ノ答書ニ曰ク(いわく)戸籍法ノ改正ハ先年已ニ之ヲ起草建議シ廟議(びょうぎ=朝廷の評議)ヲ煩ハセシモ昨年ノ末ニ至リ議中頃ニシテ止メリ然ルニ各地方ヨリ頻リニ(しきりに)戸籍簿ノ改正ヲ要請シテ止マザルヲ以テ到底之ヲ因循(いんじゆん=古いしきたりに従っているだけで改めようとしなないこと)ニ附スルコト能ハス 故ニ戸籍法ノ改正ト共ニ施行セントタメ起草セル戸籍整理ノ方法ヲ修正シ目今(もっこん=目下)単ニ之ヲ施行シ因テ(よって)以テ戸籍改製ノ順序ヲ立テシメント今正サニ省議ニ附スト

180420

○二十日 在仏(フランス)蜂須賀公使ヨリ本年二月二十日仏國(フランス)商務卿ノ建議ニ因リ統計上等會議ヲ開設セシコトヲ報ス

アリテ戸籍ノ整理センコト頻リニ希望スル所ナリ請フ近來内務省ノ草定スル所ト且ツ省議ノ如何ヲ報センコトヲ本院ヨリモ漸次協議ヲナスコトアルベシト内務ノ答書ニ曰ク戸籍法ノ改正ハ先年已ニ之ヲ起草建議シ廟議ヲ煩ハセシモ昨年ノ末ニ至リ議中頃ニシテ止メリ然ルニ各地方ヨリ頻リニ戸籍簿ノ改正ヲ要請シテ止マザルヲ以テ到底之ヲ因循ニ附スルコト能ハス故ニ戸籍法ノ改正ト共ニ施行セントタメ起草セル戸籍整理ノ方法ヲ修正シ目今正サニ省議ニ附スト二十日在佛蜂須賀公使ヨリ本年二月二十日佛國商務卿ノ建議ニ因リ統計上等會議ヲ開設セシコトヲ報ス○五月一日幹事安川繁成統計調査

18 原文は「改正」。前後の文章から「改正」としました。



査實況視察ノ為メ長崎福岡大分佐賀熊本宮崎鹿兒島七  
 縣へ派出ヲ命セラル。○五月一日幹事安川繁成統計調  
 査ノ主任ノ官吏其學ニ通セサルモノ多シ因テ一部ノ統  
 計論ヲ編シ之ヲ有司ニ領テ事務ニ便センヲ謀リ曩キ  
 ニ翻譯課員山成哲造ヲシテ編輯ニ從事セシム此日科目  
 草案成ル蓋シ大抵普國アンデル氏ノ分類ニ拠ル。○三  
 等屬岡松徑ヲシテ幹事安川繁成ニ隨行セシム。○八日幹事  
 安川繁成三等屬岡松徑本日ヲ以テ發ス。○十一日戸籍改

180501

○五月一日 幹事安川繁成統計調査実況視察ノ為メ長崎福岡大分佐賀熊本宮崎鹿兒島七県へ派出ヲ命セラル

180506

○六日 統計学ノ我邦ニ入ル日尚ホ浅ク主任ノ官吏其学ニ通セサルモノ多シ因テ(よつて)一部ノ統計論ヲ編シ之ヲ有司ニ領テ事務ニ便センコトヲ謀リ曩ニ(さきに) 翻譯課員山成哲造ヲシテ編輯(へんしゅう)ニ從事セシム 此日科目草案成ル 蓋シ(けだし=おそらく) 大抵普國(プロイセン) エンチル(エンゲル) 氏ノ分類ニ拠ル

180000

○三等屬岡松徑ヲシテ幹事安川繁成ニ隨行セシム

180508

○八日 幹事安川繁成三等屬岡松徑本日ヲ以テ發ス

180511

○十一日 戸籍改正案ノ下問ヲ請フテ曰ク(いわく) 人口調査ハ統計上ノ要件ナレトモ戸籍登記ノ方法整備セサルニ因テ事實疎漏(そろう=いい加減で、ぬけ落ちたところがあること)ニ涉リ遺憾少ナカラス蓋シ(けだし=おそらく) 戸籍ハ政治ノ基礎ナリ苟クモ(いやしくも) 之ヲ等閑(なおざり)ニ附スヘカラス聞ク内務省ニ於テ既ニ改正法案ヲ上リ廟議(びょうぎ=朝廷の評議)ノ後施行アルベシト然レトモ戸籍登記ノ整否ハ統計調査上關係至切(しせつ=この上なく身にしみて感じるさま)ノ件ナルヲ以テ本院亦(また) 応サニ(まさに) 意見ヲ具申シ参考ニ供セントス因テ(よつて) 其改正案ヲ議定スルニ先チ(さきだち) 予メ下問アラントヲ請フ

180518

○十八日 米其西哥国<sup>14</sup>アントニオペナヒエル氏米其西哥統計總覽一部ヲ送り且ツ地理統計協會員兼通信委員トナリシコトヲ報ス

180613

○六月十三日 幹事安川繁成三等屬岡松徑長崎外六県ノ視察ヲ了リ(おわり) 歸京ス

正案ノ下問ヲ請フテ曰ク人口調査ハ統計上ノ要件ナレ  
 氏戸籍登記ノ方法整備セサルニ因テ事實疎漏ニ涉リ遺  
 憾少ナカラス蓋シ戸籍ハ政治ノ基礎ナリ苟クモ之ヲ等  
 閑ニ附スヘカラス聞ク内務省ニ於テ既ニ改正法案ヲ上  
 リ廟議ノ後施行アルベシト然レ氏戸籍登記ノ整否ハ統  
 計調査上關係至切ノ件ナルヲ以テ本院亦應サニ意見ヲ  
 具申シ参考ニ供セントス因テ其改正案ヲ議定スルニ先  
 チ豫メ下問アラントヲ請フ。○十八日米其西哥國アント  
 ニオペナヒエル氏米其西哥統計總覽一部ヲ送り且ツ地  
 理統計協會員兼通信委員トナリシコトヲ報ス。○六月十三  
 日幹事安川繁成三等屬岡松徑長崎外六縣ノ視察ヲ了リ  
 歸京ス。○十五日初メ明治十六年中佛國學士會院アント

14 「米其西哥国」は、国名と思われませんが、判読できませんでした。ちなみに「西哥」を含む国名の漢字表記の例には墨西哥(メキシコ)がありますが、これと「米其西哥国」との関係は不明です。



東京ス。○十五日初メ明治十六年中佛國學士會院アント  
 ニー、ルーリエー氏書ヲ致シテ本邦ノ統計書中人口調査  
 ノ事實類集法ト職業調査ノ結果ヲ載スル者ヲ問フ即チ  
 贈ルニ甲斐國現在人別調一部ヲ以テシ後千八百八十四  
 年巴里統計協會賞ヲ懸ケテ大ニ職業調査法ヲ講究ス時  
 ニルーリエー氏出ス所ノ議宜シキヲ得タルヲ以テ賞金千  
 法ヲ贈ラレタリト此日書ヲ寄セテ本院ニ謝シ且ツ草按  
 ノ條目ヲ報ス。○二十九日萬國對照年鑑譯成ルニ等屬高  
 橋二郎六等屬青島一郎八等屬間庭又次郎ヲシテ校訂セ  
 シム。○七月八日三等屬佐藤佳馬四等屬山成哲造六等屬  
 水井周芳新井金作七等屬服部徳御用掛井上瑞枝雇仁木  
 政信千馬武雄近藤一八山本乙三郎病ヲ以テ職ヲ辞ス。○

180615

初メ明治十六年中仏國(フランス)學士會院アントニー、ルーリエー氏書ヲ致シテ本邦ノ統計書中人口調査ノ事實類集(るいしゅう=同じ種類の事柄を集めること)法ト職業調査ノ結果ヲ載スル者ヲ問フ即チ贈ルニ甲斐國現在人別調一部ヲ以テシ後千八百八十四年(明治17年)巴里(パリ)統計協會賞ヲ懸ケテ大ニ職業調査法ヲ講究ス時ニルーリエー氏出ス所ノ議宜シキヲ得タルヲ以テ賞金千法ヲ贈ラレタリト此日書ヲ寄セテ本院ニ謝シ且ツ草按(=草案)ノ條目ヲ報ス

180629

万国對照年鑑訳成ルニ二等屬高橋二郎六等屬青島一郎八等屬間庭又次郎ヲシテ校訂セシム

180708

三等屬佐藤佳馬四等屬山成哲造六等屬水井周芳新井金作七等屬服部徳御用掛井上瑞枝雇仁木政信千馬武雄近藤一八山本乙三郎病ヲ以テ職ヲ辞ス

180715

幹事安川繁成権大書記官石橋重朝権少書記官世良太一報告書取調委員ヲ命セラル

180716

水井周芳新井金作服部徳ノ出仕ヲ免シ佐藤佳馬山成哲造井上瑞枝ニ非職(=官吏が、地位はそのままでも職務だけを免ぜられたこと)ヲ命ジ仁木政信以下ノ雇ヲ解ク

180720

初メ明治十四年九月九日白耳義(ベルギー)公使ヨリ該國政府ト我邦官衙(かんが=官庁)ノ統計書類ヲ交換センコトヲ請フヤ之ヲ聴セシカ當時事創始ニ属シ未ダ書類ヲ送ラサリシガ本月ニ至リ白耳義(ベルギー)公使ヨリ各庁へ通牒(つうちょう=國家の一方的意思表示を内容とする文書)ノ月日ヲ問ヒ之ヲ催ス因テ(よって)外務省公信局長淺田徳則書ヲ内閣ニ出シテ事由ヲ詢フ(とう=問い尋ねる)

180727

五等屬村上義方ヲ四等屬ニ八等屬間庭又次郎ヲ七等屬ニ任ジ雇松川輝太郎在田為憲長岡有信ノ月俸ヲ増シ十五円ヲ給ス

十五日幹事安川繁成権大書記官石橋重朝権少書記官世良太一報告書取調委員ヲ命セラル。○十六日水井周芳新井金作服部徳ノ出仕ヲ免シ佐藤佳馬山成哲造井上瑞枝ニ非職ヲ命ジ仁木政信以下ノ雇ヲ解ク。○二十日初メ明治十四年九月九日白耳義公使ヨリ該國政府ト我邦官衙統計書類ヲ交換センコトヲ請フヤ之ヲ聴セシカ當時事創始ニ属シ未ダ書類ヲ送ラサリシガ本月ニ至リ白耳義公使ヨリ各庁へ通牒ノ月日ヲ問ヒ之ヲ催ス因テ外務省公信局長淺田徳則書ヲ内閣ニ出シテ事由ヲ詢フ。○二十七日五等屬村上義方ヲ四等屬ニ八等屬間庭又次郎ヲ七等屬ニ任ジ雇松川輝太郎在田為憲長岡有信ノ月俸ヲ増シ十五円ヲ給ス。○二十九日當ノ外務省公信局長淺田徳則





梨縣甲斐國西八代南部留二郡人員運動ノ調査成ル其編輯（へんしゅう）ノ牒簿ヲ送致ス  
 御覽ニ供シ又親王大臣參議諸省府縣及在留公使等ニ  
 頒ツ。十四日非職太政官御用掛勲七等福澤重香ヲ御用  
 掛トナシ判任ニ准ジ月俸五十四円ヲ給ス。二十三日第四  
 統計年鑑成ル。三十日命アリ院長鳥尾小弥太ヲ欧州へ  
 遣ハサル。二十二月二十日歩兵中佐石本綱同少佐志水  
 直統計委員ヲ免シ更ニ歩兵少佐井上祥ヲ以テ統計委員  
 トナス。二十五日是ヨリ先キ内務少書記官兼統計委員  
 永井久一郎欧州巡廻ノ際白耳義國都ニ至リ統計事項ニ  
 就キ質問スル所アリ時ニ該國內務省萬國統計課長某我

181020

○二十日 山梨県甲斐国西八代南部留二郡人員運動ノ調査成ル其編輯（へんしゅう）ノ牒簿ヲ送致ス

181106

○十一月六日 万国対照年鑑刷成ス 乃チ（すなわ）ち之ヲ御覽ニ供シ又親王大臣參議諸省府縣及在留公使等ニ頒ツ

181114

○十四日 非職（=官吏が、地位はそのまま職務だけを免ぜられたこと）太政官御用掛勲七等福澤重香ヲ御用掛トナシ判任ニ准ジ月俸五十円ヲ給ス

181122

○二十二日 第四統計年鑑成ル

181130

○三十日 命アリ院長鳥尾小弥太ヲ欧州へ遣ハサル  
181222

○十二月二十二日 歩兵中佐石本綱同少佐志水直統計委員ヲ免シ更ニ歩兵少佐井上祥ヲ以テ統計委員トナス

181225

○二十五日 是ヨリ先キ内務少書記官兼統計委員永井久一郎欧州巡廻ノ際白耳義國（ベルギー）都ニ至リ統計事項ニ就キ質問スル所アリ時ニ該國內務省萬國統計課長某我邦ノ官衙（かんが=官庁）ニ於テ洋文ヲ以テ編輯セル統計書ヲ得ンコトヲ求メシヲ以テ本院ヨリ之ヲ蒐集（しゅうしゅう=収集）送致センコトヲ請フ其書ナキヲ以テ送ラス

181226

○二十六日 二等属高橋二郎四等属村上義方、六、青島一郎、七、間庭又次郎 塚原周造、八、蒲生俊雇筒井源次郎 松川輝太郎 河瀬良策長岡有信 宇都木克憲 楠立生職務ニ勉励シ且ツ第四統計年鑑印刷ノ際功勞アルヲ以テ金幣ヲ賑フコト各差アリ

邦ノ官衙ニ於テ洋文ヲ以テ編輯セル統計書ヲ得ンコトヲ  
 求メシヲ以テ本院ヨリ之ヲ蒐集送致センコトヲ請フ其書  
 ナキヲ以テ送ラス。二十六日二等属高橋二郎四等属村  
 上義方六青島一郎七間庭又次郎塚原周造八蒲生俊雇筒  
 井源次郎松川輝太郎河瀬良策長岡有信宇都木克憲楠立  
 生職務ニ勉励シ且ツ第四統計年鑑印刷ノ際功勞アルヲ  
 以テ金幣ヲ賑フコト各差アリ。二十七日



井源次郎松川想太郎河津良策長岡有信宇都木克憲楠立  
 生職務ニ勉勵シ且ツ第四統計年鑑印刷ノ功勞アリ  
 ○二十七日現在官吏ハ院長  
 鳥尾小弥太幹事安川繁成大書記官杉亨二権大書記官石  
 橋重朝少書記官細川廣世権少書記官世良太一准奏任御  
 用掛緒方道平相原重政一等属島村泰二等属高橋二郎三  
 等属岡松徑四等属小鹿島果五等属村上義方鈴木敬治小  
 此木辰太郎六等属倉持義山杉山親青島一郎兼内務六等  
 属辻啓一郎七等属大町總策佐藤信美渡辺源二郎齋藤信  
 一塚原周蔵八等属間庭又次郎蒲生俊関三吉郎鈴木義信  
 小林匡顕新倉蔚九等属阿左見増太郎准判任御用掛福  
 沢重香多羅尾光應河村良作矢崎鎮四郎奥田一夫ナリ以上  
 人員左ノ如シ

181227

**○二十七日**現在官吏ハ院長鳥尾小弥太 幹事  
 安川繁成 大書記官杉亨二 権大書記官石橋重  
 朝 少書記官細川広世 権少書記官世良太一  
 准奏任御用掛緒方道平 相原重政 一等属島村  
 泰 二等属高橋二郎 三等属岡松徑 四等属小  
 鹿島果 五等属村上義方 鈴木敬治 小此木辰  
 太郎 六等属倉持義山 杉山親 青島一郎 兼内  
 務六等属辻啓一郎 七等属大町總策 佐藤信美  
 渡辺源二郎 齋藤信一 塚原周蔵 八等属間庭  
 又次郎 蒲生俊 関三吉郎 鈴木義信 小林匡顕  
 新倉蔚 九等属阿左見増太郎 准判任御用掛福  
 沢重香 多羅尾光應 河村良作 矢崎鎮四郎 奥  
 田一夫ナリ以上人員左ノ如シ

勅任 奏任 御用掛 判任 准判任 准等外 計  
 一 五 二 二四 六 三五 七三  
 判任及准判任御用掛中非職各一人アリ  
 ○二十八日統計院ヲ廢シ統計局ヲ内閣ニ置ク  
 統計院誌大尾

勅任	奏任	準奏任 御用掛	判任	準判任 御用掛	準等外 及請雇	計
1	5	2	24	6	35	73

(注) 原文は漢数字

判任及準判任御用掛中非職 (=官吏が、地位はそのまま  
 で職務だけを免ぜられたこと) 各一人アリ

181228

**○二十八日**統計院ヲ廢シ統計局ヲ内閣ニ置ク  
 統計院誌大尾 (たいび=おわり)